

平生町告示第28号

平成27年第6回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年8月24日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成27年9月8日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

長岡 浩君

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

渕上 正博君

細田留美子さん

平岡 正一君

河内山宏充君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

○応招しなかった議員

平成27年 第6回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成27年9月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成27年9月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の日程
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 認定第1号 平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成26年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第8号 平成26年度平生町後期高齢医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第9号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳出決算の認定について

- 日程第19 報告第1号 平成26年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第2号 平成26年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第3号 平成26年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第4号 平成26年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第5号 平成26年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第6号 平成26年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第7号 平成26年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第8号 平成26年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第9号 平成26年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第10号 平成26年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第30 報告第12号 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の日程
- 日程第5 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 認定第1号 平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成26年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第15 認定第6号 平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第8号 平成26年度平生町後期高齢医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第9号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳出決算の認定について
- 日程第19 報告第1号 平成26年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第2号 平成26年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第3号 平成26年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第4号 平成26年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第5号 平成26年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第6号 平成26年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第7号 平成26年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第8号 平成26年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第9号 平成26年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第10号 平成26年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第30 報告第12号 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員（12名）

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1番 長岡 浩君 | 2番 中本 敦子 <small>さん</small> |
| 3番 松本 武士君 | 5番 村中 仁司君 |
| 6番 中川 裕之君 | 7番 河藤 泰明君 |

8番 渕上 正博君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 村井 泰行君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			岡村 茂樹君
総合政策課財務班長			加世 伸彦君

午前9時00分開会・開議

○議長(福田 洋明君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第6回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(福田 洋明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、地方自治法第235条の
2第3項の規定による平成27年8月実施の例月出納検査の結果報告、議員派遣の報告、並びに
地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者、
及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配布した文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆様おはようございます。

この夏は、例年より10日遅い7月29日の梅雨明けではありましたが、その後は、一気に猛
暑が続いたかと思うと、今度は台風や前線の影響による天候不良が続き、ここに来て、ようやく
秋らしさを感じられるようになってまいりました。

今年は、戦後70年という節目の年であり、8月15日には、戦争で亡くなられた方々を追悼
し、平和の大切さを風化させないためにということで、正午前にはサイレンの吹鳴をさせていた
だいたところあります。

前日の8月14日には、閣議決定された「戦後70年談話」が安倍首相から発表されました。
この談話に対しましては、国の内外からいろんな反応や評価があるところではありますが、私と
しても、改めて、不戦の誓いと平和国家として歩み続けることの大切さを胸に刻んだところであ
ります。

さて、後ほど触れさせていただきますが、本町においては、7月17日と8月25日には、台風11号と15号が接近をいたしました。11号では第2警戒態勢で臨み、15号においては対策本部を設置をし、緊張した対応で取り組んでまいりましたが、幸いにして大きな被害もなく、胸をなでおろしている状況であります。

また台風18号が発生ということで台風シーズンは、まだ続きますが、町といたしましても、さまざまな災害の発生を想定をし、常に危機管理意識を持って、災害に備えてまいりたいと考えております。

秋は、「実りの秋」、「文化・芸術の秋」、「読書の秋」、「スポーツの秋」、「行楽の秋」、そして「食欲の秋」と枕言葉の多い季節でもあります。

町内の田んぼでは、これから本格的な稲刈りのシーズンを迎えますが、町内では、例年どおりの多くの行事に加え、今年は、ねんりんピックの開催や町制施行60周年記念式典も予定をされているところであります。

そのさなか、定められました平成27年第6回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

まず、国の各省庁の来年度の概算要求が先月31日に締め切られましたので、国の来年度の概算要求について触れてみたいと思います。

一般会計の要求総額は、102兆4,000億円程度となり、3年連続で過去最大を更新しております。

2016年度は、国と地方の基礎的財政収支、プライマリーバランスを20年度に黒字化するという財政健全化目標の達成を目指す「経済・財政計画」の初年度に当たり、この計画の実現には、経済成長による税収増と同時に、歳出抑制を着実に進めることが欠かせないものとなっております。

財務省は、年末にかけて5兆円規模の圧縮を目指し、査定作業に入る予定とのことであります。

一方、地方財政に関しては、地方が自由に使える一般財源の総額を「18年度まで、15年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保する」と記してありまして、地方創生への取り組みや地方の厳しい財政状況を鑑み、今後3年間、大幅な削減は行わず財源確保に努める姿勢が示されておるところであります。

しかしながら、内閣府が概算要求に盛り込んだ「新型交付金」の額は1,080億円でありまして、地方負担を合わせた事業費ベースでは2,160億円となっております。

新型交付金は、従来の補助金のメニューにはなかったもので、地方交付税では対応できないものが対象とされておりまして、14年度の補正予算で御承知のように1,700億円が計上され

た「地方創生先行型交付金」を概算要求が下回ったことに対して、地方からは不満の声が上がっているところでもあります。

また、地方交付税の概算要求額は、出口ベースで2.0%減の16兆4,266億円とされておりまして、一般会計からの繰入額であります入口ベースでは、1.4%増の15兆6,301億円となるものであります。

いずれにいたしましても、国の借金が1,000兆円を超えている中、今後、財政再建と経済成長の課題をどう対処していくのか、地方自治体としてもしっかりと注視してまいりたいと考えております。

これから本格的な各省庁の予算折衝が行われます。これまでも全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところでもあります。

特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の確保されるべき財源であり、地方交付税が実際に減額されるということになれば、財政力の弱い市町村にとって、行政運営や行政サービスに支障が出かねないかと懸念をされる所でもあります。

私といたしましても、今後もいろんな機会を見て、議会の皆さんと一緒に、精一杯、町の声や地方の声を県や国に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、「行政報告」として申し上げます。

その前に、このたび、保育料の算定に誤りがありましたことが判明しましたので、お知らせをいたしますとともに、おわびを申し上げたいと存じます。

今年度から始まりました「子ども・子育て支援新制度」における保育料の算定につきましては、算定根拠となる数値が、「所得税額」から「町民税所得割額」に変更となったため、町の電算システムの変更を行なったところでもあります。

しかしその際、町民税所得割額の算定に当たっては、調整控除のほか、「税額調整措置」も反映をさせると解される規定になっていたにもかかわらず、そのことを認識せずにシステムの変更の対応をしてしまいました。

そのために、保育所利用者のうち1世帯の方について、本来の保育料よりも月額で2,000円、4カ月分で8,000円高い金額で算定し、過大徴収することとなったものであります。

該当される保護者に対しましては、判明後直ちに連絡を取り、おわびをするとともに、返還の手続きをさせていただきました。

このたび、保育料の算定の誤りにより、当該保護者並びに保育所等の関係者の皆様に多大な御

迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、深くおわびを申し上げますとともに、今後、このようなことがないように、緊張感を持って業務に当たり、特に制度改正に伴うシステム変更等については、しっかり注意を払って対処するよう徹底を図ってまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

それでは、行政報告に入らせていただきます。

まず、協働のまちづくりについてであります。

協働のまちづくりに向けた、コミュニティ協議会等の取り組み状況につきましては、宇佐木地区、大野地区、堅ヶ浜地区、平生まち・むら地区におきまして、それぞれコミュニティ協議会を設立され、宇佐木地区、堅ヶ浜地区においては「地域づくり計画」を策定され、取り組みを実践中であります。大野地区、平生まち・むら地区においては、地域課題の解決に向けての「地域づくり計画」を策定中であります。

曾根地区、佐賀地区におきましては、コミュニティ協議会の設立に向けて、設立準備委員会を設置され、アンケート調査等を実施されるなど、役員会や準備委員会において協議が進められているところであります。

次に、台風に対する警戒態勢と対応についてであります。

7月16日から17日にかけて接近をした台風11号への対策につきましては、先ほど申し上げましたように第2警戒態勢で配備をし、対応したところであります。

今回の台風15号の対応につきましては、8月24日の午前と午後2回の対策会議を開催するとともに、防災行政無線や防災メール、そして広報車による呼びかけを行い、海岸線沿いの自治会長さんにも連絡も行ったところであります。

25日には、午前8時に第3回目の対策会議を開催し、同会議を対策本部に格上げをして、同日正午からも2回目の対策本部会議を開催し、現状の報告と対応など協議をさせていただきましたが、大きな被害報告もなく、ほっとしているところであります。

自主避難につきましては、25日の午前、佐賀地区で1人の自主避難者があり、担当職員により対応したところであります。

次に地方創生に関する取り組みについてであります。

去る6月26日、第1回平生町未来戦略策定委員会の開催をいたしました。

平生町の人口の現状や将来の展望を示す「人口ビジョン」と今後5カ年の基本目標や具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定に向け、専門的なそれぞれ見地から御意見をいただくことを目的といたしております。

当日の会議におきましては、策定委員長に平生町観光協会会長の田村伸夫さん、副委員長に平生まち・むらコミュニティ協議会事務局長、村川真由美さんを選出後、事務局から「長期ビジョ

ン・総合戦略の概要」及び「平生町未来戦略策定方針案」等の説明を行いました。

その後、出席された全委員さんからさまざまな視点から貴重な御意見、御提言をいただくことができたところであります。

今後、策定委員会を2回程度開催し、本年10月末までの本町の未来戦略の策定を目指して今取り組んでいるところであります。

次に、第28回全国健康福祉祭ねんりんピックおいでませ！山口2015囲碁交流大会にかかわる取り組みについてであります。

全国健康福祉祭は、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加及び生きがいの高揚を図り、触れ合いと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的としてスポーツと文化、健康と福祉の祭典であります。

10月17日から20日までの4日間、山口県において「第28回全国健康福祉祭やまぐち大会ねんりんピックおいでませ！山口2015」が開催されます。

本町では囲碁交流大会が開催され、10月18、19日の2日間、町の体育館を主会場として、全国から選手約180名が集い、団体戦、個人戦により優勝が争われます。

また、「第3回平生町健康づくりの集い」もあわせて開催し、健康測定機器を使ったコーナーや健康相談、栄養相談も開設をいたします。このほか地元の食材を使ったこだわり鍋のおもてなしも用意をさせていただきます。

この交流大会は、平生町を全国に発信をしていく絶好の機会であり、人との出会い、平生らしさ、平生独自のおもてなしを目標に、会場を訪れた皆さんの心に残る交流大会に向けて、現在実行委員のみなさんを中心に準備を進めているところでございます。

次に、平生町プレミアム商品券「I♡HIRAOきずな商品券」についてであります。

国の緊急経済対策にかかわる補正予算を活用し、町内の消費拡大及び経済活性化を図るために平生町プレミアム商品券を発行いたしました。

販売につきましては、まず第1弾として、購入を希望される町内の世帯に行きわたるように、6月24日から28日の4日間で佐賀公民館、平生町商工会、平生町役場と会場を変えて、全戸に配布した整理券を使用して販売を行いました。

第2弾として、7月25日に、武道館において町内の方であればどなたでも購入できる方法での販売を行い、第1弾とあわせて予定をいたしておりました商品券8,000セットの完売をいたしたところであります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） おはようございます。

それでは、6月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について、御報告申し上げます。

まず、教科書採択についてであります。

公立学校で使用される教科書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定により、学校を設置する市町村の教育委員会に採択の権限があるとされております。

今年度は、平成28年度から使用する中学校の教科用図書の採択の年であり、5月下旬に、その地域内では同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域として、県教育委員会が諸条件を考慮して決定することとなっている採択地区である熊毛郡において、採択に当たっての研究、調査の第1回目の協議会を開催しました。

その後、柳井市、大島郡、熊毛郡が共同で、教科用図書の研究調査を行い、7月中旬の3回目の会議において、その研究調査の結果報告を受け、引き続き2回目の熊毛郡の協議会において、郡として選定したところであります。それを受け7月下旬に、本町教育委員会会議において、教科ごとに採択を行ったところであります。

次に全国学力・学習状況調査についてであります。

本調査は、全国規模で小学校6年生と中学校3年生を対象とし、例年の国語、算数・数学に、今年度は理科を加えた3教科の学力の状況や児童生徒の生活習慣、学習環境等の状況を調査するもので、全国一斉に本年4月21日に行われたものであります。

先月25日、文部科学省からその結果の公表が行われるとともに、その結果についてマスコミの間で報道・議論がされているところであります。

山口県及び本町においては、これまで同様市町別、学校別の結果公表は行わないこととしております。結果につきましては、山口県としては中学理科が全国平均と同率だった以外、国語、算数・数学の全てで全国平均を3年連続で上回り、一定の成果が出ているところであり、本町においても各学校における平素からの学力向上に向けた取り組みの成果が見られるところであります。

今後とも、学校と家庭の信頼関係を構築し、地域とも連携・協働し、一体となった学力向上の取り組みを進めてまいりたいと考えています。

次に、「世界一大きな絵2020」についてであります。

世界中で描かれた子供たちの絵をつなぎ合わせ「世界一大きな絵2020」を製作するプロジェクトに平生小学校及び佐賀小学校の児童が参加し、縦5メートル、横5メートルの「世界一大きな絵2020平生町」が完成しました。世界平和に向けた子供たちの思いを1枚の大きな絵に託し、世界の子供達と国や宗教、人種を超えて、共通の喜びを分かち合うことを目的に行われたものであります。2020年の東京オリンピックにおいて、世界中の絵とつなぎ合わせて披露し、

最後は広島市の小学校の資料館の地下に納められ、未来の子供たちに贈られることとなっております。完成した絵は一時的に本町に返却してもらっており、両小学校の運動会、町制施行60周年記念式典において披露いたしますので、ぜひごらんいただければと思います。

次にスポーツ推進の取り組みについてであります。一昨年度策定しました、「平生町スポーツ推進計画」に基づき、「スポーツで人とまちをつなぐ元気なひらお」の実現を目指して現在、生涯スポーツの推進やスポーツによる地域の活性化など、スポーツ推進施策を展開しているところでございます。その一環として7月12日に平生ミニバスケットボールスポーツ少年団の主体によりまして、町体育館において昨年度に続き、「少年バスケットボール教室」が開催されました。男子プロバスケットボールチームの「広島ドラゴンフライズ」から3名の選手を迎え、平生ミニバスケットボールスポーツ少年団員を初め、団員以外の一般参加の小学生、平生中学校のバスケットボール部員が参加し、基礎を中心に指導を受けました。プロの高い技術に接し、いい刺激を受けたことと思っております。

また7月18日には、各地区でラジオ体操会が開催されました。例年の曾根公民館、佐賀小学校に加え、昨年度から大野公民館が加わり、今年度新たに平生まち・むら地区と活動が広がってきているところであります。ラジオ体操会が健康づくりのきっかけになり、さらに広がってほしいと思っております。

さらに8月15・16日にはF Cクレアーレ招待サッカー大会が開催され、我がまちスポーツとしてのサッカーが根つき、地域スポーツの振興と地域交流、スポーツの底辺拡大につながってきているものと思えます。

次に世界スカウトジャンボリーについてであります。

第23回世界スカウトジャンボリーが山口市のきらら浜を主会場に、7月28日から8月8日までの間、開催されました。日本での開催は昭和46年以来2回目となり、世界162の国や地域から中高生を中心に約33,000余りのスカウトが参加いたしました。期間中、きらら浜の会場において「曾根神舞保存会」によります神舞や、「平生しぶき太鼓しぶきっ子」による和太鼓演奏が披露され、日本の伝統文化の紹介や平生町のPRに努めたところであります。

また地域プログラムとして、7月31日にスカウト120名が本町を訪れ、3班に分かれて日本や本町の歴史・文化・スポーツ・食をそれぞれ体験し小中高生と交流を深めたところです。さまざまな国の若者と交流することで、本町の子供たちの国際理解もより深まり、グローバルな視点を持ってくれるものと思えます。

以上をもちまして教育行政の報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 認定第1号

日程第11. 認定第2号

日程第12. 認定第3号

日程第13. 認定第4号

日程第14. 認定第5号

日程第15. 認定第6号

日程第16. 認定第7号

日程第17. 認定第8号

日程第18. 認定第9号

日程第19. 報告第1号

日程第20. 報告第2号

日程第21. 報告第3号

日程第22. 報告第4号

日程第23. 報告第5号

日程第24. 報告第6号

日程第25. 報告第7号

日程第26. 報告第8号

日程第27. 報告第9号

日程第28. 報告第10号

日程第29. 報告第11号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算から日程第9、議案第5号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例及び日程第10、認定第1号平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、認定第9号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第19、報告第1号平成26年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から日程第29、報告第11号地方公共団体の財政の健全化に関する法律

における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの報告を求めます。

山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは御提案をいたします、予算3件、条例2件、認定9件の議案につきまして、順を追って御説明申し上げます。

議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は、2億2,463万9,000円を追加をいたしまして、予算総額は51億2,083万9,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出については12ページからであります。

一般管理費では、地域課題対策事業として、やまぐち森林づくり県民税関連事業を活用し、赤子山周辺の森林整備を支援をいたします。

情報通信費では、社会保障・税番号制度システムの整備費について、確定見込みに伴いまして、増額補正するものであります。

また、住民情報・税情報などの基幹業務系システムについて、経費圧縮とともに、災害時の業務継続に向けた対応力の強化を図るため、クラウド型情報システムを活用した共同利用・共同調達の取り組みを検討する「山口県4市6町情報システム共同利用検討会議」への負担金を計上いたしております。

財務財産管理費では、地方財政法の規定により、平成26年度決算の繰越金のうち繰越明許費繰越額を除いた2分の1相当額及び、補正予算の財源充当後の残金を財政基金へ積立金として計上いたすものであります。

さらに、地域住民生活等緊急支援事業費を目として新設をいたしております。

委託料として、ホームページをリニューアルすることで、平生町のイメージアップを図るとともに、定住促進のための各種情報や町の魅力を効果的に発信をし、移住者の増加につなげるためのホームページ再構築の経費を計上いたしております。

また、総務省が運営する「全国移住ナビ」は、移住促進を目的とした居住・就労・生活支援等にかかわる情報を集約して総合的な情報提供を行うポータルサイトでありまして、「全国移住ナビ」に掲載することで、平生町の移住・定住を促進するため、町の紹介や各種移住・定住施策等を盛り込んだPR映像を作成する経費を計上いたしております。

13ページの賦課徴収費では、職員の休職に伴う代替事務補助員の賃金を計上いたしております。

14ページの戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度導入により、個人番号カード交付にかかわる費用を計上いたしております。

町議会議員選挙費では、確定により、それぞれ精算をいたすものであります。

16ページの社会福祉総務費の繰出金につきましては、財政安定化支援事業の確定により、追加するものであります。

老人福祉総務費の老人保護措置費におきましては、入所者数の実績等により増額をいたすものであります。

福祉医療対策費や障害福祉費では、過年度分の精算による返還金を計上いたしております。

児童環境づくり推進事業費や保育所運営費の返還金につきましても、過年度分の精算によるものであります。

18ページの清掃費では、普通交付税の確定に伴いまして、熊南総合事務組合への負担金を増額いたすものであります。

19ページの土地改良事業費では、当初予算で佐合島の舗装改修経費を計上しておりましたが、このたび県補助金の離島の定住・交流サポート事業の内示がありましたので、財源充当をいたすものであります。

林業総務費では、やまぐち森林づくり県民税関連事業を活用して、町内の繁茂竹林を伐採する経費を助成する費用を計上いたしております。

20ページの商工振興費では、当初予算で、労働福祉対策費に柳井地域合同就職面接会負担金を、観光費にサザンセット・ロングライド実行委員会補助金を計上しておりましたが、当初事業に新たに観光PR事業を加えて、国の半島振興広域連携補助事業を活用し、柳井地区広域一体となった労働・福祉及び観光振興の取り組みをいたすものであります。

21ページの住宅管理費では、町営住宅の修繕料を追加するものであります。

また、礪崎団地のシロアリ防除のための費用を計上いたしております。

続きまして、歳入について申し上げます。8ページからであります。

町税の固定資産税につきましては、主に償却資産に係る固定資産税の増加を見込んで計上いたしております。

軽自動車税につきましては、当初予算では、地方税制改正により軽自動車税の税率を引き上げたもので見込んでおりましたが、適用開始が1年延期とされたため、減収をいたすものであります。

地方特例交付金は、確定に伴いまして、増額をいたすものであります。

9ページの地方交付税は、確定により増額をいたすものであります。

普通交付税の全国ベースでの総額は、1兆5千7億495億円であり、前年度と比較すると0.8%の減少であります。そのうち、市町村分は、7兆3億790億円で、前年度比較で0.5%と減少しております。

しかし本町の普通交付税を昨年と比較いたしますと、8,862万1,000円の増額となっております。

この主な要因につきましては、基準財政需要額において今年度新設をされました「人口減少等特別対策事業費」などによりまして、増額したものでございます。

10ページにかけての分担金及び負担金、国庫支出金と県支出金につきましては、歳出において御説明をいたしました事業などに伴います特定財源を増額、あるいは減額いたすものであります。

寄附金は、特定寄附金でありまして、育英基金へ積み立てるものであります。

繰越金につきましては、1億3,337万5,000円を追加いたしまして、繰越金の総額は1億6,337万5,000円となるものであります。

11ページの雑入については、過年度障害者福祉費負担金を計上いたしております。

町債では、臨時財政対策債は確定によりまして1,943万5,000円増額いたすものであります。

前に戻りまして、5ページの第2表、地方債補正については、先ほど歳入で御説明いたしました町債の増額によりまして、起債額を変更するものであります。

なお、23ページから25ページにかけての給与費明細書、26ページの地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、4,266万3,000円を追加いたしまして、予算総額は20億3,466万円となるものであります。

歳出につきましては、7ページの諸支出金は、過年度分の精算によります療養給付費交付金等の還付金を計上いたしております。

基金積立金につきましては、精算に伴う剰余金を積み立てるものであります。

続きまして歳入につきまして御説明申し上げます。

6ページの繰入金につきましては、普通交付税確定に伴う財政安定化支援事業費を追加いたすものであります。

繰越金につきましては、平成26年度決算に伴う繰越金であります。

続きまして、議案第3号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は1,765万2,000円追加いたしまして、予算総額は13億2,

622万2,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。精算による余剰金の介護給付費準備基金への積み立てと、過年度分の保険料還付金、国庫支出金等への返還金を計上いたしております。

6ページの歳入については、県支出金の過年度介護給付費精算負担金と、繰越金については、平成26年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、議案第4号平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び、議案第5号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

両条例につきましては、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現を図るため、平成25年5月に公布をされました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、その一部を改正するものであります。

まず平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、従来、本条例におきまして、個人情報の適正かつ公正な取り扱いに関して必要な事項を定めておりましたが、同法の制定により、個人番号を含む個人情報であります、特定個人情報につきましても、同様に追加して規定するものであります。

続きまして、平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を規定するものであります。本年10月5日から住民に個人番号をお知らせをする通知カードを送付いたしまして、平成28年1月1日からは申請に基づきまして個人番号カードを交付することになります。両カードを紛失するなど再交付する場合には、個人が費用負担することとなりますので、その手数料についての規定でございます。また、個人番号カードの交付に伴い、住民基本台帳カードが廃止されますので、同カードにかかわる交付手数料を廃止いたすものであります。

両条例とも、施行日は平成27年10月5日及び平成28年1月1日となりますが、一部の事項については同法の施行日に伴い別に定めております。

以上をもちまして予算3件、条例2件の提案理由の説明を終わらせていただきますが、次の平成26年度一般会計ほか8つの特別会計の歳入歳出決算の内容につきましては、吉賀副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

終わりに報告11件でございます。まず、基金に関する報告が10件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金ほか9基金の平成26年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。同法律に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業

会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決、あるいは御認定を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 吉賀副町長。

○副町長（吉賀 康宏君） それでは、平成26年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成27年5月29日に出納閉鎖を終え調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。

監査委員さんにおかれましては、7月24日から8月13日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課に説明を求め日時をかけて審査をされました。

その後、8月25日に監査の公表を受けましたので、これらの意見を付して地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるに当たり、その概要を主に決算の付属資料をもとに一般会計から順を追って御説明を申し上げます。

なお、財産に関する調書は地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成しておりますが、別冊としておりますので申し添えます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は52億4,771万3,159円、歳出総額は50億8,268万704円でありまして、歳入歳出差引額が1億6,503万2,455円となっております。

平成27年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が165万7,000円でありますので、実質収支額につきましては、1億6,337万5,455円となるものでございます。

単年度収支につきましては、3,675万7,990円の黒字となっております。実質単年度収支につきましては、財政基金への積立額が取崩額を9,095万8,583円下回っていることから、5,420万593円の赤字となっております。

歳出の前年度対比につきましては、歳入が1.2%の増、歳出が1.3%の増となっております。主な歳入歳出の増額要因といたしまして、臨時福祉給付金給付事業や繰越事業であります子育て支援特別対策事業施設整備によるものであります。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明を申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただけたらと思います。決算書の9ページでございます。町税につきましては個人町民税が2.9%減少しておりますが、固定資産税が

2.7%の増加、軽自動車税が2.5%の増加となっており、町税全体では、平成25年度決算額と比較して0.2%の増加となっております。ほぼ、前年度並となっております。

10ページの地方消費税交付金につきましては、消費税の増税に伴い増加となっております。

11ページの地方交付税の普通交付税は、地域振興費における歳出削減に要する経費に係る固定係数の廃止により7,473万8,000円、4.1%減少しており、特別交付税は291万8,000円、1.9%増加しております。

13ページから15ページにかけての国庫支出金の国庫負担金につきましては、主に保育所運営費の増加により1,719万2,485円、6.4%の増加となっております。国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金給付事業費や社会保障・税番号制度システム整備費は増加しておりますが、漁港海岸保全事業の減少に伴いまして、全体で624万2,380円、4.0%の減少となっております。

15ページから19ページにかけての県支出金の県負担金につきましては、主に国民健康保険基盤安定負担金の増加により3,423万8,606円、21.7%の増加となります。

県補助金につきましては、主に、子育て支援特別対策施設整備事業の繰越事業分等により、5,750万4,152円、34.5%の増加となっております。

県委託金につきましては、選挙費の減額により897万6,558円、18.4%減少しております。

20ページの繰越金につきましては、前年度対比で10.0%の増加となっております。

22ページから23ページにかけての町債につきましては、町道改良事業や漁港海岸保全事業の事業縮小のほか、臨時財政対策債は減少したことから、町債全体では3,320万2,000円、7.1%の減少となっております。

続きまして、歳出であります。

24ページの議会費でございます。24ページの議会費は、総額7,400万3,364円となっております。全体で154万6,959円、2.1%の増加となっております。

次に、総務費は、総額で7億6,934万9,008円、前年度と比較して1,030万7,353円、1.3%の減少となっております。

26ページにかけての一般管理費では、「平生町参加と協働のまちづくり条例」の具現化に向けて、地域の課題解決や地域力の向上に取り組む活動を支援し、住みよい地域づくりに取り組んでまいりました。

27ページにかけての情報通信費では、平成27年10月にマイナンバーの付番・通知が行われることから、社会保障・税番号制度に伴うシステムの改修を実施いたしました。

28ページにかけての庁舎管理費におきましては、町民への迅速な情報伝達を目的として継続

事業であります、防災行政無線のデジタル化の整備事業を実施いたしました。

29ページにかけての企画振興費では、「第四次平生町総合計画」の前期基本計画に基づき、未着手事業の取り組みと進捗状況について点検を行い、総合計画の着実な実践を図りました。

30ページの交通安全対策費におきましては、カーブミラーやガードパイプ等の整備について、自治会から設置要望が多く出され、事業費が増加している傾向にあります。特に、ガードパイプの設置については、設置延長の長い箇所も多く、優先順位を決め、計画的に整備を実施いたしました。

次の地域住民生活等緊急支援事業費におきましては、国の補正で、創設された地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策による各事業について、全て平成27年度に繰り越すものであります。

32ページの徴収対策費におきましては、滞納者への納税意識の高揚に努め、悪質滞納者への強制徴収の手続を行う等、滞納額の縮減や税収の確保に努めております。

32ページから33ページにかけての戸籍住民基本台帳費では、戸籍電算システムの機器保守期限が到来したことにより、戸籍電算システム機器の更新を行っております。

33ページから35ページにかけての選挙費では、町長選挙と衆議院議員選挙を実施いたしております。

次の統計調査費では、農林業センサス全国消費実態調査、経済センサス、工業統計調査を実施いたしております。

36ページからの民生費は、総額で16億4,629万9,300円となり、前年度対比では2億4,222万4,221円、17.3%の増加となっております。増加要因といたしまして、子育て支援特別対策事業、施設整備事業や臨時福祉給付金給付事業によるものであります。

37ページにかけての社会福祉総務費では、平成25年度から引き続き、「安心生活基盤構築事業」を展開し、地域課題の把握を行い、地域住民の社会的孤立を防ぐことに取り組んでおります。

38ページにかけての老人福祉総務費では、平成27年10月に開催される「ねんりんピックおいでませ！山口2015」の交流事業として、囲碁大会を実施しますが、その準備に向けて取り組みました。

39ページから40ページにかけての障害者福祉費では、障害福祉サービス事業の支給において、サービス利用計画の作成が義務づけられてから3年目となり、よりきめ細やかなサービスの支給決定がされるようになったことなどから、給付費が大幅に伸びております。

次の臨時福祉給付金事業費では、消費税の引き上げに際し、低所得者の負担緩和のため、対象者へ1万円の給付を行いました。

41ページにかけての児童環境づくり推進事業費では、平成27年度から「子ども・子育て支

援新制度」に向けて、子育ての現状と課題の把握に取り組んでおります。また、子育て支援センターにつきましては、宇佐木保育園の閉園に伴い、平生保育園に場所を移し、子育て支援の充実に取り組みました。

41ページから42ページにかけての保育所運営費では、新設民営化への円滑な実施に向けて取り組むと同時に、保護者のニーズに沿った柔軟な対応ができるよう取り組んでまいりました。また、新設保育園整備資金借入金に対する元利償還金の補助を実施しております。

43ページの子育て世帯臨時特例給付金事業費では、消費税の引き上げに際し、子育て世帯の負担緩和のため、対象者へ1万円の給付を行いました。

44ページからの衛生費は、総額で2億9,243万886円となっており、前年度対比では1,809万1,438円、6.6%の増加となっております。

保健衛生総務費では、救急告示病院の運営費を一部負担することにより、救急搬送された患者に対する救急医療の安定的な確保に取り組みました。

45ページにかけての母子衛生費では、言葉のおくれを持つ幼児を対象に、言語指導教室を開催しておりますが、指導員の交替や設置場所の変更がありましたが、教室の需要が高く、幼児の言語発達に不安を抱える保護者を支援しております。

46ページにかけての予防費では、予防接種法施行令の改正により、平成26年10月1日から、幼児への水痘及び高齢者への肺炎球菌が定期接種となり、定期接種化の周知徹底を図りました。

47ページから48ページにかけての環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費により、7基の設置に係る経費を補助いたしました。

48ページからの労働費は、総額で662万1,590円となり、前年度対比では505万3,878円、43.3%の減少となっております。理由といたしまして、平成25年度に実施しました勤労青少年ホームの現況耐震診断経費とトイレの改修工事が完了したことによるものです。

49ページからの農林水産業費は、総額で2億4,189万1,356円となっており、前年度対比では1億6,994万9,317円、41.3%の減少となっております。この要因は主に、漁港海岸保全事業等の事業費の減少によるものであります。

50ページにかけての農業振興費では、推奨堆肥の選定により、安全安心な「こだわり栽培農作物」に取り組んでいる、ひらお特産品センター協同組合に対して、伝承の土づくり事業による支援を実施いたしました。

51ページの土地改良事業費では、単独土地改良事業7件を実施し、老朽化した農道や水路の整備事業を実施いたしております。

52ページのひらお特産品センター管理費では、センターの売上金額が1億3,017万

1,661円で、前年度対比で4.7%の増加、年間来客数も15万224人で前年度対比4.2%の増加となっております。

53ページにかけての林業総務費では、増加傾向にあるイノシシなどの有害獣から農作物を守るため、防除柵設置の支援とともに捕獲に対しての奨励金の交付や、新規のわな猟、狩猟免許取得者への支援及びわな猟の狩猟者登録の援助を継続して行っております。

53ページの林業事業費では、林道の舗装改良事業を1件実施いたしております。

次の水産業振興費では、水産振興対策事業費としてガザミ、ヒラメ、車エビ等の各種種苗の放流事業を実施し、水産資源の増大を図っております。

54ページにかけての漁港建設事業費では、高潮から背後集落を守る海岸保全施設整備事業を現年度事業分、繰越事業分を合わせて5件実施しております。

次の商工費は、総額で1,752万8,096円となりまして、前年度対比では24万197円、1.4%の増加となっております。

55ページにかけての商工振興費では、第3回となる「ひらお産業まつり」を開催いたしました。前年同様約4,000人の来場者があり、平生町のPRや町内生産者等の生産意欲の高揚、また、町内企業間の連携と活性化につながったものと考えております。

55ページからの土木費は、総額で5億3,663万8,036円で、前年度対比では381万5,049円、0.7%の増加となっております。

56ページにかけての土木総務費では、耐震改修促進法の改正に伴い、耐震診断の義務を課された病院に対して補助をいたしました。

次の道路橋梁維持費では、老朽化した道路、橋梁の計画的な予防保全として、主要道路3本の舗装・詳細調査設計及び舗装改修工事を実施いたしました。また、町内2橋の詳細調査設計を実施いたしました。

57ページの道路橋梁新設改良費では、道路改良工事18件、側溝整備工事7件を実施し、生活基盤である町道の改良を推進したものであります。今後におきましても、適正な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

次の河川維持改良費では、老朽化した護岸の改修工事の10件や、流下能力を高めるため河川浚渫工事4件を実施し、河川における災害発生の未然防止による住民の安全確保に努めました。

59ページの住宅管理費におきましては、尾土路団地2戸の解体工事を実施いたしております。

59ページからの消防費は、総額で2億4,716万5,882円となっており、前年度対比で320万1,618円、1.3%の減少となっております。

60ページの消防施設費では、第6分団に小型動力ポンプ付積載車を購入し、消防力の強化充実を図っております。

61ページからの教育費は、総額で4億3,745万9,029円となっており、前年度対比で2,889万903円、7.1%の増加となっております。この増加要因としては、平生小学校普通教室棟、管理教室棟の耐震工事等によるものであります。

62ページにかけるの事務局費におきましては、小中学校で配置している学校司書を1名増員し、2名配置することで、児童生徒が読書習慣を形成する上で、大きな役割を果たしていると考えております。

62ページにかけるの小学校費の学校管理費におきましては、平生小学校の普通教室棟、管理教室棟の耐震補強工事及び給食室の改修工事を実施いたしております。

64ページから65ページにかける中学校費の学校管理費では、特別管理教室棟の耐震補強工事に係る実施設計、水道管布設替工事、トイレ改修工事等を実施いたしております。

66ページから67ページにかけるの幼稚園費では、職員室改修工事を実施いたしました。

68ページにかけるの社会教育総務費では、しょういん学校助成金を活用して、平生町子供会育成連絡協議会が取り組んだ、平生町文化財マップづくりや長い巻きずしづくりについて助成いたしております。

70ページにかけるの公民館費では、中央公民館及び佐賀公民館耐震補強実施設計を実施いたしました。また、中央公民館で空調設備撤去や、田名分館の駐車場舗装工事等を実施いたしました。

72ページの保健体育総務費では、プロバスケットボールクラブチームの選手・コーチを迎え、少年バスケットボール教室を実施いたしました。

72ページにかけるの保健体育施設費では、体育館の耐震補強工事を実施いたしました。

次の災害復旧費は、総額で1,384万200円となり、前年度対比では890万7,273円、39.2%の減少となっております。

災害復旧費では、梅雨時期の豪雨などにより、被災いたしました農業用施設災害復旧工事9件、土木施設災害復旧工事11件を実施いたしております。

74ページの公債費につきましては、総額で6億7,832万1,961円となりまして、前年度対比で832万7,138円、1.2%の減少となっております。

次の諸支出金は、総額で1億2,113万1,996円となり、前年度対比では2,241万4,414円、15.6%の減少となっております。減少の主な要因は、飲料水供給施設事業への繰出金が減少したことによるものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率は93.8%となっており、地方交付税等の減少により1.5%上昇しております。

また、実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した

数値において16.2%となり、0.8%改善し、今後におきましても、この比率が上昇に転ずることのないように、財政運営に注意を払ってまいります。

財政基金の残額は、25年度末と比較いたしますと9,095万8,583円の減少となり、26年度末残高は2億4,707万2,370円となっております。

財政状況は、3年連続して実質単年度収支が赤字となり、引き続き厳しい財政状況にあります。高齢者人口の増加による社会保障費の増加や一般財源の減少等、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増していくものと予想され、さらなる行財政改革を推し進めて、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時20分からいたします。

午前10時04分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

吉賀副町長。

○副町長（吉賀 康宏君） 次に、認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は18億1,684万422円、歳出総額は17億8,667万3,171円、歳入歳出差引残額は3,016万7,251円でありまして、これにつきまして平成27年度へ繰り越すものであります。

この要因といたしましては、国民健康保険税の税率を引き上げたことと、医療給付費が減少したことによるものであります。

26年度末における国民健康保険加入被保険者数は、25年度末と比較して111人減少の3,336人となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

6ページの国民健康保険税につきましては、平成26年度の保険税収入額は25年度と比較いたしますと、現年課税分と滞納繰越分を合わせて6,161万817円増収し、3億6,001万9,516円となっております。

7ページにかけての国庫支出金につきましては、国庫負担金の療養給付費等負担金では5,568万7,742円減少し、2億5,049万4,112円となり、国庫補助金の財政調整交付金では997万6,000円減少し、1億63万9,000円となっております。

全体で25年度と比較して6,533万1,679円減少し、3億6,092万1,976円の交

付を受けております。

8ページにかけての前期高齢者交付金につきましては、平成26年度の概算分及び平成24年度の精算分により、1億41万8,217円増加し、5億7,141万8,014円の交付を受けております。

また、8ページの共同事業交付金につきましては、25年度と比較して医療費の減少により、9,662万7,316円減少の1億8,632万7,654円の交付を受けております。

次に、歳出であります。12ページの保険給付費の一般被保険者療養給付費は2,877万955円減少し10億275万6,555円となり、前年度対比で2.8%減少しております。

退職被保険者等療養給付費は2,415万5,114円減少し、7,575万2,451円となり、前年度対比で24.2%減少しております。

一般被保険者高額療養費は1,870万9,180円減少し、1億4,237万6,881円となり、前年度対比で11.6%減少しております。

保険給付費全般では7,742万8,120円減少し、12億5,057万2,613円となっております。

また、25年度は療養費が大きく増加したことにより赤字決算となったことから、その歳入不足に係る所要額を平成26年度の会計から繰上流用金で補填いたしております。

平成26年度の医療費は減少しておりますが、被保険者の健康づくりや疾病の早期発見により重症化を抑える予防事業などの保健事業を引き続き推進し医療費の抑制を図り、国民健康保険の運営健全化に向けた財政基盤の強化に努めてまいります。

次に、認定第3号下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに、総額6億9,453万1,289円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

平成26年度の管渠整備につきましては、宇佐木地区では上殿、大野北地区では河田北、大野南地区では中村、曾根地区では新地、堅ヶ浜地区では堅ヶ浜西、平生村地区では西原で実施いたしております。これにより、平成26年度末の整備面積は、全体で264.0ヘクタールとなっております。普及率は58.1%、下水道接続率は80.0%となっております。

4ページからの歳入の主な内訳といたしましては下水道使用料であります。平成25年度と比較して0.1%増額となっております。収納率も上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により現年度分収納率は99.8%となっております。

国庫支出金につきましては、平成25年度からの繰越事業により25年度と比較して25.0%増加しております。

一般会計繰入金は4.2%増加して2億7,063万4,172円となっており、一般会計を圧

迫する大きな要因の一つであります。

5ページの町債につきましては、1,310万円増加して2億2,570万円となっております。

6ページから8ページにかけての歳出の主なものとしては、下水道管理費につきましては流域下水道事業維持管理費のウエイトが大きく、下水道管理費全体の71.1%を占めております。

7ページの下水道整備費の工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事等22件の事業を実施しております。

また、流域下水道事業であります田布施川浄化センターの水処理施設増設事業については、平成23年度から工事負担金を支出しております。これは、田布施町及び平生町におきまして下水道事業の整備が進んでおり、処理場への流入汚水量が増加してきていることから最終沈殿池を増設するものであり、県の計画では平成27年度に整備が終了する予定であります。

公債費では、元利償還金は0.5%増加でほぼ前年度並となっております、引き続き3億円を大きく超えるものとなっております。今後におきましてもこの傾向は続くと考えられますので、引き続き公債費の適正な管理に努めたいと考えております。

次に、認定第4号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出とも8万7,269円であります。処理場の土地借上料の支出経費のみを本会計で実施いたしております。

次に、認定第5号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに8,878万8,178円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。前年度対比で1.0%減少となっております。

処理区域面積は106ヘクタール、処理区域内世帯数は550戸と前年度と比較して変化はありませんが、水洗化世帯数は410世帯に、下水道接続率は70.1%となっております。

今後、処理区域内の人口減少により流入量も減少すると考えられ、処理施設の維持管理経費の確保が大きな問題になりますが、普及促進にこれまで以上に積極的に取り組み、料金収入の確保につなげていきたいと考えております。

3ページからの歳入では、排水施設使用料につきましては、収納額は1.0%減少いたしております。

一般会計からの繰入金については、前年度対比で1.5%減少しております。

5ページからの歳出につきましては、全体で1.0%減少しております。

公債費では元利償還金で0.6%増加しております。

続きまして、認定第6号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出総額とも2,630万9,644円となっております。実質収支額もゼロとなるもので

あります。

介護認定審査会は、毎週2回を基本として開催しており、総開催回数は83回で、審査判定総件数は2,253件で、昨年度と比較すると69件減少しております。

3ページの歳入につきましては、審査会の構成町である田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金であります。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。内容につきましては前年度とほぼ同様でございます。

続きまして、認定第7号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は12億8,986万724円、歳出総額は12億7,315万9,116円、歳入歳出差引額が1,670万1,608円を平成27年度へ繰り越すものであります。

高齢者数の増加により平成26年度末の第一号被保険者数は4,359人で、25年度末と比較して44人増加しております。

5ページからの歳入につきましては、介護給付費の増加により国庫負担金や支払基金交付金が増加しております。

7ページの介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費を財源として繰り入れたものであります。

9ページから10ページにかけての保険給付費につきましては、給付費総額が11億8,751万6,811円でありまして、前年度対比4.9%と大きく増加しております。

要介護者に対する給付であります。介護サービス等諸費が5,372万9,521円増加して10億5,302万8,102円となっております。

平生町の平成26年度末の65歳以上の割合は34.9%となっております。

今後も要介護者は増加していくことが予想され、必要とするサービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備は今後行うとともに、一人でも多くの高齢者が自立して元気な長寿社会を送れるような取り組みも進めてまいりたいと考えております。

次に、認定第8号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入歳出とも2億621万7,867円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

3ページからの歳入の主なものは後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億4,618万2,515円であり、歳入決算額全体の70.9%を占めており、収納率は99.6%であります。

5ページからの歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で1億9,707万1,847円となっており、歳出決算額全体で95.6%を占めております。

次に、認定第9号飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入歳出とも、総額3,291万2,757円でありまして、実質収支もゼロとなっております。

3ページの歳入の主なもの、総合整備事業に係る国庫補助金、一般会計繰入金、水道事業債の3つの財源で構成をしております。

5ページの歳出の主なものは、工事請負費でありまして、蔭平・日向平地区の滅菌器及び遠方監視設備の設置事業等、平成27年度に予定している田布施・平生水道企業団への事業統合に向けて取り組みを進めたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、別冊の財産に関する調書、平成26年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に御審議を賜りますようお願い申し上げまして、決算報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第30. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第30、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。まず一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、平生町の福祉の現実とこれからについて質問をいたします。

言うまでもなく福祉サービス——福祉事業ですね。これは多くの町民の日々の生活を支えています。福祉といえば、多くの方が真っ先に思い浮かべるのは高齢者福祉だと思いますが、障害者福祉、障害児福祉ですね、ほかにも児童福祉、ひとり親家庭の福祉や生活保護など法のもとに定められた社会福祉があります。また、労働福祉、社会保障も広い意味では福祉ですし、もっというとあいつ。あいつなどの声かけもどなたにでもできる福祉の一つです。今は元気で関係ないと思っても誰もがいずれお世話になるのが福祉だと思います。

福祉サービスの多くは、民間の力に支えられてる面が非常に大きいのは現実だと思います。委託費を含め、大きな予算が執行されているのが現状です。

先日、人口ビジョンの中間報告等もありましたように平生町、将来に福祉サービスの需要も予算も規模が大きくなることは明らかです。財政難の中ではありますが、必要な予算は確保しなければなりません。そして、最も重要なのは、サービスを必要としている人と、現場でサービスを提供するスタッフの方の労働環境も含め、誰もが生きがいを感じることでできる平生町の福祉を充実させ、それを継続させることです。そのためには、今一度、事業の一つ一つを精査し、仕組みを再構築する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今、福祉全般のあり方から現実に福祉のサービスの提供と、とりわけ委託事業がふえてきておるので、提供する側とされる側がしっかり生きがいを持てるようにということでございまして、福祉全般で申し上げましても、今、高齢福祉から言われたように児童福祉までいろいろありますけども、特に高齢化の進展に伴って、いろいろ同時に家庭機能が随分変化をしてきておるとい状況の中で、従来の社会福祉制度でなかなか対応できないような状況も一方で出てきておりますし、福祉制度そのものも、従来の行政が措置をするという対応から、それぞれ契約によって利用してもらおうというような方向へ動いてきておる部分もあります。それだけに、それを担っていく、いわゆるサービスを提供する主体と言いますか、供給をしていく体制といますか、こういうものも非常に多様化してきておりました、おっしゃったように民間に委託をしたりというようなNPOをお願いをしたりと、いろんなケースが出てきておりました、それだけにそうした、おっしゃったように大変厳しい財政状況の中でも町としてお願いをしてやってもらうということになれば、それなりのしっかり委託料も支払うわけでありますから、その事業等についても十分精査をしながらやっていくというのは、これは当然あるべき姿であります。したがって、サービスを担っていただける主体もしっかり基盤をつくり上げてもらうと、同時に我々もそうしたサービス提供者との連携というものを十分とってやっていかなければいけないというふうに考えております。大体そんなところでございます。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 正直現場のですね、現実ということは、やっぱり行政側のほうでは全てを把握することはやっぱり難しいほど、今いろいろ多岐にわたっていると思います。

それで健康福祉課のそれぞれの担当者の方、本当にそれぞれ事業に対して真摯にしっかりやっていただけてると本当に常々感じております。

しかし、残念ながら福祉全体で見るとさまざまな専門の資格や経験ですね、これが本当現場では必要です。本年度も専門職の職員の募集をされております。福祉を充実するためには、ことし募集された専門職の方だけではやっぱり不十分だと思いますし、年次的に積極的な雇用が必要ではないかと考えています。

また、今回この質問をするに当たって、健康福祉課の課長初めいろいろ調査するのに前もって質問とかさせてもらってたんですけども、26年度の決算審査公表というのにも、詳しくは申し上げませんが、このままでは今後の福祉行政に支障を来す恐れがあるとの指摘もあるようです。この原因は、それぞれの福祉の事業所であるとか、その上層部の方と委託元の行政側、ここの連絡というか意思疎通というかですね、方向性をしっかり行政のほうを示して監督をしていないのではないかなと、できてない、していないんじゃないかと結果的にできてないような状況

があるんじゃないかなと思っております。このような指摘を受けることがないようにですね、行政側は管理・監督、委託先ですね、は経営体制の見直し等をしていただきたいと思っています。

また、このたびの国会で社会福祉法も改定になっています。改定内容は、経営組織のガバナンスの強化ですとか、事業運営の透明性の向上、財務規律強化、また行政の関与のあり方などが主なものです。初めにも申し上げましたが、誰もが生きがいを感じることができる平生町の福祉を充実をさせ、それを継続させるためにも今回の改正も含め、これから委託先と事業などの更新時期も迎える事業が幾つかありますし、これらの改革も含めて積極的に取り組んでいただきたい。そのためには、先ほど申し上げましたけれども、委託元である行政がしっかりと平生町の福祉の方針を示し、実現のための仕組みを整理することが必要だと考えます。

しかし、行政だけではやっぱりこの仕組みをつくり上げることは本当に難しいと思います。では、どうすればいいか。僕は実際に事業を行ってる民間の事業者や優秀な人材から知恵を借りればいいと思います。現場のことは、やっぱり現場の方が一番よく知ってらっしゃいますので、現場の方の優秀な人材の方から知恵を借りればいいんじゃないかなと思っております。その情報交換やコミュニケーションをはかれる場をつくるのが平生町、行政の役目ではないかなと思ってます。そこで、平生町の福祉を支える仲間だという共通認識のもとで、全てにおいて取り組める仕組みを構築するべきだと思います。

これまで先人の歴史の中で素晴らしいものはより素晴らしいものにしなければなりません、反面、時代にそぐわないものも必ずあると思います。見直すべきことは見直すべきだと考えています。

今言いましたが、形だけのおかたい正式な場では、やっぱり現場の意見というのはなかなか活発な意見交換は期待できないんじゃないかなとも思いますし、加えて気軽なフランクな場などを設定するなどして取り組んでみてはいかがでしょうか。そして、素晴らしい仕組みが、もしでき上がったとしても、そこで働いていただける方がいなければ絵に描いた餅になってしまいます。

これからの人材の育成、また確保、これをどうしていくかも町の責務ではないかと考えます。今のままでは平生町の福祉は、いずれだめになってしまうのではないかと本当に心配しています。

僕ら世代が本格的にお世話になるのはまだ先になるかもしれませんが、僕たちにも大切な人がいます。子供がいます。両親も祖母も地域の方もいます。現実にも今、福祉サービスにお世話になってる方が身近にいます。恐らく、皆さん方もそうだと思いますが、何度も申しますが、福祉を必要としてる方とそこで働かれる方が生きがいを感じることでできる仕組みが必要です。志をもって福祉に従事したいと思ってる方、また働きたい方や、そういう方が継続して働くことができないとか、何年勤務しても給料が上がらないとか、仕事に対する公平な対価としての給料が支払われないなんてことは決してあってはならないと思います。是非とも現場の現実を把握をさ

れ、町民のための福祉事業を進めていただきたいと思います。

福祉の仕組みの再構築と人材育成を含めたこれからの平生町の福祉について、改めて町長にお考えをお尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 福祉に関連をして最初にありましたように、一つは専門職といいますか、しっかり人材を確保していかなければいけないということでございます。これは、御指摘のように今年度も専門職を1人ということで対応させていただいておりますが、福祉の現場、そして福祉の制度全般、施策、こういうものをどんどん推移をしてきておまして、専門的な知識を必要とするそういう保健師等の資格所有者というのが非常に大事になってきます。その果たす役割が、大変大きくなくなってきたということは事実です。そうした動向も踏まえながら、これからも状況を見ながら、しっかり対応していきたいというふうに考えておりますし、委託に当たっては、今のシステムといいますか全体の流れの中で行政としての管理・監督、それから、実際に福祉の供給をされる側の体制の整備、これもしっかりやってもらいたいし、お互いにそこでしっかりした連携と協議とができるように、いろんな情報交換含めてそういう場をつくるように、こうした今、提言だろうというふうに思っております。しっかり受けとめて対応していきたいというふうに思っておりますし、また、現場での人材確保と、これ大変福祉にとりまして行政のみならず、今の提供いただく民間を含めて、大変大きな、とりわけ介護等についてはですね、人材を確保していくのはどうするのか、大変、大きな今課題でもあります。しっかり、そうした職場そのものも魅力のあるものにしていただきたいというふうに思っておりますし、本当にやりがいといいますか生きがいをもって働く人も働いていただくように、そういう職場環境の中でしっかりした質の高いサービスを提供できるように、人材の確保についてもしっかりこれから要請をしていきたいというふうに考えております。

.....

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） それでは通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険制度ですが、国民健康保険の払い込みやすい納入方法についてお伺いをいたします。

当町においては昨年、さっきも言われましたが、国保税の大幅値上げが実施をされました。なんと、一人当たり2万5,000円という大幅値上げです。町民の方々からは多くのプーイングが出ております。これについては執行部の方々も御存じのことと思います。

町内の国保加入者の内訳ですが、これを見ますと、加入者の63%は年金生活者です。少ない年金でやりくりをしながら生活をしている年金者にとっては、この引き上げは本当に大変な額で

す。そんな中、「値上げをしたら払いやすい方法ぐらいは考えたらどうか」と、こういう声が町民のあちらこちらで聞こえてまいります。なかなか難しい問題ですが、町民の要望は要望として考えていく必要があるのではないかと私は思います。

一つの方法として、納付回数をふやす方法は取れないかという提案です。今、当町では国保税の納付回数は8回となっております。なかなか難しい問題とは思いますが、私は、少しでも払いやすい10回払いぐらいにはできないかと考えておりますが、当町の考え方をお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 国民健康保険税の納入方法について改善はできないかということでございます。

国保税につきましては、先ほども決算のところで報告をさせていただきましたように、昨年度大幅な増額ということで御了承をいただきましたけれども、県内で、医療費が19市町の中で上から2番目と、赤字の状況、決算ということもありまして、繰り上げ準用も値上げをされたということもありまして、議会の皆さんの御理解もいただいて、昨年そういう対応をさせていただきましたけれども、本当にこの国保税のあり方、あるいは国民健康保険制度のあり方について、大きな転換期にきておるといふふうに認識をいたしております。それを踏まえて今御承知のように国のほうも、ようやく今回、平成30年度ということになりそうでございますが、県が財政運営を担っていくと。この制度を県に移管をしていくという、今プログラム法が改正をされまして、そういう方向で今動いておるといふ状況でございます。恐らく、これは平成30年度の移行ですからもう一、二年うちには方向も出てまいりますし、そのシステムを変更する準備もしていかなきゃいけないということになります。したがって、恐らく県としても、県下それぞればらばらになっておりますこういった納入の時期についても恐らく統一をしていくことになろうと思っております。したがって、それに応じた徴収、こちらからは県に集めて納入をするという形になりますけれども、国保税を県に納付するその納付の金額、水準はどうなるかと、この水準についても今から決まっておりますが、まだ今、現状不透明な状況でありますけれども、この水準の納付する金額が幾らになるか、納付時期をいつにしてくるか、これは恐らく30年には新制度が発足をすればこの一、二年のうちに制度改正をやっていかなきゃ、こっちも準備をしていかなきゃいけないということになろうと思っておりますので、そういった御意見等も踏まえながら、その30年度の県へ移管をされる、その時期をにらみながら財源確保の対応等も含めて検討しながら準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） なかなかいい答弁をもらえんじゃったんですがね。このようなこ

とを今、町民の方が言われるということはですね、納付を真剣に考えておられる方々なんですよ。じゃけね、そういう方々の意見そのものは、要望はとにかく聞いていくべきじゃないかと、せっかくみんなが払うのに払にくいから、少しでも払いやすいようにして払い込もうとしておられるんですよ。その辺でやっぱりここも真剣に、こっちの行政のほうも僕は考えていくべきだと、このように思います。また、これが難しいようじゃったら、きょねん、僕がちょっと提案をしました基準外繰入、このほうも考えていく必要があるんじゃないかと。少しでも安くする、こういう方法も考えられるんですが28年度の予算も今からですし、この辺のことはどういうふうに考えておられるか、一つよろしく願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） これから、今申し上げましたように保険料率のあり方についても一定の見解が示されてくると思いますから、この辺をにらんで、現実にと同時に今の国保の運営状況、現実を見ながら判断をしていきたいというふうに考えております。

今ちょうど8期から、この納期については8期から10期まで、いろいろその各市、町によって対応は異なっておりますけれども、この辺は、いずれ統一をしていかなければいけないという考え方は我々も持っておりますけれども、ここ一、二年の間に、いずれにしても見直していかなきゃいけない状況が出てくると思いますから、しっかり現状の国保財政の状況も踏まえながら、しっかりそこをにらんで対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（福田 洋明君） 渚上正博議員。

○議員（8番 渚上 正博君） 町民の要望は要望として真剣に考えていただきたい。このことを要望いたしまして次の質問に移らさせていただきます。

次はがん検診についてでございます。厚生労働省は、市町村が実施する胃がん検診の対象年齢を現在の40歳以上から50歳以上に引き上げるとしております。また、現在のバリウムを飲むX線検査に加えて、内視鏡検査も導入をするとしております。

しかしですね、検査期間は1年に1回から2年に1回にすると、このような方針を出してきております。私の経験では、内視鏡検査は初期段階のがん組織を見つけ出すのは、これは1年に1回が一番適切だと思います。これについては、私も2回の胃がん手術をしております。健診は1年に1回行ってありましたころは、そして2回ともこれは早期発見ができております。その結果、内視鏡で手術ができるんですよ。それで今もまだ元気でおると、こういう次第でございますが。手術したお医者さんに言わせると、私の場合「検査が半年おくれたら開腹手術でしょう」とこういうふうに言われました。ということは、結局、半年から1年の間ちょっとおくれたら、絶対に胃は3分の2とか全摘手術をするようになるんですよ。そうすると、医療費も高くなりますし、その辺は1年に1回がいいと私が提案をしたこの根拠になるわけでございます。本当、

これは2年に1回にしたら、2年が経過したがん組織では、これは絶対早期発見とは言われないんですよ。そういうことで、当町は健康寿命が県内第一位です。この県内第一位を貫いていくためにも、胃がん検診は1年に1回が私は必要だと思いますが、当町はどのような方針でいかれるのか、この点をお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 国のがん対策については今お示しのように厚労省の検討会で、がん検診のあり方に関する検討会、これはあくまでも報道でございますけれども、今御指摘がありましたように40歳以上で今やってるやつを50歳以上にすると、間隔は2年に1度と、こういう提言になっておるといふふうに聞いておりまして、早ければ来年4月からの実施になるかもしれないという状況でございます。

この内視鏡を対象にしてもらうというのは、これはこれで今までのバリウムの検査に加えてやってもらう、これは大変、結構なことなんですが、御指摘のように2年に1度ということになると、検診の重要性を考えるならば本町として考えていかなければいけないということになると思います。ただ、これは今から実際に内視鏡検査が現実的に死亡率を下げる効果があるというふうな一定の検証等も行われておるといふでございますけれども、これを実施するに当たっては、これはこの提言の中でも触れられておりますけれども、喉の麻酔を、胃カメラを通すのにですね、麻酔をやらなきゃいけないし、内視鏡検査を専門的に対応する医師、それから病院の体制、こういったものも当然必要になってまいります。したがって、こういった医療との連携というものも前提にしながら、こういった皆さんの、今の何とか早期発見ができるような体制が維持できる方法は、どういう方法が考えられるのかということで、少しこれは検討していかなければいけない課題というふうに思っております。

いずれにしても、こうしたがん検診というのは継続をしていかなければいけない課題だといふふうな認識は、これは共通しておると思いますので、その体制が必要になってくるということの整備に向けて検討を少し進めていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 再質問させていただきます。

これは26年度の胃がん検診は、今回の附属資料にも書いてありますけど、検診全体ですね、224人となっております。早期発見と自覚症状が出てきた場合では、医療費についても私が考えてみても3倍ぐらいになるんじゃないかと、変わってくるんじゃないかと、このように考えております。そうすると、結果的には安くつくんです。そして健康寿命もこれまた長くなる、そこで伺いをいたします。50歳以上の胃がん検診で2年に1回の検診を1年に1回にした場合、幾らぐらいの予算措置が必要だか、わかれば伺いをしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） ただいまの御質問でございます。X線検査と内視鏡検査のいずれかを選択により2年に1度の間隔になった場合でございます。毎年行うということになりますと、1年分は町予算の負担が増加するということになります。今年度胃がん検診では胃部のX線検査221人で受診されて、町負担が一人当たり4,860円でございますので、合計約107万円程度でございます、町負担がでございます。今後、X線検査と内視鏡検査のいずれかを選択となりますと、ここからはあくまでも概算でございますけれども、内視鏡検査が、単価が1万円から1万5,000円というふう聞いておりますので割高になっております。個人負担が3割とした場合、一人当たり7,000円から1万円を公費で賄うということになりますので、単純に半分の100人受診すればということになりますと70万円から100万円程度の負担と、そして残りの100人程度が今までの胃部X線検査といたしましても半分の50万円として足しますと、約120万円から150万円は1年分の町予算の負担がふえるのではないかと予測されます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） 今、1万円超えたようなことを言われましたけど、これは内視鏡検査、僕がたびたびやりますからようわかるんですが、3割負担で8,500円ぐらいです。私の負担じゃから向こうは倍になりますから町負担は推計1万7,000円ぐらいになるんじゃないかと思いますが、その辺で150万円ぐらいじゃったら、これは是非、1年に1回継続をして、安心・安全の平生町をつくっていただきたい、このようにお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか。

[発言する者あり]

○議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。

午前11時05分休憩

.....

午前11時06分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

次に、細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました選挙の投開票について質問いたし

ます。

選挙で投票するという行為は、民主主義の根幹にかかわる権利です。しかし、近年投票率が下がり、普通選挙が始まったころには七、八十%以上だったものが、2000年に入ると50%台となっております。平生町でも同様な傾向で心配しております。

ところで、投票所に立会人や事務職員がたくさんいるので、敷居が高い。あれだけ人がいるのか、また、立会人はどう決められているのかと聞かれます。各投票所に配置されている立会人と職員の数と人選についてを1つ目の質問にいたします。

2つ目は、子連れの投票についてです。総務省は、この秋の臨時国会に公職選挙法の改正案を提出する予定と聞いております。これまで、原則禁止されている子供連れの投票を、全面的に認めるというものです。育児中の人に配慮のない法だったと驚きますが、平生町ではこれまで、どのような対応をされていたのでしょうか。原則ですから、いろんな対応を市町でしとるようでございます。

3つ目は、障害者が投票に行きやすくなる配慮は、どのようにされているのか、お聞きします。

4つ目は、町内の投票率の推移と課題、そして、対応策についての質問をいたします。

次に、開票についての質問です。直近の選挙の開票現場で驚いたことに、作業に携わっている職員は、全員男性でした。どうして男性だけなのか、人選基準と、人数も機械を導入した割には、多いかなというような気がします。機械を導入したその効果。以上を質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 選管事務局長からお答えをいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山選挙管理事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの御質問にお答えいたしたいと思っております。選挙管理委員会の立場からお答えいたします。

まず、投票所に配置されている数と人選についてということでございます。こちらにつきましては、今、各投票所につきましては、9つ投票所がございます。それで、その中でまず、投票管理者、そして、投票立会人、また、投票事務従事者の3つの職務によりまして投票事務を運営しております。

投票管理者につきましては、投票に関する事務を担当する責任者といたしまして各投票所に1名、選挙管理委員会が執行される選挙の選挙権を有する町職員の管理職の中から、選任いたしております。

また、投票立会人につきましては、選挙の公正さを確保する目的で、投票管理者のもとにおいて、何人にも干渉されずに独立した立場において、投票事務の執行を監視するものとして、各投票所に2名、選挙管理委員会が当該投票区におけます選挙人名簿に記録されたもの、その中から

選任をいたしております。

そして、投票事務従事者につきましては、投票管理者のもとにおいて投票事務に従事するものとして、各投票所の規模に合わせた人数を選挙管理委員会が、町職員の中から選任をいたしております。

各投票所の投票事務従事者につきましては、投票所の現状を把握し、必要最小限への定員の取り組みを実施いたしておるところでございます。現状といたしましては、事務従事者、管理者も含めまして、最小で4名のところから、最大で今、平生が一番大きいですけども、10名という事務従事者と投票管理者、また、それぞれの立会人につきましては、2名ずつという人員配置となっております。

そして、子連れにつきましては、現状におきましては、法律上は、やむを得ない場合しか認められてませんが、現状といたしましては、支障のない限り一緒に投票所へ入ることも、現実としてはございます。

そして3番目の障害者の配慮につきましては、投票所として使用される施設につきましては、障害者及び高齢者への配慮が整った設備を有している設備であります公民館や、コミュニティセンターを使用しておりますが、手すり付スロープの設置や出入り口の変更などによりますバリアフリー化、点字器の配置などによって、障害者や高齢者が投票しやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、投票率の推移につきましては、確かに近年、右肩下がりといえますが、投票率が下がってきております。特に、若年層の投票率が低いのが現状であります。こういったことを考えまして、さきに18歳以上に選挙投票年齢が引き下げられましたけれども、これに伴いまして、あらゆる世代の有権者が、投票所に足を運びやすくするために、いろいろな方策を考えていきたいと思っております。

まだ今、国の現状といたしましては今後、公職選挙法を、改正をまたこの秋にもいたしたいということで考えがあるようでございまして、そういった推移も見極めながら対応を考えていきたいと思っております。

次に、開票の事務につきましてでございます。開票所の事務といたしましては、まず、開票所に配置される人員につきましては、開票事務の正確かつ迅速化を図るために、各事務作業を役割分担いたしまして、投票事務従事者の中から、役割分担を担う必要最小限の職員数で、かつ、事務作業の内容を考慮して、選挙管理委員会の事務局が選任いたしております。

その中で、特に、男女の区別をして事務従事者を決定しているわけではございませんけれども、結果的に昼間の投票事務から、また夜の開票事務という選挙によっては別なんですけども、そういう流れを一緒に引き続き行うという中で結局、若年で最終的には後始末もしてもらってこと

も考慮しながら、男性のほうが多くなっているというのが実情ではあります。

ただ、それが果たして女性ではできないかということになりますと、そういうこともございませんので今後は、そういったことも加味いたしまして男女ともに区別なく、今までも区別はしておりませんが、そういったことで従事者を決定させてもらおうと思っております。

また現在、選管事務局といたしましては、事務所を本庁に構えておりまして、その中には女性職員も従事しておりますので、遅い時間まで従事する場合もございます。

そして、機械導入の効果につきましては、開票事務の正確かつ迅速化を図るために機械を導入しておりまして、今現在、導入しております機械は、計数機と投票用紙自動読み取り分類機また、開票集計システムの3種類でございます。

これらを導入することによりまして、例えば、町議会議員選挙の例で申しますと、平成19年に行いました開票作業が、開票確定が午後10時47分、そして、事務の従事者が48名であったところが今年行われました町議会議員選挙におきましては、開票確定が午後9時55分と、かなり早くなっておりますし、開票事務従事者につきましても40名ということでかなりの効果が見比べられてますので、今後もこういった機械を利用しながら正確な開票作業に努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を11時35分からといたします。

午前11時16分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、お答えいただきましたけれど、立会人は、今、2人になっている。以前は、三、四人いらっしゃいましたよね。少しずつ少なくしていらっしゃるんだと思います。最小限の人数で、やはり費用がかかることですので、しっかり頑張ってくださいと思います。

子連れに関しては支障はない限り今までも入れていたと。これから18歳以上が選挙権を持つことになるんですけど、日本は小中学生や高校生に対してのそういった政治教育といいましょるか、選挙に関してもですけど、なかなか行き届いてない。諸外国では授業の中に取り入れているというのがありますから、子供連れで投票ができるのなら、ちょっと親の姿勢を見せるのも一つの方法かな。そういったことを広報していくのも一つの方法かなと思います。

障害者については、スロープがあるのはもちろん存じ上げておりますけれど、聴覚障害者、視覚障害者、そういった方にはどのような対応されるのか、もう一度お伺いいたします。

投票率の低下について、今から18歳以上が有権者になる。だから、いろんな方策を考えてみたいということでした。今、若い人たちが来ないのは、自分たちが行って投票して、その投票行動がどう町政、国政に結びついているかっていうのが見えなくて、当事者意識がないせいもあります。そういった対策としては、例えば町政なら、町のいろんな決定の場所に、特に投票率の悪い、若い人、特に18歳以上の方なんかを入れていく、そういったことも考えられると思います。また、子供の意見を聞いていく、それを町政に反映していくという方法もございます。実際、欧米なんかは子供のオンブズマンなんかがございます、子供の意見をちゃんと政策の中に取り入れたり、見える化をしてるわけですね。そういったことも考えられないか。

開票のほうは、今、きちんと役割分担しながら、少し人数を減らしながらやってるよという話でした。最小限の人数でというお話で、48人が40人になった。その最小限の決め方っていうか、思い込みで40人要るんじゃないだろうとかありますので、そのあたりも今から調査・研究されていく必要があると思います。

時間も大分早くなった。10時47分が、9時55分にはわかるようになったというお話がございました。それならなおさら、女性を開票の事務事業の中に入れていくのはやぶさかじゃないと思います。以前、女性入っていました。深夜ぐらいまでかかっていた時代にも女性入っておいりましたので、女性だから体力がないとか、女性だから優遇してやらないといけないとかいう問題ではございませんので、特に男女共同参画を今から進めていく平生町の取り組みとしても、目に見えるものですからね。今から、国のほうも女性をもっと前面に出していこうという政策をしてる中ですので、住民の目にも触れますよね。男性ばかりじゃ事務事業はいいんじゃないかというふうに皆さんが思われても、町としてどうかと思います。

そのあたり、今から次の選挙のとき、3割ぐらい足せるかなと期待をしておりますけれど。今、言いましたような聴覚者の方、視覚障害者の方に対するものと、それから、年少者なり中高校生、小学生も含めてそういった方たちが言える場所があるか。それをつくる、その話が聞ける場をつくる予定はないかどうかというお話をちょっとお伺いしてみたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 羽山選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今、大きく2点の御質問でございます。

まず、聴覚、視覚障害者に対する対応はどうかということと、そして、小中学生等が町政に参画できるようなことができないかということでございます。

まず1点目でございますけども、あらゆる選挙、全部一緒なんですけれども、そういった聴覚、視覚障害者に対しましては、先ほど申しましたように、視覚障害者に対しましては、点字投票もできますということで御案内をいたしました。聴覚障害者に対しましては、選挙広報であったり、選挙に対するお知らせという紙ベースであったりとかというものをお配りしながら、選挙の啓発

をさせていただいておるところでございます。

また、町政に対する参画ということになりますと、選挙管理委員会の立場では申し上げにくいことでございますけども、以前、何年か前に、ここで中学生議会というのを開催した経緯もございます。また、毎年ではありますけれども、町内の小学生が議会の見学ということで来庁された場合にも、こういった議会の仕組みもしくは選挙の仕組みということも説明させていただきながら、子供たちの質問に答えていきながら、いろいろそういう町政に参画の意味とはちょっと違うかもしれませんが、興味持ってもらおうということで進めさせていただいておりますので、そういう場も活用しながら説明をさせてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、中学生が来られた話とか、それから小学生の議会見学などがある、出前講座もあるというお話でした。模擬議会とか模擬選挙とか模擬投票とか、本当とても大事な体験学習になると思いますので、これからも進めていただきたい。特に、学校との協働が必要となってくると思います。今、例えば今回でも、平生のキャッチフレーズを投票、募集されております。それも、小中学校にも声がかかっているようで、子供たちがそれに対して投票しています。そういった機会をたくさん確保することで、町政がより身近となる。特に、協働のまちづくりを今、進めてらっしゃる中ですから、そういった町政に対する思いというものが、きちんと実現できるような道筋、見えるようにしていくということが、協働のまちづくりにとっても大変重要になってくると思います。

もちろん、町政の皆さんばかりでなく、議会の私たちも今からどんどん議会改革もしていけないといけないと思っています。

また、私個人としましても、例えば柳井の小学校にゲストティーチャーとして招かれて、ちょっと政治の話とか町議の話、それから、田布施の高校にも招かれて、そういったお話をしたこともございます。一人一人がしっかりとした広報活動をすることによって、平生町の中がもっと活発に意見交換ができて、町を自分たちがつくっていくんだという意識、それをみんなで醸成していきたいと思っています。これが大きな課題だと思っていますので。

あと、審議会や委員会も、今、しっかりやってらっしゃいますけれど、そのあたりも今から改革なり、充実なりしていく必要もあると思います。

開票については次回の選挙、非常に楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目の質問に入ります。次に、体育館と武道館の利用促進についての質問に入ります。

先ほど町長はおっしゃったように、スポーツの秋です。現在、体育館の利用は、人口減少や利用者の高齢化で減っていると聞いております。また、武道館においても、柔道のスポーツ少年

団の利用がなくなりました。しかし、山口国体があったこと、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることなどで、スポーツへの関心も高まっています。スロージョギングやウォーキング、先ほど言われたラジオ体操、そういったものに参加することで、健康の増進を考えてる人もふえてきています。また、山口国体の際に、体育館では車椅子でも利用できるようにスロープもつけました。町民のスポーツの館である体育館と武道館の利用状況と、平生町スポーツ推進計画はできていますが、この施設を利用するの取り組み予定はどうなっているかを質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） ただ今の御質問でございます、体育館、武道館の利用状況ということについて、まず最初にお答えをいたしたいと思いますが、26年度、昨年度につきましては、耐震化工事で3カ月間利用ができませんでしたので、25年度、26年度の比較をすれば激減するような状況でございますから、24年度と25年度を比較いたしますと、利用件数は、25年度が1,494件で、前年度より33件の増。利用者数は、2万1,072人で、前年度より1,990人の、これは減少ということになっております。利用件数がふえて利用者数が減っている、いろんな利用形態によって、そのところについては各年度それぞれ流動的だということでお考えいただきたいというふうに思います。

武道館につきましては、これは25年度、26年度の比較でございますけど、26年度利用件数409件で、利用者数が1万27人。比較すると、件数で3件の増、利用者数で1,548人の増。武道館については、スポーツ行事のみならず、多目的に利用するというのもございますので、年度で上がったたり下がったりというような状況でございますが、スポーツ施設全体を通して言えることは、それぞれ利用等については横ばいであるか、あるいは、多少の減少傾向。人口が減少しているということも含めてそういった状況でございます。

この状況をどうしていくか。そのために平成25年度にスポーツ推進計画を策定をいたしましたわけでございますけど、昨年度26年度から35年度に向けた10年間で、スポーツに親しむ人口を、大きな目標を掲げました。「3人のうち2人はスポーツをする」というような目標を掲げておりますが、何分にも、そのまだ半分程度の現状ということで、いかに体育館とか武道館を利用していかっていくかということでございますが、成人のスポーツ活動につきましては、体育協会という組織がありますから、この体育協会が中心となって進めてきております。その中で、意識調査もしたわけでございますけど、成人のスポーツに対する意識調査で、スポーツを好きだという方が69%。でも、7割近い方がそういった回答をされておりますけど、その中でほとんどスポーツをしない、全くしないという回答が64%強というような形で、半数以上がスポーツをするという状況にはないという結果でございます。

また、女性においては、20歳代から50歳代まで、どうしても育児とか介護とかそういったことに時間をとられるということで、スポーツに親しむ機会が減っておるとというのが実態という中で、やはり体育協会、成人者に対しては体育協会がいかにそういった機会をつくっていくか、そしてまた、計画の中では、総合型地域スポーツクラブの育成ということもうたっておりますので、ここにも力を入れていきたいというふうに思いますし、いろんな形で競技スポーツへの参加の推進を図ってまいりたいというところで、これから計画に基づいた実施計画といいますか、そういったものを推進していきたいというふうにも思うわけでございます。

そういう状況でございますが、高齢者、先ほど35%ぐらいの高齢者率という報告もございましたけど、こういった方々にいかにスポーツに親んでもらうかということも一つの大きな観点だろうというふうにも思うところでございます。スポーツをすることが、生きがいに通じなければいけませんし、また、スポーツだけという観点からだけではなくて、やはり福祉サイドで介護予防とか健康体力の保持増進を目的としたもの、そういった運動への取り組みということも考えていきたいというふうにも思うところでございます。

さらに、健康及び体力の保持増進、スポーツという形ではなくて、健康の保持増進ということを考えますと、そういった生活スタイルに合わせたものをいかに提供できるかということになってこようかと思っておりますので、スポーツや健康づくり、イベントの開催、こういったことが健康福祉課との連携というものをとっていかなきゃいけない。教育委員会だけの問題ではないというふうにも思いますし、ウォーキングが気軽にできる環境づくり、また、行政報告でも申し上げましたように、ラジオ体操会が恐らく来年度は、町内全地区で行われるように持っていきたいというふうに思っておりますので、こういったものの普及、夏休みに入った最初の日だけでなく、複数回そういったものを通して、健康あるいはスポーツに関心を持っていてもらいたいというふうにも思っておるところでございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） スポーツ好きが7割もいるのに、なかなかスポーツができないというような状況だというお話と、高齢者にどうスポーツを楽しんでもらうか、介護予防も含めてどうやっていくかというお話でした。

体育館を使って何ができるかというあたりで、私も考えてみたんですけど、体育館で、今、柳井なんかスロージョギングにすごい力を入れております。スロージョギングにしる、ウォーキングにしる、体育館の中でやるということも考えられると思います。そういったものを教室として開く。つまり、健康福祉課との連携という話がありましたけど、筋力トレーニングを今しておられますね、高齢者の筋トレを。その筋トレをされてる方が年に2回で数人のお話なんですけれど、数人ずつのお話なんですけれど、その方たちをそのまま体育館のほうで、スロージョギン

グなりウォーキングなりの教室のほうへ誘導していくというので、筋トレのマシーンもちょっと上のほうにございますので、曾根の上のほうにございますので、あれも有効利用できたらと思いますので、そのあたりも下のほうに持っていったらどうかという思いもございます。

今から健康については健康寿命、県下1位ですので、しっかり各課で取り組んでいかれると思いますけれど、その各課で取り組み方、どういうふうなことを考えてらっしゃるのか、今、一緒に取り組まなくちゃいけないとおっしゃっていましたが、その垣根を越えてどういうふうに関連していかれるのかをお伺いしたいと思います。

今、体育館には、2人職員がおります。スポーツ推進とか第4次の計画の中に、しっかりスポーツを中心に地域活動にも結びつけていこうというお話がございます。そういった中、職員2人、一応スポーツ関連はその職員2人でやってらっしゃるのではないかと思うんですけど、2人で大丈夫なのか。例えば、第4次総合計画の基本方針では、多様なスポーツの普及活動やスポーツに接する機会をふやすとか、具体的なメニューとしてどうしていくかというお話もございます。そのあたりは、どう考えておられるでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） 体育館でやる方法、体育館を利用していく方法ということでございますが、体育館の今の利用状況を件数的には先ほど申し上げましたが、午前中はほとんど空いています。午後については、4時ぐらいから中学生が部活で使ったりとか、そして夕方からは社会体育団体が使ってるということで、今、空いてるのが午前中と昼の早い時間帯、ここをいかに利用していくかということになってこよやかなというふうに思っております。

そこに、老人福祉センターにある筋トレの機器等を体育館のほうへ移してという、これも一つの家でございますが、連携と言いましたけど、筋力向上トレーニング、これについては健康福祉課のほうでまだ事業として福祉センターで実施をしておりますから、早急にそういった対応というのは難しいことでもございますし、機器をじゃあどこに置くのか、そういうスペースの問題等もあって、現状においては一つの提案として受けとめをしていきたいというふうには思っておりますけど、実現の可能性としては、今の時点では少し難しいかなというような思いでございます。

そう言いながら、体育館の有効利用ということでございますけど、今、体育館の開放日、毎週土曜日に午前中誰でも使うことができるという開放日を設定しておりますが、こういったところに予算が関係、人員も関係してくるわけでございますが、インストラクターあるいはまた、いろんなスポーツ種目の指導者を確保して、教室を開催する、実技指導をしていく、そういったことから、地域の人々のスポーツの愛好者を体育館に呼び込んでいく。こういうことができれば、最高にいい結果が出るんじゃないかなと。それが「3人に2人はスポーツをする」ということにつながっていくんじゃないかと、夢みたいなことを言っておりますが、現実にそうなればいいな

ということで、このことにつきましては今後インストラクターの確保とか、じゃあどういったスポーツ種目を町民の方に提供するかということは、考えていきたいというふうに思うとでございます。

それから、スポーツを中心とした地域活動、「スポーツによるまちづくり」ということも一つの方法であろうと思いますし、今、参加と協働のまちづくりで、各地域にコミュニティ協議会ができております。ここでの取り組みがまだまだスタートしたばかりでございますから、大きな課題等をかぶせるわけにはいきませんが、行く行くはやはり地域でスポーツ、運動、そういったものがコミ協が主催をするとかいうようなことになればいいなというふうにも思うとでございます。

職員の体制2人っていうことで御心配をいただいておりますが、今の職員の定数等考えてみて、やはりここが3人4人というのは、よほどのことがない限り難しい状況でございますから、いかにスポーツ推進委員等の力を借りてやっていくか、あるいはまた、インストラクターが配置できるかということで、これからの考え方あるいは実行力にかかってくるんじゃないかなというふうにも思います。

今年は、たまたま先ほどからありますように、ねりんピックが山口県で開催されます。平生町ではスポーツというんじゃなくて、文化的な行事である囲碁大会でございますが、山口国体が終わりました、3年間、我がまちスポーツの普及ということで県費が出ました。ねりんピックが終われば、また同じようにというのが柳の下に二匹目の泥鰌はいないということがありますが、でも、こういった機運がどう展開されていくかっていうのは、そこはやはり我々も期待したいと思いますし、町民の方々も意識を持って取り組んでいただければというふうにも思うとでございます。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 先ほど教育長のほうから、コミュニティ協議会のほうへ地域でのスポーツを推進するっていう形でコミュニティ協議会との兼ね合いはどうだろうかというお話がございました。確かに、スポーツ、体育。スポーツを入り口にすると男性の方が入りやすくなります。今の地域で動いてる方は女性が中心で、コミ協もいかに人をそのコミ協の中に入れていくかっていう人材育成にすごい頭を悩ましております。このスポーツ教室とかそういったも

のを開くことによって、定年後の早い時期に、その年代の男性をうまく地域に溶け込ます地域デビューのためにスポーツを使うという方法もあると思っております。そういった方法は考えておられないか。その場合には、コミュ協との話になりますので、総務とのお話が出てくると思います。先ほどは、健康福祉課とのお話だったんですけど、今度は総務の地域づくり推進室ですか、そちらのほうとの兼ね合いになると思いますけれど、そのあたりのことをどう考えておられるか。

人材育成は平生町の大きな課題ですので、特に地域づくりに対しては、男性の積極的な働きかけが望まれております。スポーツを入りに地域デビューという考えはないか、その場合には総務との連携、そしてちょっと町長のほうへお願いなんですけれど、お願いというか質問なんですけれど、予算組み今からされますので、先ほどの運動補助員、3人体制は難しいという教育長のお話でした。確かに今、職員の体制を見てると、3人は大変かなと思っております。国体のときに、県費で1人パートの方を雇っていらっしゃいました。その費用が100万円弱だったと聞いております。先ほどインストラクターを使いながら、土曜日の開放日を使ってスポーツ人口をふやしていこうというお話もございました。ぜひ、指導のできる補助員、これを使うことができればメニューがぐっと広がる、教室が体育館でもできると思っております。スポーツ教室みたいなものね。そうしたことは考えられないか。今、予算の策定の時期です。先ほど荻上さんもおっしゃってましたけれど、百何万円で健康診断で人が救えたら、すごい費用対効果もあるんじゃないかというお話をされました。私も費用対効果が非常にあると思っております。今からスポーツというのは、スポーツと、それから食事のバランス、あとストレスの精神面の話、そういったことも考えると、運動教室以上に効果的、有効だと思います。町づくりにとっても非常に有効だと思います。そのあたりの予算組みは町長どのように考えておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほどから体育館、武道館の利用促進とあわせて、スポーツを通じてまちづくりをしていく一つの視点からの提案をいただいております。

教育長が提案として受けとめさせていただきますと、こういうことでございますので、もちろんこういった教室を開くにしても、今ありましたように、じゃあその場所をどこにするのか、インストラクターはどうするか、いろんなまだまだ克服をしていかなきゃいけない課題がありますから、関係する教育委員会、それから健康福祉、総務課も関係してくると思いますが、それぞれ各課で十分協議をしていただいて、しっかり課題がクリアできるように検討をしてもらいたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） 先ほど、御質問がありましたことに対して、町長がお答えしたとおりに言えばそれまでですけど、私のほうからも少し答弁させていただきたいと思っております。

スポーツを通じて、男性が地域活動に入りやすい環境をつくれ、ごもつともだろうと思います。団塊の世代と言えば、もう既に68歳、7歳、6歳、そういう形で私はちょうどたまたま外れておりますけど、いずれそういう形で地域貢献をしていかなきゃいけない部類に入っていこうかなというふうに思ってます。

しかしながら、現状の社会経済情勢を考えたときに、定年退職してすぐ、じゃあ、地域活動とか地域のため、町のためというような余裕があるといったらおかしいんですけど、どうしても第二、第三の仕事を見つけられて働いていらっしゃる世代の方が多々いらっしゃいます。

ですから、大きな塊があるとはいえ、その方々が全てそういう形で地域貢献できるかと言えばそうでもないということですから、その中でいろんな形を使いながら、地域へデビューしてもらおう、これは今に始まったことではなくて、随分以前から考えていかなきゃいけない大きな問題だろうと思ってますし、公民館活動が今現在において、なかなか以前の元気がなくなっているというような声も聞きます。ここへいかに、そういう60代の人を呼び込んでいくかということについても、今ちょうど公民館主事が若返りまして、20代の女性を中心でございます。ですから、彼女たちをお願いをしたことは、公民館にどういうことでそういった対象の方々を呼び込めるか考えてほしいということで、3館、4館の公民館主事の協議会的なものをつくらせました。今、一月に一回ぐらい協議を重ねておりますが、こういったことですぐ効果が出るとも限りませんが、いかに若い目で見て地域の元気を出していくかということも、私としては大きな期待を寄せているところでございますので、今しばらくお時間をいただきたいというふうに思うところでございます。

当然、教育委員会だけじゃなくて、協働のまちづくりを進めていく上で、今、公民館をどうするか、公民館のあり方というものも総務課との協議の題材になっております。地区センターという名称でしたか、構想の中にはそういう形のものもございますので、当然総務課とも連携を図っていかなきゃいけないし、社会教育をじゃあどうするかっていうところまで発展をしていくんじゃないかなというふうにも思っております。

以前、町長部局のほうで社会教育の業務を実施したらどうかという提言もいただいておりますので、視野を広げてこれからの平生町のあるべき姿を想定しながら、考えていかなきゃいけないという状況だろうと思っておりますので、本日の御提案も真摯に受けとめさせていただきたいと思えます。

.....

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 新参者が初めて質問に立させていただきます。至らぬところがありましたら、お許しいただきたいと思えます。

まず第1問目は、第四次平生町総合計画についてお尋ねしたいと思います。第四次平生町総合計画は、町の最上位計画に位置づけ、「住民一人一人が真に住みよさを実感できるまちづくりを目指します」と平成23年度スタートしました。私も審議会委員の一人として末席に名を連ねさせていただきました。今年で前期5年目になります。総合計画では、27年度人口1万3,009人です。現在27年、今年の8月は、人口1万2,614人です。大きな差で減少となっております。まちづくりは人口が基本と思います。この差が生じた理由を含め、町長さんに全体的な総括をお尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいま御指摘のように、第四次平生町総合計画、町の最上位計画としてスタートして、ちょうど5年目と、後期計画に向けての見直しを行っているところでございますが、御指摘の将来人口の予測を総合計画策定のときに出しました。これは、平成27年が御指摘のように1万3,009人、これは将来人口予測コーホート要因法と、これではじき出した数字でございます、これは国勢調査の人口がもととなっております。今、御指摘のありました1万2,614人、これは住基台帳の人口ということになります。住民基本台帳人口が1万2,614人、これは今現在そうっております。平生町は、御承知のように今まで計画ずっとやってきておりますが、国調に基づく人口というのは、大体住基台帳人口より400人から500人多いという状況でございます、これはもう平成22年のときも国勢調査人口が1万3,491人、これに対して住基の人口が1万3,086人、その乖離が405人、その前の17年の国調のときは1万4,203人に対して、住基台帳の人口が1万3,725人、478人の乖離、今は395人の差があるということが今御指摘ですが、もともと国調の人口をベースにしてはじいたものと、住民基本台帳をベースにして今、数字が出されておりますから、これはこれでそれぞれ趣旨が違いますので、これと比較すれば当然平生町は特殊要因といえますか、光輝病院等含めて人口が、国勢調査人口はずっと四、五百人多いと、こういう状況が続いておりますから、この国調に基づいたコーホート要因法でこの数字がはじき出されているということでございます。

したがって、この差は当然生じるんでありますけれども、基本的には今、人口全体が日本全体がもう減少社会に入っておる。本町も少子高齢社会が進展をしていくと、そういう状況の中で、この減少のカーブをどれだけ緩やかにしていけるかというのが、私申し上げておるように、一つの大きな我々に課せられたテーマということになりまして、今も過去の見直しと、後期計画に向けて、あるいは未来戦略の策定に向けて、この人口ビジョン等含めて取り組みを進めさせていただいておるのが現状でございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 今、私がお尋ねしたのは人口の算定基準を聞いているわけではありません。地域産業の活性化、企業誘致、雇用に関するそれらの問題を含めて、人口が推移するのはそういうことを含めて、平生町の全体の総括を聞きたかったわけです。だから、人口の算定基準はいいですけども、確実に少なくなってるのは全国的なことですので、それはよろしいと思います。企業誘致、いろんな部分で計画したとおりに平生町を引っ張っていく思いが町長さんの胸の中では、どれぐらいの例えばパーセンテージにした場合どれぐらいの進捗具合か、そういう感触をお尋ねしたかったです。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総合計画につきましては、計画の一番最後に体系図があると思うんですが、そこに52の施策が載っておると思います。それが言ってみれば一番大前提、これを一生懸命取り組んでいくことによって、平生町を少しでも元気のある町にしていこうと、これが基本です。

したがって、きょうは個々の取り組みについては申し上げませんが、一定のこれまでの成果を踏まえ、さらにこれからの取り組みを進めていきたいと思っておりますし、まだまだ未達成の部分もありますから、成果指標を導入をして今やっております、それぞれ指標が到達をしてない部分についてはどこに問題があるのかと、そういうことも検証しながら、次の後期計画に反映していけるように、今対応を進めておるという状況です。

○議員（2番 中本 敦子さん） よくわかりました。

○議長（福田 洋明君） 手を挙げて。

○議員（2番 中本 敦子さん） 済みません。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） わかりました。今どういう方向で、どういう平生町をどんなふうに引っ張っていくかっていうような、今ここでは言えないけども胸の中にはあるということですので、それはそれで安心させていただきました。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。（「議長、ちょっといいですか。」と呼ぶ者あり）
暫時休憩。

午後1時15分休憩

.....

午後1時16分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 広域合併について、この総合計画の中に広域合併について、

「合併については、将来に向けて、広域合併を展望しつつ、当面は近隣市町と連携しながら、広域的な行政課題に対応できる体制の整備に努めます」とあります。それはそのようにうたってあります。それで、安心してはるんですけども、広域合併は1年以上、1年半ぐらいかんか、ものすごい人材とお金と英知といろんなことを含めて協議して、本当に土壇場になって、平生町は席を立て、離脱して白紙に戻したわけですけども、この計画の中に、また合併を理想にするようなことが書いてありますけど、町長さん、それは信頼度は大丈夫でしょうか。一般社会では、普通通用しないかなというのが私個人的な意見ですけども、信頼度、それはみんなと手を組んでいける、近隣市町の信頼度、県の信頼度、それらは大丈夫でしょうか。自信のほどをお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 広域合併について御質問いただきまして、合併の経緯につきましては、認識がちょっと違います。その点は申し上げておきたいと思います。

今のこの現状の中で、この基本計画の中に盛り込んでおります、総合計画の中で申し上げておりますように、広域合併を展望しつつ、当面は近隣市町と連携をとって対応していくということで今、柳井地域の広域連絡協議会、これを組織をして今いろんな取り組みを進めさせていただいております。今年は、合同就職説明会あるいはサザンセット・ロングライドと従来のいろんな観光振興や定住促進等の取り組みに加えて、しっかりした取り組みが展開をされつつありまして、この1市4町の連携については、定着をしつつあるというふうにとめております。

1つの自治体として合併をしていくということになれば、当然一緒になろうという共通認識というものが醸成されていかなければなりません。したがって、この合併に向けてより幅広い形での協議、連携というものがこれからもいわゆる醸成がされていって、おのずから一つの流れとして、合併の流れにつながっていくように、引き続いて町として機運の醸成に努めていくということについては、基本的なスタンスは変わっておりません。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ここで質問は終わりなんですか。次ですね。

○議長（福田 洋明君） 次、行きます。

○議員（2番 中本 敦子さん） 次ですね。平生町未来戦略について、質問させていただきます。

政府が打ち出した地方創生を受けての平生町未来戦略について、平生町総合計画との関連も総合して、実践的、打ち出した平生町未来戦略、総合計画、その策定中のことですが、定住対策を進める中で、「若者よ平生へ」と町が定住策として支援対策の記事を新聞で見ました。

他方では、平生町に住んでいる住民が生活環境に恵まれず平生町を離れたい、子供には帰ってくるなという現実もあります。例として、まだ便所はくみ取り、道は狭い、上水道もない、そん

な中で住みよいまちづくりって感じてない住民もたくさんおられます。そこのあたりの促進にどうつながっていくかを町長さんにお尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 未来戦略との絡みで定住対策についてが前段でございました。特に若い世帯の住宅取得等について、若者定住促進住宅の補助、事業等を初めとして、3世代が同居できるようなこの応援の事業、あるいは空き家の活用を図っていかう、その空き家バンクと利活用の支援、空き家リフォームの助成、それから業を起こす起業チャレンジ支援補助事業、この5つで若者の定住促進対策を図っていかうということで今、この取り組みを始めておまして、現実それぞれの事業に積極的に採用して、応募をさせていただいてる方も今、出てきております。そうした定住を希望される方もぜひしっかり受け入れ体制を進めていきたいというふうに思っておりますし、個々の今ありました、便所の対応、道、上下水道等々、個々の課題、案件につきましては、これは住環境の整備という観点から、改めてまたそれぞれ個別の対応として対応していきたいというふうに思っておりますが、できるだけこうした若者定住に向けての環境整備という一環で、できるだけとれるものはとっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 高齢化が多いということですが、裏を返せば若者がいない、働く場所がなく、流出しているというのが現状ではないかと思えます。第一次産業に従事している農業、漁業の若者育成、この5年間で何人ぐらいいるんだろうかなと思えます。どうぞ真剣に考えていただきたいと思えます。

○議長（福田 洋明君） 答弁はいりませんか。考えていただきたいじゃあ。

○議員（2番 中本 敦子さん） どう考えていますか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最近の平生町の人口動態で、今ちょうど人口ビジョンの策定に入っておりますけれども、大体、よく社会増、社会減、自然増、自然減ということを言われます。大体平生町の今、現状は、子供が生まれてくるのが大体90から100人ぐらいの出生だったんですが、ちょっと去年はがっと70人ぐらいに落ちてきておりますが、亡くなる方が150から160ぐらい。この差が自然減として、人口が減っておる。転入、転出。社会増、社会減といわれておりますが、これはずっとちょっと転出のほうが若干多かったんですが、2013年には転入が22人プラスに転じてきておりますから、こういう言ってみれば社会増の流れをさらにしっかり定着をさせて、とりわけ若い人たちが定住をしてくれるような対策を含めて定住対策をやろうということで、今取り組みを進めさせていただいておるところです。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 広報戦略についてお伺いさせていただきます。

住民の知りたい情報発信をということで先日、十七夜まつりがたくさんの人出でにぎわい、人々の心に思い出を残しました。盛り上げる裏方の人、手伝う人、楽しんだ人、さまざまな人々との触れ合いがその場にはありました。残念なのは、平生町の一大イベントが広報紙の表紙を飾ることは近年ありません。花火を見ることのできなかつた人、花火代を寄附した人、来年に向けての夢など、この広報紙が一面を飾ることができたら一段と平生町をPRでき、かかわった人々も喜んだのではと、平生町一大イベントである十七夜が広報紙を飾ることがなかったというのを残念に思います。町長さん、そこらあたりのPRの仕方をどうお考えでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 広報紙の表紙に関してPRは、一大イベントである十七夜のPRはどうかということをございます。以前の広報の表紙で使ったことはあるんですが、十七夜は一つの大イベントということになるろうかと思いますが、おっしゃるようにぜひ載せてほしいという気持ち、そしてまた町内ではまさに多種多様にいろんなイベントが実施をされております。それぞれ関係される方々は、ぜひうちのをしっかりとPRしてくれと、こういうやっぱり声がまたそれぞれの方からやっぱりあります。

ここ数年は、特にこれまで余り取り上げられていなかったようなそういったイベント、そして地域で取り組んでいただいているような行事等について、しっかり関係する方々の御尽力にお応えをしていきたいと、こういう観点から今、広報の担当のほうは、そういう視点で今の表紙づくりといたしますか、こういうものもやっておりますし、時には大きなイベントも入れていながら、そこは柔軟に対応しながらやってくれておるといふふうに私は思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 今のお答え、本当に一大イベントを見なかった人も感動するんじゃないかなと思って、私的な意見なのかなと今の答弁では感じましたけども、それは思いが違うので仕方ないと思います。

広報に町長の窓というスペースがあるんですが、あれぐらいのスペースがあったら、子供たちの作文を載せると12カ月、12人の子供が自信を持ちます。そして家族にとっては、永久保存版の広報です。そして、うちの孫は遠くにいるがこの年代にこれぐらい成長したかな、子供はいないけど、今ごろの子供はこんな考えかな、地域で子育て支援ができるのではないかと思います。身近な問題を住民一体となって考える絶好の機会かとも思いますので、そういう小っちゃなことかもしれませんが、そういうふうな気配り、目配りができたら、素晴らしいかなと思ってます。定住対策も新聞で見るとはではなく、先に住民にこういう制度がありますよっていうのを報告する。そういうふうに住民を大事にして、本当に住民に密着した広報活動をしてほしい、そん

な思いがあります。それは、そんなことは可能でしょうか、どうでしょうか。町長さんにお尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 広報の中身の記事の内容について、今、先ほどイベントの紹介等がありました。これは広報もありますし、今、町はひらおファンクラブ、フェイスブックでそれぞれいろんな情報等について、イベント等含めて、今回の十七夜も含めてしっかり流させていただいておりますし、いろんなブログによって子育て支援等の今、情報発信等は行わせていただいております。

今、町長室の窓にも触れられました。毎月、執筆をいたしておりまして、結構連載をするというのは大変でございますが、私なりに町政といいますか、まちづくりを含めて、町の予算がどうなった、今おっしゃったように施策、今度の重点施策はどうですと、あるいはまたその時々話題等々、町長みずからが直接住民の皆様へ発信をしていくというのは、これはこれで私自身は大変大事なことなんだというように思っております。今日まで続けさせていただいておりますが、少年の作文、主張、あるいはまたいろんな子供たちが学校での立志の集い等がありますから、そこでの子供たちの発表、内容等については、折々私も触れさせていただいておりますが、今、青少年健全育成、青少年育成町民会議あたりの「こやらい」という機関誌があります。ここで作文全文については、全体をそこに載せてやったり、あるいは公民館でいろんなふれあいだよりといいますか、公民館だよりの中で子供たちの作文を掲載したり、いろんな取り組みが行われておりますから、それはそれでしっかり皆さんにPRをしていっていただきたいなど、それぞれの持ち場をしっかり持ってやっていくということが必要だろうというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 私が本当に声なき声を伝えたいがために私議員にならせてもらいました。今、町長さんがフェイスブック、なに公民館だより、なにあれにも載ってる、これにも載ってるって言われますけども、本当に一番身近にするのは住民は広報です。広報しか見ない住民もたくさんいるっていうこと。本当に声なき声をこれから吸い上げていってほしいと思います。終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは通告書に従って質問します。よろしくお願ひします。

まず1問目のICTの活用について質問します。ICTと言われて、ぴんと来ない人もいらっしゃるかもしれないので、ちょっと説明させていただきます。ICT、Information and Communication Technology、日本語に訳すと情報通信技術で

すね。ITと何が違うのかというと、コンピューター技術の活用に注目する場合は、ICTという言葉を使います。

インターネットが誕生して20年たちますが、IT機器の性能は、20年前に比べ数百倍、数千倍にもなっております。最近ちょっと出た雑誌を買ってみましたんですが、この中で、ビッグデータと書いてありますけど、この腕時計型の万歩計ですね、その中に脈拍計とか睡眠のレベルを測るようなものも入っていたり、この腕時計型のパソコンもあります。

またスポーツに関して言えば、サッカーボールにセンサーが入っていて、それで蹴り方やそういうのを感知して、それをデータ化して自分の技術を磨くとかそんなものもあります。また、医療に関しては、遠隔で医療できたりもICT機器を使えばできたりもしております。

それでそのICTを活用して、超高齢化社会へ向けて、その対応を町がどのぐらい考えているのかというのをちょっと今回お聞きしたいなということで。

あともう一つ、働き方ですね。そういうものを活用して働き方も変えられるんじゃないかということで、町を通じてその面についてどう考えているかをお聞きします。

総務省はICT利活用の促進を行っており、その中でICT超高齢化社会構想会議を立ち上げ、基本提言を掲げています。そのミッションは、ICTでつくる安心、安全な暮らしです。一言で言うなら、スマートプラチナ社会の実現です。スマートプラチナ社会というのは、シルバーと言われますよね、御高齢の方を。それを超えて、ICTの技術を使って、生き生きと活動できる超高齢化社会を目指すことなんだそうです。

平生町の課題である労働人口の減少とか、医療費の増大、私の前に質問された河藤議員や細田議員もちょっと触れられてましたが、そこら辺が課題なので、そこら辺を軽減させるためには、こういうICT技術を使って、予防による健康寿命の延伸を図っていかなければならないんじゃないかと私は考えております。このICTの活用を積極的に促進、推進していけば、ある程度健康寿命の延伸というものが図れるんじゃないか、そこら辺について町長のお考えをお聞かせください。

それじゃ、2つ目なんですが、ICTを用いた働き方の推進です。これですが、ICTを用いた働き方っていろいろあるんですが、代表としていえばテレワークのようなものですが、その意義、効果としては、女性や高齢者、障害者の就業機会の拡大、出産、育児、介護と仕事の二者選択を迫る状況の緩和、労働力人口の減少のカバーに起用、ワークライフバランスの実現、はたまた地域活性化の推進と、いろんなものに影響をできるというお手助けができます。テレワークをこの行政のほうで実施し、推進する考えがあるのかをちょっとお聞きします。

また、そのICTを用いた働き方のもう一つに、サテライトオフィスですね、そういうものがあります。徳島県にはサテライトオフィスが、現在30社開設されていますが、その中で沿岸部

の美波町は、県内最多となる12社が進出しています。このサテライトオフィスをきっかけに、美波町への移住者や交流人口が増加した結果、2014年には同町初となる6名の社会増も発生しておるそうです。そのような中で、美波町へのさらなるサテライトオフィスや移住者を誘致すべく、同町はそういう生活を短期体験できる施設までつくりました。

平生町も自然豊かな町ではあります。このサテライトオフィスにかかわっている方、半IT半Xですね、ちょっと前に半農半Xっていうのが流行りましたが、ITで仕事しながら他の漁業や農業というものをやりたいっていう人が集まっているそうです。平生町も自然豊かな町ではあります。こういうふうにサテライトオフィスの開設を推進して、移住者の誘致を考えてみてはどうでしょうか。

以上、お考えをお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ICTの活用によって、高齢化社会の中で健康寿命をさらに延ばしているのではないかと、町としてどうかということでございます。

平生町が先ほど、今日も御紹介ありましたように、県下で健康寿命、平均寿命ともにナンバー1ということになっておりまして、さらなる健康寿命の延伸に向けての取り組みというのが、今我々にとっても大きなテーマになっておるのは御承知のとおりです。そうした中で、一つは生活習慣病の予防、それから介護予防等々の取り組み、これを進めていかなきゃいけないということで、今、一つは生活習慣病の予防事業で特定保健指導、あるいはウォーキング、先ほどありましたがウォーキングの推進事業等々、歩数記録をとりながら、その記録をしっかりベースにしているような対応をしていくということ。介護予防では、先ほどありました筋力向上トレーニング等々が今、取り組みを進められております。

具体的なICTを使って、じゃあどういう形でこれを取り組んでいくのかというのは、これは我々にとっても一つ大きな課題に今なっております。もちろん高齢者自身にとっても大変使いやすい、操作しやすいICTの機器の開発というのも当然なければなりませんし、そういうものがやっぱり生かしていけるような、また我々もそれぞれいろんな、先ほどもコミュニティ協議会の話がありましたが、地域で公民館とか、あるいはまたコミュニティ協議会とか、こういった場でそういったお互いにそういう取り組みができる仲間が集っていけるようなことも、これから考えていかなければいけないというふうに思っておりまして、これから活用の具体的な内容等々どこまでできるのかということについては、少し勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、テレワークについてどうかということですが、言ってみれば在宅勤務といえますか、要するに自宅でいろいろ業務ができるということで、コンピューターなりICTを活用して、テ

レワークをやっていくのに平生町ではどうかということですが、なかなかこれは民間の場合もいろんな制約があるみたいですが、国家公務員も調査等が行われておるようですが、なかなか進んでいないというのが実態です。最大の課題は、勤務を実際に自宅でやられる場合、その職員の管理をどうしていくのかと、あるいは情報を、住民情報がありますから、その情報の管理をどうしていくのか、あるいは例えば一つの部署、セクションでのお互いのコミュニケーションをどうとっていくのか、こういう課題。どういう業務なら、それに適した業務があるのかもしれませんが、どういう業務ならこのまさにテレワークに適しているのかというようなことも含めて、これはちょっと課題もたくさんありますので、しっかり勉強していかなければいけないというふうに思っております。

したがって、いろんな多様かつ柔軟な働き方が求められるというのが、一つの大きなうたい文句になっておりますが、本町の、しかも町の職員、地方公務員としてどこまでそれが可能なのかということについては、少しこれは検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、サテライトオフィスについてでございます。これはもう御指摘のように、特に徳島は全県的な光ファイバー網が普及しておりまして、私も先般、神山町のほうの後藤町長さんともお会いをさせていただきました。つぶさにあそこのテレワークの古民家を改造してですね、そこでやっておられる状況も見せていただき、町としての取り組みについても、ゆずの生産が日本一と威張っておりましたけれども、いろんな話を聞かせていただきました。

やっぱり一つは、ITインフラがそれだけ整備をされてきたということが一つ、それからやっぱりそれに合わせて県があそこは中心になって、いろんなサテライトオフィス構想みたいなものを持って取り組みが進められて、いろんな助成措置等も考えられておるという状況でありました。いろいろ状況を聞きながら、見ながら、本町あるいはこの地域、この近辺が置かれておる状況についても少しいろい思い直すところがありましたけれども、やっぱり基本的には、1人はそういうリーダーがやっぱりちゃんといらっしゃること。それと同時に、地域でいろんな今、来られた方の受け入れ、おもてなしということを言われておりますが、よそから来られた方を地域で温かくしっかり受け入れて見守っていく、こういう雰囲気が特に今強いんだなということを改めて感じました。

そういうことで、いろんなやる場合の受け皿づくりといいますかね、そういうことを含めて、しっかりいろいろ勉強させていただきましたので、どうすれば克服できるのかということも真剣に考えてまいりたいというふうに思っております。

直ちに、じゃあ平生町でそれを適用して、こういうサテライトのオフィスについてやりましょうということには、直ちにはなりませんけれども、少し検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） はい、わかりました。考えはわかりました。ありがとうございます。あの最初の、高齢化、健康寿命の延伸ですよね。町のほうではウォーキング手帳とか、筋トレ等やりながらやってるということで、そのウォーキング手帳なんですけど、歩くこと、そういうのは、足腰から弱っていくっていうのが自然の摂理というかあれなんで、それを防ぐことによって、足腰から弱っていかないようにするっていう、そういう科学的な根拠もあるので、それはすごい重要だと思います。

総務省も何かいろいろ、そのICT機器を使って、いろいろ実験してるんですよ。平成23年から25年に、首都圏と被災地でIC歩数計を使った「健寿の駅事業」を行っております。IC歩数計というのは、こう端末、歩いてその端末にかざすだけで、歩数情報が簡単に、今、町の場合だと手帳に自分で記入する。それが、かざすだけでピッとグラフ化され、経費の削減と効率化、歩き方の見える化ができるんですね。日頃の運動が簡単にできるっていうことで。

あと町長にはいわれましたが、その健寿の駅ということでみんながそこに集まるわけですね、そうすることによってほかの人、さっき見える化もありますが、ほかの方と比較しやすい。それで、話し合えるコミュニティの場が自然にできるので、健康づくりが長続きするらしいんですよ。

平生町でも、このIC歩数計を使った健寿の駅事業っていうのはできないでしょうかね。これをこの事業で、さらなる健康寿命の延伸というものに挑戦してみたいか、お考えをお聞かせください。

もう一つテレワークのほうですね。テレワークのほうなんですけど、なかなか、町長も言われたとおりその状況、町の状況でその、どんなふうに適用できる職員がいるかどうかっていうのは、なかなか難しいところがあると思いますが、先ほどもちょっと触れましたけど、結婚、出産、子育てなどで職場を離れてしまう人が多いと思うんですね。そういうところまた、今後介護とか、そろそろ介護したいんでちょっと辞めなきゃいけないとか、ちょっと仕事休ませてくださいと、そういう状況も絶対、今後出てくると思うので、このテレワークは必ず念頭に置いてやっていただきたいと私は思います。その平生町のホームページ見ると、左のほうにいろいろアイコンがあってその中に平生町特定事業主行動計画ありますね。これ、平成27年3月につくられましたね。この計画の目的を見ますと、こう書いてあるんですね。「職員とその家族が希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識と流れを変えていくことにより、少子化と人口減少を克服するとともに、職場において職務遂行能力を十分に発揮することができるよう、仕事と子育ての両立について、職場を挙げて支援する環境を整備することを目的とします」と書かれているんですよ。この計画の中に、環境整備をICTを活用して行うとは書

かれてはいないのですが、このICTを使って活用するっていうことを明記というか、考えてみたらどうかなあなんて思うんですが、その点をちょっとお聞かせください。

あと、町長に言われたとおりサテライトオフィスの件なんですが、ITインフラが整ってるからできたんだというような感じでおっしゃられたと思うんですけどそのITインフラ、町として、もっといいものにする考えがあるのかって、あと県のほうにそういう、もうちょっとITインフラを整えてもうらように打診するとか、そういった考えがあるかどうかをお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初のIC歩数計を使って、健寿の駅をつくってはどうかという質問でございます。先ほどいいましたように、あの駅ちゅうのは、まあ道の駅とか、ああいう感じで使ってるんだと思っておりますが、みんながそれぞれ寄って集まって、お互いに仲間で刺激を合っていけるような場所だろうというふうに思いますから、公民館とかコミュニティ協議会とかっていう話をしましたけれども、まず先に今、万歩計貸し出したりいろいろやっておりますので、まずは今、歩行のですね、今あのウォーキング推進事業やっておりますが、これの普及をしっかりと取り組んでいただくように、これは保健センターのほうも含めて、一緒に取り組みを進めていきたいというふうに思いますので、まずこの普及の促進に当たっていきたくと。

そして、ある程度普及すれば、そのことが自動的に健康管理につながっていくような一つのシステムっていいですか、そういうものもこれから考えていけばいいのではないかというふうに思います。

それからIT基盤の整備については、これは引き続き要望をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） はい、わかりました。とりあえずそのウォーキング手帳によって、そうですね健康寿命の延伸が図れるかどうかということで、とりあえずまだまだ普及してないということで、それを頑張っていたら、その中でもICTのことを勉強していただいて活用すればもっといい、健康寿命が延伸できるというなれば、やっていただきたいなと思います。

ITインフラに関しては、要望していただけるということでよろしく申し上げます。

もう一つ、ちょっとお聞きしたいことがあるんで、あの遠野市のほうですね、長野県の。遠野市のほうでは、市内に出産施設がなくなったそうなんですよね。ここの柳井圏域もそうなんです。それで妊婦さんが通う医療機関との間で遠隔妊婦健診を実施したり、地域で助産師がサポートするんですが、あと母子手帳をデジタル化して、健康情報をパソコン等で確認、活用したりもしています。

またちょっと健康寿命に関してちょっとひっかかるんですが、高齢者を元気にするために、遠

野のICT健康塾というのを行い、テレビ電話を使って遠隔の、遠くの専門医と地域の看護師さんが連携し健康づくりを推進したりもしています。

町長、柳井医療圏地域医療構想策定協議会の委員として出席されていますよね。今後も、医療も、看護師さんや医師が人手不足のように、ICTを活用しないと事業がうまくいかない環境になると私は思ってるんですが。その協議会には、柳井圏域の市・町の長さんがずらっと並ばれてたんで、ほかの柳井圏域さんの長、市長さん、市・町の長さんと協議して、遠野市のようなICT、遠野市じゃなくてもいいんですが、ICTを活用して、もうちょっとこう、出産や高齢者の健康促進、そういうものが、あの、環境が整うように、そういうふうに話し合っ、その事業者の人と話し合うという考えがあるのか、そういうICTを活用したものを推進する、要望を出すような考えがあるかを、ちょっとお聞きしたいんですが。出してほしいんですが。お願いします。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後2時15分から再開いたします。

午後1時56分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 柳井医療圏地域医療構想策定協議会でICT活用推進について協議してはどうかというお話でございました。

この柳井医療圏の地域医療構想の策定については、これは県が中心になって今取り組みを進めておりますが、地域医療ビジョンの策定をするんです。これは、柳井圏域内のそれぞれいろんな医療機関ありますが、必要な病床数をここで設定をしていくという大変大きな目的を持って、ここで言えばいろいろ関係する平生にも病院がございますから、その病床転換、その場合の必要な施設はどうかという、そこが中心になってこれもう1回ぐらいやったら、大体あとはもう結論を恐らく出してくるんだろうと思いますから、議員が御指摘のこれからのそういったこの圏域における医療のあり方、特に先ほども申し上げましたが、産科がなくなって周東病院1カ所ということでのその体制の整備については、今年度の特に町、そして今、町村会の県への要望として、こうした体制強化に向けての人的な面も含めて、しっかり体制強化をしてほしいという要望を直接また近々、県知事のほうにも伝えさせていただきたいと思っておりますし、また別の場でこのICTの活用については、十分これから在宅医療に、要するに病床を減らしてその分在宅医療に持ってけと、こういう国の意向を受けてやるわけですから、その際にどういう受け皿づくりをやるのかといったときに、御指摘のようなICTを活用したこれからの医療のあり方というのは、当然大きなテーマになりますから、そこでしっかり議論をしていきたいというふうに思っております。

す。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

[発言する者あり]

○議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。

午後2時17分休憩

.....

午後2時18分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 先ほどの特定事業主行動計画につきましては、今年の3月に改訂版を策定いたしまして、今ホームページにアップしております。何年かごとにそういった形で改訂をしておりますけれども、今、ICTを含めたそういう文言につきましては、また今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） まず、柳井……。

○議長（福田 洋明君） それは終わった。

○議員（3番 松本 武士君） え、次ですか。

○議長（福田 洋明君） 次、次。

○議員（3番 松本 武士君） じゃあ、次の質問に移ります。ちょっと済みません、間に入っただけで忘れていました。

では、2つ目の質問に移ります。通学路の安全対策について質問をさせていただきます。

まず、ゾーン30の今後について質問します。平生中学校付近にゾーン30が設定されましたが、警視庁が平成23年9月20日に出した「ゾーン30の推進について」という通達文書では「ゾーン30によって、ゾーン内の通過交通や自動車の走行速度が抑制され、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先される道路空間となっているが、追加して実施すべき生活道路対策がないかを地域住民の意見を反映しつつ、定期的に検証し、必要な見直しを行うこと」と書いてあります。今後どのように効果の検証を行っていくのでしょうか。中学校のゾーン30のさらなる改良、平生小、佐賀小周辺での道等は考えているのでしょうか。

また、ゾーン30の認知度がまだ低いように感じているのですが、積極的に広報しているのでしょうか。お答えください。

またもう一つ、次は、つばさ保育園から新地通学路の安全対策です。

つばさ保育園から新地という、この写真を見ると太陽光があるあたりまでなんですけど、今回こ

れを質問に上げたのは、町議会議員選挙のとき近隣の方から、ここを大型車が通った際に中学生がこの横側に、ちょっとわからないんですけど、こういった側溝があるんですね。そこに落ちたという話を聞いたので、ちょっと取り上げさせていただきました。

道路をはかると、約4メートルの道路です。4メートルですね、普通の軽自動車を通ったら、横2メートルぐらいしかないですね。私は狭いと思うんですけど、この道路なんです、つばさ保育園のバスも通るんですね。私は危険性が高いと考えたんですが、通学路であることを示す看板とか速度表示、そういうものも全くないですね。そういうものを設置したらどうかと。

あと、このつばさ保育園行ったらもう中学校の前はゾーン30なんですね。ゾーン30をもっと拡張して、ここもゾーン30に含めてはどうかという、そこら辺での対策を行ってはどうかでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ゾーン30、平生中学校周辺の地域において、9月1日から運用開始ということでございます。御指摘のように、歩行者等々生活ゾーンで安全を確保するというので、速度を30キロに規制ということで安全対策が設けられたところであります。指定に当たっては、公安委員会の審議を経てこれは決定をされるわけでございますが、地域の皆さんの、住民の皆さんの同意が必要であります。今回、この地域の皆さんの御同意をいただき、もちろん町としても標識等の設置をしなければなりませんから、財政負担も伴いますけれども、町としてもこれに添えていこうということで。

もともとここは、中学校を含めて関係先から、いろいろ何とか安全に子供たちを通学させたいということで要望が出ておりました。柳井警察署や県警の交通課、交通規制課、地元自治会、皆さんと一緒にずっと協議を重ねて今日までまいりました。ようやく警察署から一定の提案が示されましたので、それを受けて、地元の自治会の同意をいただき、今回指定をしたということでございまして。したがって、先ほどもありましたように、運用の効果の検証等々については、それぞれ地元もそうですし、町からもいろんな意見を言いながら、警察署からしっかりこれに対応していただくということになるわけでございます。

あとそれから、ちょっと補足はあと総務課長のほうから答弁をいたしますが、つばさ保育園から新地の区間でございますが、これも警察署のほうで交通量の調査等々行って、あそこも一緒に含めたらどうかというあれもあったんですが、一応ここは入らないということで入っておりません。これはいろいろまた交通安全対策は別途、教育委員会もかかわってまいりますし、総務課、建設課等々協議をしてまいりたいというふうに思っておりますし、警察のほうには引き続き、通学時間帯でのパトロールというのもしっかりとやっていただくように要望していきたいというふう

に思っております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの御質問に対しまして、補足説明をさせていただきます。

先ほど町長も申しましたように、ゾーン30につきましては、警察署のほうでどうだろうかという話がございます、地元調整をした上で、公安委員会の決定を経て今、町としてできる範囲での標識は、公安委員会ですけれども、道路のマーキングといいますか、そういった形で工事をさせていきました。

まず、周知につきまして、遅くなりまして大変申しわけないと思っております。この場でおわびをさせていただきたいと思っております。

つきましては、この9月11日のお知らせ版におきまして、町内全域の自治会に対しまして情報発信をする予定といたしておりますし、また、9月の29日には、早朝に平生中学校の正門前におきまして、通学路の交通安全キャンペーンということで、結構人数が集まっております、中には白バイも参加してキャンペーンをするということも聞いています。この中でゾーン30の周知も大々的にしていきたいと思っております。

そして、今後につきましては、先ほど町長からもありましたけれども、警察署のほうでまだまだ取り締まりを必要とするということになれば、いろんな形で検討もしていくことがあろうかと思っております。

また、各小学校、佐賀小、平生小につきましては、現在、設置要望等は出ておりませんが、またもしそういうことが要望でもございましたら、また地元の自治会、警察、いろんな関係機関を含めて、教育委員会も含めまして協議をさせてもらいたいと思っております。

次の質問とも関連いたしますけれども、ゾーン30をつばさ保育園から新地まで増加してはどうかということでございますけれども、基本的にゾーンっていうのは、そのエリアを区切っておりまして、今回はコメリから長尾に抜けまして、右折して平生中学校前を通過して、曾根公民館前までの道、そして永大のところの交差点から中学校に抜ける道、ここをゾーン30の一つとして指定をさせていただいております。県道は当然30キロにはできませんから超えていますけれども、そういった形のゾーンという形で形成をいたしております。

そして今の、つばさ保育園から新地までの間が道幅が狭くて、大型車の通行を規制してはどうかという話ではございますけれども、規制となれば、今度はまた公安委員会等の許可もいりますし、今、道路管理人として町が管理、町道ですので、しておりますので、交通安全の意味も含めて、通学路という標示を何らかの形で起点終点あたりに設置をいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） ゾーン30にするには、なかなかいろいろとハードルがあるということで、なかなかゾーン30にはならないということでわかりました。通学路の標示をしていただけるということで、それはなるべく早急にやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ゾーン30の範囲、ハードルが高いということではありましたが、ゾーン30もあそこまでいいのかなと。先ほどは、寿海苑のほうまで延ばすっていう話を私言いましたが、平生小の周り、あの周りはどうなのかっていうのをちょっとお聞きしたいんですね。水越のあたりに狭いところ、あそこは30キロになってますけど。児童館の前は、子供は広い道路を横断するし、あそこら辺もゾーン30にできないのかなと思うところがあるので、そこら辺をお聞きしたい。

あともう一つ、中学校から児童館前まで行く通り、あそこ結構飛ばすって付近の人がおっしゃってるんで、あそこら辺もゾーン30にできないのかななんてちょっと思うところなんで、小学校側はどうなのかっていうのをちょっとお聞かせください。

もう一度ちょっとつばさ保育園と新地の通学路のところに戻るんですが、先ほど警察のほうで交通量の調査をされたっていうので、それで決まったということであれなんですけど、私も実際あそこに立って、朝7時半から8時と4時半から17時半、1日だけ立ってみたんですけど、朝は車が12台、自転車が26台、歩行者が2人、4時半からは自動車が20台、自転車が8台、歩行者が1人、内2台がつばさ保育園のバス。この結果、狭い割には交通量があると私は思ったんですね。先ほど、通学路の標示をしてくれるということで、それは早急にやっていただければと思います。

それで、立って調査していると、私の顔を知っている人が何人か声をかけていただいて、ほかの件についてもちょっと御意見をいただいたので、今申し上げます。

太陽光発電付近の河川、護岸の工事をされてると思うんですが、ここの部分。ここを拡張すれば、道路が広くなって安全性増すんですが、もっと早急にできないのか。あと、スピードを出す車がいるので対策してほしいと。また、こっちのり面、ここの草刈りを地域住民でやってるんですけど、町のほうでやるか防草シートを敷けないのかと。こういう意見をいただきました。この御意見について、町のほうはどのように対処されるかお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） まず、平生小学校の前の周りの道ということでございますけれども、先ほど申しましたように、ゾーン30ということになれば、30キロ規制という形で、標識なりをして規制をしることになります。

今、御質問のありました場所につきましては、確かに30キロ制限のところも細い道でござい

ます。ただ、しょうぶのところから川沿いに大野の中心部といいますか抜ける道につきましては、いわゆるゾーン30の規定は通り抜けをしにくくするという事でゾーン30にしましょうという、もともとの意味合いがございますので、あそこは通過をするというより普通に通行する道路になってると思いますので、そういう意味では難しいのかなという気がいたしております。

そして、河川の護岸工事の関係につきましては、直接の担当課ではございませんけども、草刈り等も含めて道路に面したところにつきましては、当然道路管理人がするものでありましょうし、以前は地元の方も率先して草刈りをしてもらっていたという経緯もあるというふうには聞いておりますけれども、やはり何せ高齢化の時代でもありますので、できる範囲でできることはしていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） ゾーン30が難しい……。

○議長（福田 洋明君） ちょっと暫時休憩します。

午後2時34分休憩

.....

午後2時34分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

○議員（3番 松本 武士君） 最後の質問です。

小学校はちょっと難しいということなのですが、ゾーン30については、これ光の小学校のところでゾーン30をやったところの写真なのですが、ゾーン30の標示ももちろんしてたんですが、横断するところは緑色で強調して、ここは渡るよみたいな標示をされてたんです。こういうことをして危険を促すというか、注意を、目につきやすいようにするような形をちょっとやってもらいたいと思うんですけど、小学校の周りの付近は、ゾーン30じゃなくても、こういうカラーで目立たせるようにできないかということをお聞かせ願いたいと思います。

あともう一つ、30キロっていうと、結構あそこ私通るんですが、小・中学校の前を、ちょっと踏むともう30超えるんです。そうすると多分みんな超えるんですけど、あそこで警察の取り締まりっていうのは行っている話はないんですかね。ちょっとそこら辺をお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今、光市の例をお話をされましたけれども、確かにゾーン30としなくても、こういったことは横断歩道といいますか、子供たちが横断するところだよっていう標示はできないことはないかと思っております。ただ、結構予算的なものもかかりますので、それはそれとしてこちらで検討をさせていただきたいと思っております。

あと、取り締まりにつきましては、私どもが話をするような段階ではございませんので、確か

に30キロというのはかなりの低スピードであります。要は、子供たち、歩行者を安全に通学をしてもらうということが基本ですので、その辺はドライバーには注意喚起をしてもらいながら、モラルに訴えていきたいと思っています。

.....

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、2点についてお尋ねをいたします。まず1点目は都市計画道路について、2つ目は学校教育についてお尋ねをいたします。

まず1点目の都市計画道路についてということでお尋ねをさせていただきます。実は、今年の1月、私自身、政治活動中に宇佐木のほうで80歳の男性にお会いしました。おいおい、ちょっと話聞けえや、ちゅうことでお話をさせていただきました。その方が言われるには、国道188号線の平生バイパスは、この都市計画道路決定してから既に40年以上経っていると、いまだに完成をせんじやないかお前、予定地っていうことでうちの前の畑があるんじやが、これを使おうにも利用制限を受けてどうにもならん、これ以上にばからしいことはない。わしゃあそん頃は現役で一生懸命バリバリ働きよったんじやが、90になろうかちゅうのに、あの世のお迎えが来ようかちゅうのに、まだ一向にここの道路は完成しやせん、お前どうなちゅうんか、はっきりならんかいのうつつって、そういうふうに言われたんです。

ちょうど8月ですか、毎年のように平生中央公民館に懸垂幕が、早期完成ってというような促進同盟会ですかね、ありますし、ちょうど8月にまた、ちょうど宇佐木の交差点のどこ、少し測量もなんか随分とされてました。どういう関係か、それは全く私もわかりませんから、そういうことがあって、どうなんじやろうかちゅうことを思っているいろいろ調べてみたんですけれども、今も言ったように、40年以上も前のこれ実は計画なんです。昭和49年1月の25日ですね、都市計画道路はそのときに7路線、平生でありまして、総延長距離が1万9,880キロメートルですか。

まずは、この図面番号からいけば、路線番号331が国道の平生バイパス。342っていうのが桜町線。三枚浜から十八割。343、3番目に書いてあるのが平生曾根線っていいまして、曾根隅田から堅ヶ浜の亀岩、ちょうど熊毛南の県道のところですね。344、4番目が中央線ってということで、平生村の西土手から大野南大田っていうところまでですね。5番目が345臨港線、大野の北是国から佐賀の東立崎というところまで。6番目が346天池線、平生村、豊田、二ノ割から大野北、徳万まで。347が平生横幹線、大野南戎崎から宇佐木下土井田まで。それぞれこういうふうに都市計画道路、決定はされてるんですけれども、全線完成開通したっていうのは桜町線だけです。現状としては、先ほども申しましたけれども、40年以上の歳月を要してるんです、これらの路線は。これは都市計画道路っていう位置づけではなくって、平生町の都市計画

そのものの信頼性をも損ねているんじゃないか。皆さんにも、どうなっちゃうんだろう、不安がられて、平生の都市計画そのものがもう信用性がなくなってるんじゃないかと思うんです。不安を抱く関係者に対しても、特に土地の地主さん、どのようなことか定期的に御説明もされてないかのように私聞いてますので。毎年のように陳情にたしか、町長行かれてるんじゃないかと思うんですけれども、そういったお話が全然一向に聞こえてまいりません。

これらの道は、いわゆる国道・県道と重複してる。それが大きな、平生の都市計画道路の特徴です。なかなかそういったことから、国・県のサポートがないと進まないっていうのも理解はするわけですが、都市計画の道路がないと平生の未来もないっていうふうに、言いかえれば言えるんじゃないかと思うんです。差し当たって、現状、どのような方向づけになってるのか。また、何を今までされてきたのか、40年間の歳月。まずは、進捗状況の報告を町長に求めたいと思います。

それで2番目に、これらのことは随分と本当40年というように長期化してるんです。そうすると、当然その予定地のあたり建築制限等かかって長期化、いわゆる道路においては一部セットバック、1メートルぐらいがセットバック、そのままになって放置されてると。地主さんにいわゆる、どうなってるんかっちゃうようなこともありますし、先ほども言いましたけれども土地の利用もできない。一方で、その予定区画周辺、その延長線上にあたるのかどうなのか、今、線引きで確認すると、どうも太陽光発電をやってらっしゃるような方もいらっしゃると。これは一体どのような、土地の利用の仕方を町のほうでは指導されてるんじゃないでしょうか。結局、周辺地域を含めて、知ってる人はそういうふうに関係をされてる。知らない人はそのまんまではか正直を見てる。そういう状況があり得ているのが今の平生町の都市計画の現状ではないかと思えます。平生バイパスを含むこれらの7路線、本当に完成するのかどうなのか。完成を目指するのはいつなのか。そのことも合わせてお尋ねをいたします。

それと、今の2点のことをお聞きすると、どうしても長期にわたってますので、この際、見直す必要はないかっていうことを改めてお尋ねをいたします。特に、先ほど来、人口減少というようなお話がたびたび出ております。本当に人口減少をするときを迎えて、いわゆる都市計画道路の建設費、国道と県道に重複してるとはいえ、町のかかなりの建設費の持ち出しが予想されます。26年度の決算においても、充当財源の不足、3年連続の単年度実質費の赤字、このような状態です。都市計画は確かに行政計画であり、右肩上がりの経済のときに決められた行政計画ではありますが、いろいろ今、見直しをする時期に来ているのではないのでしょうか。都市計画は確かに行政計画ではあるんですけれども、明らかに今の状態は、私権をも制限されてるような状態だと私自身は判断、改めて総点検が必要であると思えます。

一方、都市計画の妥当性も過去の例にあれば、経済の循環には必要不可欠なインフラの整備

であります。平生町の場合、都市計画税を用途区域に課せずに発展・開発してきたという経緯があります。改めて、本当にやる気があるのであれば、都市計画税の導入も含めてこの際、一から考えなければならないと思うんですが、町長のお考えを3点について、都市計画道路についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 都市計画道路に関連をして3点御質問をいただきました。

平生の都市計画道路について、御指摘のように、昭和49年に7路線の都市計画決定がされています。

現在の整備状況が7路線の総延長1万9,880メートルのうち、4路線の一部4,040メートルが整備済み、国道188号平生バイパスほか2路線は概成済みという形で、これは全部完成ではありませんので、一部概成済みという状況でございます。

未着手が確かに御指摘のようにございます。決定後40年以上経過しておるという状況の中で、いろいろ関係者の方々に御心配をおかけをしておるというのは、御指摘のとおりだと思っております。

とりわけ、平生国道188号バイパスにつきましては、これは今、県道光上関線の平生曾根臨港線というふうに言っておりますが、水場の近くにかけてでございますけれども、この早期着手に向けて、今、関係機関に強く要望させていただいておるところでございます、改めて見通しがつき次第、関係者には御説明を申し上げたいというふうに思っております。

この平生188号バイパスについては、御指摘のように、特に今までも要望はしてまいりましたが、とりわけここ最近において、ようやく県のほうからも正式な国への要望項目に入っております、県の東部高速交通体系網整備促進協議会、これは2市、岩国、柳井、それからあと4町、この周辺の2市4町でそれぞれ行政、議会の代表、一般の経済界の代表、こういう方々、あるいは地元選出の県会議員の皆さん、こうしたメンバーでこの協議会を策定をいたしまして、ここの重点項目として今、188号バイパスについては実現に向けて取り組んでいこうということにいたしております、この8月にも国交省のほうへ本省へ、県の御尽力もいただきながら、太田国交大臣ともお会いをすることができまして、要望してまいりました。これは議会のほうからも議長も御同行いただきまして、一緒に要望させていただきまして、前向きに検討していきたいという回答をいただいております、早期着手に向けてさらに強く要望してまいりたい。一定の方向が示されれば、その段階でしっかり地元の関係者にも御説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

それから今、バイパスの見通しを含めてお答えさせていただきました。

見直す必要はないかということでございます。計画40年で、社会経済情勢が本当に大きく変化をしまして。改めて先ほど言いました未着手の路線については、改めて必要性について検討していかなければいけない、そういう時期に来ておるといふふうに私自身も判断をいたしておりまして、平生町のあるべき幹線道路の整備をどういう形で幹線がこれで整備されるのかということを含めて、見直しを含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

都市計画税の関係につきましては、前回もたしか御質問をいただいたと思いますが、重要な歳入を確保する一つ的手段であると同時に、御指摘のように、将来負担比率等々のいわゆる充当財源として大変大きな意味を持っておるといふことも事実であります。よりこの計画税のあり方について実現をしていきたいという思いは、これはもう前から変わりませんけれども、しっかり状況を踏まえて判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 一番残念なのは、町長さん一生懸命やられてるって言われるのはいいんですけど、いわゆる住民の皆さん方に知られてないということなんですよ。皆さん方の私権を随分と侵してるっていうんですかね。これで協働のまちづくり、先ほどもそういうお話が出てたんですけど、1点すごく不安に思うのは、そんなスタンスで協働のまちづくりって本当に進められるのかっていつも思うんですよ。前も何かの質問でそういうお話をしたと思うんですけど、もっと住民の皆さんの目線に立って、結果報告っていうか、連絡を絶えず、コミュニケーション、いつか町長さんの話の中にも、ピンポンに例えられたお話がたしかされたんじゃないかと私記憶しちよるんですけど、やっぱりお互いに話をして、打っちゃあ返しちゃ打っちゃあ返しちゃしていかなくや、これらの話も全然進まんし、地元の皆さん方の理解も全然進まないように思います。その点だけは一つ、私のほうから苦言を呈させていただきます。

それで、今のお話の中でもわけはわからんのですよ。わしは住民の皆さんの立場でどこがどうなっちよるんかもわからんし、一応この路線はあるんですけど、町長さんの頭の中には未着手がどうでこうこうというのは、そういったことも含めてですね、せつかくの議会なんですから、どの辺がどのようになっちよるんかっちゅうのも含めて、建設課長さんでもいいですので、ちょっとどこがどうなっちよるんか、もう一回具体的に言っていただきたいと思います。せつかくの議会なんですから。わしはそのお一人の方のことじゃなくて、多分ほかにもたくさんの方いらっしゃると思うんですよ。私に答えるんじゃないかって、住民の皆さんに答えるようにちゃんと説明をお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 建設課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

○建設課長（瀬戸 孝博君） ただいまの御質問でございます。現在の現状につきまして再度御説明をいたします。

先ほど町長も言いましたが、整備状況でございますけど、まず1万9,880メートルのうち、4路線の一部4,040メートルが整備済みということでございます。整備済みの箇所につきましては、桜町線。これはもう完全完了済みでございます。あと、平生曾根線の隅田から188号線までの区間、これが完成済みでございます。それとあと中央線につきましては、バイパスからプラザまでが整備済みでございます。あと天池線の一部が整備済みということでございます。あと、平生バイパスの第一期の部分につきましては概成済み、八海橋から築廻の交差点まで、これが概成済みでございます。

先ほどちょっとお話の中で、太陽光発電というお話がございました。それにつきましては、今、この平生都市計画道路につきましては、事業認可を受けた路線ではございません。その際に、建築物、制限はかかってまいりますけども、建設をする場合には都市計画法の53条という規定がございまして、事業認可を受けてないものにつきましては、建設は可能でございます。ただ、太陽光発電につきましては建築物の定義ございませんので、これにつきましては、建築確認等は必要ではございません。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 済いません。訂正させていただきます。

私、最初の質問で、7路線の延長距離を1万9,880キロメートルというふうに申し上げました。済いませんメートルに、1万9,880メートルってということで議論がかみ合うと思いません。申しわけありません、訂正させていただきます。

4,040メートル完成って言われるんですけど、それぞれ何メートルかっちゅうな把握はされてないですか。いわゆるその辺から結局、わしの聞き方が悪かったのかなと思うんですよね。でもわし、そういうようなお尋ねの方法したと思うんですけどね、もっとわかるように説明していただきたいんですよね。例えば、八海から築廻で町境まで行くのはわかるんですけど、これ3,100メートルで、一部概成で、残りは何メートルなのか。それは今から町長さん言われたように、こないだ太田国土交通相とも会われて前向きに検討する。また、県とやっても重点項目として協議会を立ち上げてやられるって言うんでしょ。そのどの区間ぐらいがどうなのか。それは町境までいいんですよ、どうせ柳井まで行くのはまた柳井のほうでやらないといけないんですから。それと中央線にしても、バイパスからプラザぐらいしか、やっぱりそういう事務作業っていうその辺で非常に不信感を、済みません。もしわかれば、最後にお尋ねいたします。完成してない未着手の路線の延長、これだけをこの件で確認を最後にさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時15分からいたします。

午後2時58分休憩

.....
午後3時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

瀬戸建設課長。

○建設課長（瀬戸 孝博君） ただいまの御質問の平生都市計画道路の未着手延長についてでございますが、まず路線番号331平生バイパスでございます。延長3,100メートルのうち、未着手延長が900メートルでございます。次に、342の桜町線、これにつきましては、延長1,340メートルで全延長完成済みでございます。343、平生曾根線、延長2,790メートルのうち未着手延長が1,490メートルでございます。344、中央線、延長1,620メートルのうち未着手延長が720メートルでございます。345、臨港線、6,480メートルございまして、これは未着手が6,480メートルでございます。着手いたしておりません。346の天池線につきましては、延長1,360メートルのうち未着手延長が860メートルでございます。347の平生横幹線、延長3,190メートルのうち未着手延長が492メートルでございます。トータルで全延長1万9,880メートルのうち未着手延長は1万940メートルでございます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） では、次の質問に行きます。次の質問は、学校教育についてということで質問させていただきます。この質問をするきっかけというのが、御存じのとおり、7月5日に岩手県の矢巾町っていうところで中学2年生の自殺っていう問題ですね。これ、非常に私自身、議員として、また親としてもショックを受けました。またショックな事案だと。それは教育長、町長、ここにいる皆さん同じではないかと思えます。その後、矢巾町の中学校がまとめ上げました調査報告書によると、この中学校では、いじめ防止基本計画、これは策定済みだったようであります。にもかかわらず、自殺をした問題が出たということで。実は、その報告書の中でも教職員の研修計画が策定されているにもかかわらず、実施されていなかった。保護者アンケートも、きちんとその計画の中にも策定されているようなんですけども、されていなかった。また、対策会議も開かれてはいたんですけども、実際の会議の内容っていうのは、どうもいじめの報告自体がなくて、実質的ないじめ対策にかかわる議論がされていなかったようだとされています。最後に結論としてこの問題、まとめ上げた調査報告書によると、担任の教師が問題を1人が抱え込み、情報の共有化、学校という組織の中でいろんな問題が共有化されていなかった。対策自体が形骸化して機能していなかったということが公表されました。これは岩手県のこと

とはいえ、平生に置きかえて考えたときに、じゃあ実際どうなのかということ。この3月ですか、平生町においても、平生町いじめ防止基本方針ですね、策定されていらっしゃる。そこでちょっと不安になりましたので、行為があるとかどうなのかということじゃなくて、議員として教育委員会のほうにお尋ねをさせていただきます。

まず、平生町のいじめ防止基本方針では各学校において、学校いじめ防止基本計画を策定をし、学校ウェブサイトを通して公表するとなっているわけですが、これらは既に実施をされていらっしゃるのでしょうか。また、実施されていなければ、早急に実施をされるような予定なり、指導なり、どういう方針で臨まれていこうとされているのか、そのことをまず1点目にお尋ねいたします。

2点目に、いじめ対策組織なるものを組織するように、やはり、この学校いじめ防止基本計画の中に策定をするようにこの基本方針の中で定めてありますが、企画会議とか、生徒指導部会議から常に教職員の皆様方、子供たちの問題を常々把握されてるために会議を開催されていると思います。確かに、基本方針でいじめ対策組織は設置するよう規定はされていますが、これも矢巾町の例のように形骸化してるんじゃないかというふうに非常に不安感があります。矢巾町がそうだから平生もそうだろうということではなくて、やはり平生はどのような形で学校がいじめ問題に対して取り組んでいるか。またそれを、どういうふうな形で教育委員会、サポートしているのか、そのことをお尋ねをいたします。

3点目に、やはりその基本方針の中で学校運営協議会等を活用した情報の共有化ですね、これ1番難しい問題だろうと思うんですけども、地域ぐるみで問題を解決するっていうことが1番微妙ではあると思うんですけども、なかなかそういう仕組みの構築ですよ、どういうふうにやっていくか、なかなか難しい問題、難しいって言ってもやらんにやあいけんのんですけども、どのように規定、また実施されていらっしゃるのでしょうか。学校で一生懸命書いてはいるが、実際には機能していなかった。これが矢巾町の例であります。悪く言うわけでもありませんが、やはりみんなが情報の共有化をしながら、このいじめ問題には取り組んでいかなきゃいけない。ただ、学校でやるにしても、実際に現場の先生方、非常に忙しい。私の近くの中にも小学校の先生いらっしゃいますけれども、朝7時前には出られます。帰ってこられるのは大体やっぱり7時か8時くらいです。女性の方です。大変お忙しい中で、一生懸命頑張っていらっしゃるんですけども、そういう現場をやっぱり現場と一緒にやっていくのが教育委員会の一つの業務でもあろうと思いますので、こういう不幸な出来事を繰り返さないためにも、平生でどういう方針で取り組んでいかれるのか、具体例を今、3つほど申し上げました。どのような方針で、いじめ防止対応策は本当に平生は大丈夫なのかどうか、確認の意味を含めてお尋ねをさせていただきます。

2番目に、スクールソーシャルワーカーを正規雇用へということで、今の質問にダブるんですけども、スクールソーシャルワーカーなるものが、平生町いじめ防止基本方針でも定義づけをされていらっしゃるし、その具体的な防止対策の取り組みの一つとして、平生町でも単独事業として配置をいただいております。これには感謝申し上げます。ただ、そのスクールソーシャルワーカー、非正規職員さんですね。つまり、スクールソーシャルワーカーの職種っていうのは、子供との信頼関係、また教師とも信頼関係は必要でしょうし、また保護者とも、また地域ともやっぱり人付き合い、信頼関係がないと、そういう悩み事等はなかなか発見というか、相談を受けること自体難しいと思います。そこで私提案するんですが、町で正規雇用として小学校2校、中学校1校、職員さんとして勤務できないかどうか。この9月議会が決算議会でもありますよね。一応決算の内容なんかを見ますと、なかなか町のほうも財政が厳しい、そういうことが書いてあるわけですけども、やはりこれは子供たちの健全育成っていうんですか、見守るっていうんですか、大人の務めではなかろうか、また、いじめ防止基本方針の中でもスクールワーカー、スクールソーシャルワーカー両方が重要な位置づけとして提起されております。先ほども申し上げましたけれども、非正規の雇用者ということでございますので、当然、1年更新で学校の現場は、いわゆる今も多少申し上げましたけれども、現場の先生方は非常にお忙しい中、それを補完するという面においても、スクールソーシャルワーカーを町で正規雇用として何とか配置できないか。要望をするとともに、教育長さんのほうにお尋ねをいたします。

それと3点目に、最後なんですけれども、子供を褒める教育の実践をということでお尋ねをいたします。実は私、3年前に山口大学で入学式をたまたま体験する機会がございました。その山口大学の入学式の後半部、いわゆる入学の式典が終わった後、引き続きそれまでの年のいわゆるスポーツ、学術にすぐれた学生の表彰なるものを入学式と同時に終わった後、行っておりました。20歳過ぎの大人でもあり、私たちにとっては子供でもあるわけですけども、やはり、そういう褒め育てるっていうんですか、そういうことの必要性、その場にいまして非常に感じた次第です。そのやり方についても、やっぱりこれだけ大きな入学式っていうことになると、新入生の保護者、それと来賓、また一部学生のサポートも入学式でありますから、同じ会場の中に数千名入ってましたので、いろんな方に刺激を与えられるいい機会だなあっていうふうに思ったわけです。それで帰りましていろいろと思ったことは、当町でも義務教育機関、いわゆる小学校、中学校の間、いわゆるスポーツ、文化、学習活動にすぐれて成績をおさめた児童生徒に表彰っていうことは、お披露目式も兼ねてですね、たぶん全校集会等で学校でも行われていらっしゃると思うんですけども、それは学校の中だけの事ですね。これをもう一つ大きく視点を変えて、学校にたくさんの方が訪問する機会、例えば、入学式なり卒業式なり、このときに合わせて子供たちを褒めてやったら、子供たちにとってもいい刺激を与えることができるんじゃないか。やっぱり、褒め

るっていうことの大切さ、これを私そのときに考えさせられたんです。そこで、確認の意味を含めてまずお尋ねしたいのが、善行為、いわゆるいいことをしたとか、それからスポーツにいい成績をおさめたとか、それから学習それとか文化、そういったことの表彰等は普段どのようにされてるのでしょうか。先ほど申し上げましたのは、あくまでも私の経験上と想像のもとですので、実際にどうなってるのだろうか。まず、お尋ねをさせていただきます。教育委員会とか学校では、子供たちに対する、もしやってらっしゃれば、表彰規定か何かきちんとしたものがあるのかどうか。いろいろと調べてみますと、ある自治体では規則として、子供表彰規定とかなんていうことですね、いろんなさまざまな表彰をするように、ただ、それを披露する場ってというのは、また随時いろんな形でされてるみたいなんですけれども、例えば、少しさっきお話があった、例えば入学式とか卒業式ではなくても、例えばもっと大きな意味でやれば、町民育成会議の健全推進大会ですか、それなんかも利用していいと思うんですよね。ただ、私の第一の主眼は、やっぱり今の時代、子供をもっと褒めようじゃないか、やったことに対して、努力したことには。やっぱりそれは、小さいころから大人の私たちが認めていくことによって、子供は伸びるんじゃないか。そのように感じました。

そこで、私のまず提案なんですけれども、私、いろいろ最初考えていたのは、卒業式で表彰できないかということなんです。卒業式と抱き合わせして、年度末ですし、それまでの1年間を子供たち、表彰できないかということで、お尋ねをさせていただきます。そのことは、卒業式で一堂にみんな会いますので、児童生徒に自信をつけさせる、新たなステップへ踏み出すチャンスではありますけれども、自信をつけさせずまた絶好の機会ではないかと私自身は思います。学校だけでなく、卒業生の保護者、また来賓、いわゆる入学式と同じように、大変たくさんの方が学校に一堂に会しておりますので、そういう機会を利用して、子供が優秀な成績をおさめたスポーツ、文化、学習、それと私の希望とすれば善行為、それらのものを表彰、頑張った子を褒めてやる、年度の終わりに。そういう教育の実践はできないものではないでしょうか。これらは町の広報でも町長さんと一緒に写ったり、表彰状をされてるんですけれども、やはり活字媒体だけじゃなくて対面で会うときに生のその子の姿、それをやっぱり見ること、感じるものがとっても今からの時代、大切な時代になっていくんじゃないかと思うんです。

また、もう1つ、要望も含めてお尋ねをしたいのが、私がかつてのころには、学校へ行くとき休まなかったけあって表彰された子がいた経験があります。今たしか、なくなっているんじゃないでしょうか。毎日通うっていうことの継続性の大切さ、これをまず生むためにも、無遅刻無欠勤、いわゆる皆勤賞なり精勤賞ですか、そういったものをやっぱり子供たちにみずから認めて表彰する。そういう教育なるものがないものではないでしょうか。学校を含めて教育委員会でぜひ検討してみてもいいかということで、提案もあわせて3点目はお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） 学校教育に関しまして、多々御質問をいただきましてありがとうございます。岩手県の矢巾町の中2の男子生徒の事も含め、日本の至るところでこういった事案が発生していること自体、教育に関係する者として本当に心を痛め、言葉がないというのが実際の気持ちでございます。いじめっていうのは、本当に子供たちの教育を受ける権利を侵害をし、健全な成長とか、人格形成に重大な影響を与える。また、命に重大な危険を生じさせる恐れがある。こういったことから、いじめの防止、解消というのは、全国を挙げて教育課題の一つであるというのが現代の国民が思うことであろうかなというふうに思います。こういった状況から、平生町教育委員会もそうなんですけど、おっしゃいましたように、昨年度、26年度の4月に、平生町いじめ防止基本方針を策定いたしました。学校はその前の年度の終わりのころでございましたけど、それぞれ3校とも学校いじめ防止基本方針を策定をして、1年間経過した今年度の初めに各学校の実状に応じた実効性のある取り組みとなるように、年間計画を見直しているところでございます。お尋ねのウェブサイトで公表するというようにしておりますけど、その実施状況はどうかということでございますが、結論から申し上げますと、ウェブサイトでは公表しておりません。各学校のホームページの充実度ということもありますので、そこまで教育委員会としても強要はしておりませんが、各学校がそれぞれ学校だよりとか、PTA総会とか、学校運営協議会、こういったいろんな会議や媒体を使って実態を関係者に報告をし、説明をし、共有しておるところで、公表しておるといふようなことに変えさせていただけたらというふうに思いますが、方針に定めてありますので、その方針の主旨に合った取り組みとなるよう、これからも努めていきたいというふうに思っているところでございます。

学校の実態といたしましては、矢巾町の報告書に基づく形骸化しておるといふお話ございましたが、生活アンケート、これを毎週児童生徒にアンケートを取っております。保護者アンケート、これは毎月1回取っています。これからそれぞれ本当に小さなことであってもいいから報告するように、書くようにという指導のもとで、小学校、中学校それぞれに気になる点等が挙がっております。ですから、学校としては、ちゃんとそういった子供たちのメッセージに対して対応しておるところで、形骸化していないというところで御理解をいただきたいと思っておりますし、私どもも学校の取り組みをサポートする上で、やはり学校長との協議がある都度、実態を確認をしたりとかしておりますので、今後とも子供たちが学校教育の主役でございますから、その主役が端役にならないように取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

スクールソーシャルワーカーを正規雇用ということでございますが、今、略称で言えばSSWと私ども申し上げておりますけど、この存在を抜きにして学校教育の推進というのが図れないと

いう状況まで追い込まれております。いろんな家庭環境の中でいろんな性格といたしますか、考え方といたしますか、日常生活を送っている子供たちに対して、学校だけでは、家庭だけでは、地域だけではというような問題があります。ですから、このSSWの活躍といたしますか、使命に基づく対応については、本町にとっては非常に大切なウエイトを占めておるといことは事実でございますので、今後ともその存在については評価をしていきたいと思ひますし、十分な活用をしていきたいというふうにも思うところでございます。24年度までにつきましては、県が予算組みをしまして、それぞれ各市、町へ派遣をするということでございましたが、25年度から国3分の1、県3分の1、町3分の1という予算割合でもって雇用をしてきております。おっしゃいましたように、非正規の雇用でございます。予算的には77万5,000円ぐらいの予算組みで、当然、正規雇用ができるような金額ではないわけですが今、町内3校の実態、1,000人弱の子供たちの実態を考えたときに、正規として雇用をするだけの必要性、需要があるかないかということから考えますと、正規雇用で我々と一緒に学校教育を推進していくことに何ら違和感はありませんけど、でも実態としては、正規雇用というのは今の時点では少し時期尚早じゃないかなという思ひもいたしますが、このSSWの活用といたしますか、本年度から教育相談会というのを設けました。6月から2月まで毎月第3火曜日、午前中から午後になつて半日程度でございますけど、この時間帯でもって、それぞれ問題を抱えた家庭、児童生徒、そういった必要性を持つ人との懇談といたしますか、協議をSSWが行いまして、教育委員会職員も間に入り、早期に問題解決に当たっているというところで、今後ともSSWの存在については、予算が大きくなる可能性が多分あると思ひますので、この機会を利用をいたしましてお願いをしておきたいというふうにも思うところでございます。

3点目の子供を褒める教育の実践をということでございます。よく幼稚園から、小学校、中学校、いろんなところで入園式、卒園式、入学式、卒業式という機会がありますので、そこで私のみならず、町長のほうからも、やはり子供たちにとって、いかに自信になるというか、これから羽ばたいていくために、どういう言葉がけをしたらいいかというところで、本当に町長のほうからもありがたい言葉をいただいておりますし、私もできる限りの言葉をかけて、子供たちのみならず、保護者、地域の人をお願いをしてきておるといのは御出席いただいておりますから、御理解していただけるものと思っておりますが、今、本当に我々の時代も、皆勤賞とかいうのがございましたが、その実態につきましては、全ての学校でされてるわけではございません。平生小において6年間の皆勤賞、精勤賞は出しております。佐賀小においては、学校としては表彰はしていないという実態がございます。中学校におきましては、卒業式の後には各教室で担任から生徒一人一人の頑張りの一つとして、無遅刻とか無欠席等を紹介する場所があるというふうにも聞いておりますし、そういったことを通して、6年間あるいは3年間の頑張りを評価しておるとい

ころでございますが、町として教育委員会として表彰ができないものかというお尋ねでございますけど、褒めて育てるっていうのは本当に大切なことであろうと思いますし、おもしろい調査結果があるんですが、アスリート家庭、日本代表経験のあるトップアスリートの母親に聞いたっていう調査結果があります。子供をよく褒める82.5%、よく叱るが45.0%。比較するために、同じ質問をした一般家庭の母親の回答がございます。それぞれ58.5%、60.8%。一般家庭の母親は、褒めるより叱る方が多いというような調査結果が出ております。本当にその通りかなというふうにも思いますので、褒める教育というのは、特に幼稚園とか小学校とかそういう小さいときにこそ大事なことであるかなというふうに思います。今年も幼稚園の入園式でしたか、こういう言葉を使いました。3つ叱って5つ褒めて7つを知る。こういう保護者であってほしいという願いをしましたが、やはりそういう家庭環境があって、なおかつ学校に行けば先生がそういった対応をしてくれる。自尊感情とか自己有用感とか、そういったものを高めてくれる教育を学校がしてくれる、先生がしてくれるとそういう実態というものが、やはり子供が成長していく上では必要な環境だろうと思っておりますから、御提案いただきましたことをちゃんと胸にとどめまして考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 御答弁をいただきまして、お世話になりました。それで、少し揚げ足を取るんじゃないんですけど、どう理解していいかわからないんですけど、教育長さん。つまり、基本計画の中にはそのように決めてるんだけど、それはしてなくて、それなりのことをしているっていうことが、今の学校いじめ防止基本計画を策定して、学校ウェブサイトを通して公表するっていうのは、それは学校だより等いろんな媒体をして、皆さんにお知らせしてるよということなんですけれども、これどう考えたらいいのかっていうのが全く私わからないんですよ。教育長さんの言われることは総論的にはわかります。ただ、基本計画として決まっているのにどうなのか、そこが緩くていいのかどうなのか。自分自身も自問自答せざるを得ない状況なんですけれども、つまり、そういうことがひょっとしたら形骸化の先端、端くれの一因じゃないかとも思ったりもするんですよね。それは認識の違いかもしれないんですけど、非常に計画として決まって、みんなで決めたことが、そのように極端に、大変御無礼な言い方なんですけども、それは一般的に言えば、歪曲とも言えるんじゃない、言葉はひどいんですけど、そういう今、私それくらいの語彙の頭がないもんで、もっといい表現があるんじゃないんですけど、どうなのかなって思うんですよね。でも、そのことだけをお伝えして、あとはサポートをする必要が絶対にあるということで、理解はしておきたいと思います。また、自問自答しながら最初の学校のいじめ防止基本計画ですか、このことに対する計画の進捗度なり、整合性なりは、また機会があれば改めて質問させていただきたいと思います。ですから、その何べんも言うようなんですけども、主役は

子供で、確かにそうなんです。だけど、基本計画っていうのはみんなで決められたんじゃないかと思うんです。それがそういうふうになるっていうこと自体の仕組みが、私、一般の社会だからそう思うのかもしれない、また行政だったらそれが当たり前なのかもしれないですけど、一般に働きよった人間からすれば、それはちょっと違うんじゃないでしょうかっていうことは、はっきり教育長さん申し上げておきます。

それと、スクールソーシャルワーカーの件なんですけれども、予算化というか国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1っていうことで、大きくなるっていうことで、大体、重要な位置を占めてる大変、子供たちにとっても、地域にとっても、学校にとっても非常に重要な職種であるという認識は教育長さんお持ちだなというふうに思いました。やっぱり需要があるかないかとかかっていうふうに教育長さん言われるんですけれども、あってからでは遅いっていうのが人の教育の原点なんです。例えば、大変申し訳ない言い方をします。花、いわゆるその辺に咲いている花ですね、あれを咲かすよりも子供の心の花を咲かせようじゃないですかっていうのが主旨なんです。例えば、大変町長さんにも、ひょっとするとお怒りになられるかもしれませんが、委託料としてフラワーベルトなる事業をやられてますよね。花を咲かせる。見た感じはきれいです。だけど、それよりもしなきゃいけないことは、子供の心に花を咲かせようじゃないかっていうのが私の質問の主旨なんです。見てくれじゃなくて、そういうところで、例えば、この度の25年度の環境衛生費なんかでも大方160万かぐらい使ってらっしゃるんです、一括で入っちゃうわけ、わからんですけど、フラワーベルト整備事業49万円で、原材料費は120万円、この120万円もいろいろ内訳あるでしょう。ただ、100万円ぐらいの多分金額は、それと目に見えない部分でいろいろと町の管理職の皆さん方がお花の手入れをされてますよね。そういったものを時間給としては計算できません。そういったものをやられています。それよりも、見てくれよりも、もっと、これは町長さんに言わんにゃいけないですね。もっと子供の心の花を咲かせるような予算づけをぜひともお願いをしたいっていうのが主旨なんです。これも言うてもだめでしょうから、結局私、一方的に言うておきます。

それと、最後、子供を褒める教育の実践なんですけど、各学校でやられてるっていうのに、ああそうなんだと安心はしました。ただ、褒めることに対する共通の認識度合い、各学校によって違うみたいですから、これはやっぱりひとつルール化して、同じ平生町の子供なんですよね、同じ7歳であり、8歳であり、12歳であり、13歳であり、14歳なんですよ。平生中学校は1つですから、多分問題ないと思いますけど、ちょうど多感な時期ですから、たとえ精勤賞、皆勤賞なりも、やっぱりもっと大きなところでやられるようにぜひ御配慮いただきたいと思いますし、平生小、佐賀小で、やっぱりそういうやり方が結局2通りあるわけですよ。平生小はやってらっしゃるけど、佐賀小はやられてない。これはやっぱり何かそれぞれの実情があるんでしょ

うけれども、できるだけ共通に、平生の子なんですから、同じ7歳、8歳、9歳、11歳の子なんですから、やっぱり同じような目線で、みんなで、平生の子であろうと佐賀の子であろうと接するのがやっぱりベストじゃないでしょうかね。そのことを以上3点、長々と申し上げましたけれども、そのことを強く申し上げまして私の質問を終わります。以上です。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） ウェブサイトでの公表の件につきましては、御質問の主旨を十分認識をいたしました。これからの取り組みということで、お考えいただければというふうに思っております。SSWにつきましては、後からじゃ遅いっていうのはごもっともなことでございますが、ある前にその芽を摘むというか、未然防止を図っていく、当然、そういった状況があった際には、予算以上の恐らく対応をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますから、その点については正規雇用ということは約束はできませんけど、十分な対応だけはとっていきたいという考えでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、褒めるっていうことでございますが、確かに、小学校から中学校に行っ、同じ中学校1年生になったときに、「僕は6年間毎日学校に行ったから賞状もろうたんよ」というような話があったとしたら、「え、僕もそうなのになかった」ということで、やはりそういった取り組みの差というのは、子供たちにとってはどうかなという思いもいたします。今10歳、小学校4年で2分の1成人式やりますし、中学校2年生14歳で立志の集いというものを計画しておりますから、当然、幼稚園でじゃあ同じようなことができないかっていうふうに今、投げかけております。そういった1つのつながりの中で、子供たち自身がどう育っていくか、生きていくかっていうことを少しでもわかってもらって、20歳の成人式を迎えてもらいたいという思いでこれからも取り組んでまいりますので、御指導のほどお願いをして答弁とさせていただきます。

.....
○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは通告によりまして、ふるさと納税の状況について、2点お伺いいたします。

住民税は本来、住所地に納入するものですが、その一部を住所地以外のふるさとなどに納付することから、ふるさと納税と呼ばれ、今ではどこの自治体も取り組みを進めておられます。そこで、まず1点目に、ふるさと納税の活用についてですが、平生町では今年度から町の特産品を贈るなど取り組みがされています。我が町を選んで納税してくださった方々の行為を無駄にしないためにも、収入の一つと捉えるだけでなく、活用してこそ意味があると思います。納税をきっかけとした人脈ネットワークづくりや、その付き合いを継続させる取り組みが必要と思いますが、町長はどのように考えられるのかお伺いいたします。

2点目に、ふるさと納税を今後ふやしていくための検討についてでございますが、ふるさと納税制度に関しては、地場産品でお礼をされるが、所得税、住民税からの税額控除の関係もあるが、気軽に寄附をしてもらうということから、ワンコイン500円から受けられるなどありますが、平生町に準じた応援寄附条例をつくることにはいかがお考えか、2点お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ふるさと納税に関連をして2点、納税の活用についてということでございますが、まず今年度から、御承知のように地場産品をぜひ活用していきたいということで、取り組みを開始をいたしておりますが、現在、町内の事業者からこの4月から4事業者募集をいたしましたら、4事業者8メニューの提案がありまして、7月からスタートをいたしております。それこそ広報紙、ホームページ、フェイスブック等で周知を行っているところでございまして、制度を始めて2カ月ですが、今、寄附件数につきましては、もう既に昨年度と同件数21件というふうになっております。このふるさと納税が始まって以来、寄附件数としては1番多くなってきております。順調な滑り出しをしているのではないかなというふうに思っております。この寄附をいただいた寄附金の活用ですが、いただくときに町が今年度に掲げておりますが、5つの実践テーマを予算のときに掲げておりますが、このテーマに沿って、どういうふうにこの寄附を使ってもらいたいのかというふうに選んでいただくようにしております。それによって、そこにふるさと納税を活用していくということでございまして、あわせて、月1回の広報紙については、寄附金をいただいた方に送付をしながら、いろんなひらおファンクラブの郵送サービス等につきましても今送付をさせていただいております。引き続き、いろんな継続的に平生町の情報発信というものを続けていきたいというふうに考えております。

それから、気軽に応援条例をつくって気軽にできる方法はないかということで、条例等をつくっているところ等を見ましても改めてまた寄附の申し込み書等々がつくられたりしてございまして、それであるんなら、むしろ、今いろいろクレジットで決済できるシステムが導入されております。インターネットで、ふるさと納税専用のポータルサイトによってクレジット決済ができるということで自治体も結構それなりにふえてきておる。これはもう、そのまますぐできますので、申し込みと同時に納付ができるということですから、これも含めてですね、少し検討してみたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 今の条例についてでございますが、やっぱり平生町では大きな収入源となるように特産品を贈るだけでなく、納税をしやすくするというのも必要ですけど、納税された方にいろんな選択肢をつくり、例えば無料で……ができるとか、平生町でできる範囲、特産品だけでなく、いろんな何か、平生町の特徴をもってしてあげられるようなものも選

択肢としてつくっていただき、注目してもらえよう魅力ある町にしていき、そしてその寄附されたお金の使い道が透明か、どのように使われたかという透明化を図るためにも条例をつくり、こういうふうになって、これを使ったということを納付された方にお知らせし、また、インターネットにしても、それを発信できるように、こういうものを使って、こういうことになりましたとか、そういう透明度のあるためにも寄附条例をつくっていくということが必要だと思うのですが。

そういう透明度というか、寄附された、平生町は今7つに項目を分けておられますけど、漠然としたものに捉えられるように思いますので、もう少し具体的に、どういうふうに使ってどういうことになりましたという発信ができるためにも、条例をつくって皆さんにお知らせすることが必要ではないかと思いますが、それはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今現在ですね、条例である程度、事業、これとこれとこれとこれをこういうものに、という趣旨だろうと思いますけど、今はまだ、これスタート、要するにそのふるさと納税そのものは、今までも実際に稼働しておるわけですが、今回改めてこういったふるさとの特産品等を贈るに当たって、やっぱり生かされるようにということを改めて示しておりますので、どこまでそうした規定をおいていって、やっていくのがいいのかどうか。

今もう既にそういう形でスタートして十分うちもお示しをいただいて、皆さんにも、結構見えておりますと、それは町のほうにお任せするとかいったところに丸がつけてあるとか結構ありまして、これにぜひ使ってほしいというのも中にはありますから、それはそれでしっかり、こういう形で使いましたよという、おっしゃるような、透明度が上がっていくような方法をこれからも考えていきたいなというふうには思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） ぜひそれに力を入れて、大変、よその自治体では何億と、億という金額が納税される場所もあるらしいので、ぜひ平生町も力を入れてやっていただきたいと要望いたします。終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩とします。再開を4時20分からといたします。

午後4時04分休憩

.....

午後4時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。まず議案第1号、平成27年度平生町一般会計補正予算から議案第3号、平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 歳出の12ページ、山口県4市6町情報システム共同利用検討会議、電算のいろいろな事業を共同でやるというお話はお伺いはしてきましたんですが、これは一体どういう組織がつくられてそれから方向性はどうなのかと、それから、こういう組織をつくれば費用の負担が、その費用の負担の根拠、こういったことについて今まで情報提供をいただいております。

また今回の提案でも、やはり議会でもやっぱり情報はちゃんといただくというのは一番大事な信頼関係だと思っておりますが、ちょっと説明していただけませんか。

それともう一つ、これは歳入でまとめてごめんなさい。歳出でやろうと思って見よったら、10ページにちょっと戻って、ごめんなさい。農林水産業費の地域県補助金、地域課題対策事業153万円の入がございます。ところがこれを見たら出はどこにあるんだろうと、4つに分けて出があるんですね。

まず、12ページの赤子山の草刈り、登山道の整備をするという話だったと思いますが、ここに70万円。それから平生ハートピアセンターに、19ページ、14万1,000円、同じく19ページの竹林の繁茂対策に50万円、20ページの観光費の環境整備で18万9,000円、合計153万円になります。

ですから、この予算の県補助金を、たまたまこれだけの金額が、例のなんか森林税の話だったと思うんですが、きたからこういうことになったのか、このちょっと経緯を余りにも理念がなさすぎるような気がするんですね。とにかくせっかくええ予算がきたから、みんなで分けて使おうという感じになってしもうちよるんじゃないかと思う。

特に赤子山の登山道の草刈り、これについてはちょっと政策の先見性の問題もあるんですが、教育委員会の予算に、今年も27万9,000円の登山道の予算が組んであるんですよ。これとの整合性はどうか。この赤子山の登山道の整備には教育委員会のみなさんがちょっと今まで組んできておるんですが、今後、新しい今ルートを開くという話もちよっとあったように聞いていますが、じゃあ来年からどうなるのか、財源措置をどうするのか、こういった政策に対する理念が必要だと思うんですが。こういった点について、どうしてこういう事態になったのか説明し

ていただけませんか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長と経済課長から、それぞれ答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） まず、私のほうからは、最初に御質問のありました12ページの負担金補助及び交付金の山口県4市6町情報システム共同利用検討会議について、まずお答えさせていただきます。これにつきましては、いわゆるクラウドの研究をするということで、今年の5月22日づけで山口県4市6町情報システム共同利用検討会議を設立をされております。これにつきましては、構成市町につきましては、周南市、下松市、光市、柳井市の4市と、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町の6町でございます。それぞれの県内の10市・町によりましてクラウド型情報システムでの共同利用導入に向けた情報交換と調査・研究を行うことを目的として設置をしております。要はそれぞれがクラウド化に向けた研究をしていく中で、それぞれの市、町単独ではなかなか難しいというところもありますので、4市6町が集まって研究をしていこうということで、今回の検討会議につきましては、クラウド化に向けてどういう方向性がいいのかというところを、まず、外部コンサルタントに委託をして取り組みの方向性を決めていこうということで、この外部コンサルタントに対しまする委託料が、その当初の予定といたしまして1,900万円でやっっていこうというものでございました。当然1,900万円につきましては、プロポーザル方式で決定いたしますので今現在ある業者らに決定をし、取り組みを進めておるところでございます。方向性といたしましては、この11月20日前後をめぐりにプロポーザルした業者から提案がございまして、その提案に基づいて、じゃそれぞれの各市・町がどういう方向性でいこうかということを決めていくということになるかと思っております。その10の市・町ですので、1,900万円を均等に割って190万円が一市・町当たりの負担金ということで予算計上をさせていただいているところでございます。現状につきましては、そういうことで今回の補正予算に計上させていただいたということでございます。

それと収入で、県補助金10ページの農林水産業費の県補助金の中の地域課題対策事業の中で、いろいろなところに種目を分けて計上しておりますが、その中で同じく12ページの一般管理費の負担金補助及び交付金がございます。これにつきましては、今ありました赤子山の整備に関することなんですけども、この県からのこういった補助金を利用いたしましてこの総務費の中におきましては、まちづくりの関係で赤子山のもともと4ルート登山道があったと聞いておりますけども、そのうちの3ルートを再開発していこうと、頂上あたりも整備していこうというのをコミュニティ協議会、平生まち・むら、堅ヶ浜そして宇佐木の3つのコミュニティ協議会を受け皿と

して整備をしていこうと、その受け皿の中には、ここからまた県の東部森林組合にも委託をするというのも当然含まれておりますけれども、基本的には地元が管理をして改めて赤子山の登山道整備をしながら、また景観を見れるようなものに保っていこうということでもあります。

そしてこの補助事業につきましては、5年間というものが今の段階では予定されておりますので、5年間こういう形でできればというふうに思っています。5年過ぎた後どうするかということになりますけれども、それにつきましてはこの5年のうちに、いろんなそういったコミュニティ協議会で事業を進めていきながら、どういった方向性が見い出せるかというのを検討してまいりたいと思っております。もともとあった登山道の整備、そして教育委員会との絡みでありますけれども、それぞれが重複しないような形で取り組みをしていこうという考えでございます。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今、羽山総務課長の説明と一部重複するかもしれませんが、経済課から質問についての回答をいたします。

まず、入の地域課題対策県補助金でございますが、これにつきましてはやまぐち森林づくり県民税、第3期対策が今年度から始まりまして5カ年という計画になっております。このたびの第3期対策の中で、地域が育む豊かな森林づくり推進事業という新しいメニューがございます、ここでは以前、従前であれば県が指導して整備してきたものの中で豊かな森林づくりということをして市・町と一体となって推進するために、中山間地域の元気創出や市・町が抱える地域課題の解決に向けて、市・町等が計画、実践する多様な森林整備に対して支援するというようになっております。この事業を活用しまして、このたび総務課の事業とそれから経済課の3つの事業を実施するようになっております。経済課の事業としましては、まず農業費のハートピアセンター運営費の環境整備につきましては、ハートピアセンター周辺の山林が荒れているということで、こちらを整備し景観をよくして、ハートピアセンターの利活用につなげたいというふうに考えています。

また林業総務費の補助金では繁茂竹林整備事業としまして、従前にあります森林づくり県民税の緊急竹林繁茂対策では該当しません小さな竹林の対応につきまして、町として竹林整備をしたものに対する支援をしていきたいというふうに考えています。

そして、最後に観光費におきまして、委託料で環境整備につきましては箕山学習の森の園内の樹木の剪定等を行いながら、利活用に向けた整備を進めたいというふうに考えております。この事業は今年度から5カ年ということで計画的に町の森林整備の中で進めていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最初のクラウドの件ですが、これはちょっと議長にお願いしておきたいんですが、最終日までにちゃんとした資料を出してくれませんか。そういった要るお金

だけ出てきていますから、情報提供として、これはぜひお願いしておきたいと思います。

それと次のこの補助金、これどうも理解しがたい。これから先、毎年153万円は、森林税の補助金として県から町に交付があると、そういうお金と理解していいんですか。もともとこの事業は確かに困ったことだけを解決する便利なお金かもしれませんが、森林税のお金をこのように使って、結局、便利な財源だけとして使って行って、お金が切れたら次をどうするかというもともないという気もするんですが、それで地元でやっていただくことがいろいろあるとしても、これについてもっと政策的なちょっと展望にたまたま5年、これは提案のときに5年これからあると言ってくればまた話が変わったんですけどね、単年度だなどこんなものと思いますよね。この点でもちょっと親切じゃないですね。

それで、この中で竹の繁茂の50万円、これは残る可能性があるんですね、この事業。今から、手上げ方式ですから。そうするとこのお金はどうなるんですか。返還をするんですか。こういうお金については、もうちょっとついでに便利な残金であちこちつこうてしまえと、とまでは思っちゃないかもしれんけどちょっとあまりにも安易すぎると思うんですが、これ町長どう考えておられますか。いろいろ何点かの質問してちょっと考えも聞いてみたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今回、こういう形で提案をされておまして、もうちょっと親切に説明をすればよかったんですが、その辺については、御容赦いただきたいと思っております。

要するに、ここに掲げてますように地域課題の対策という一つの大きなテーマがございまして、これはまさにその林業の分野であり、なおかつ地域のうちの総務課所管のテーマでもあるということで、この接点は、今、言ったように地域のコミュニティ協議会等が、自分たちのこれから地域のかかわりの中でぜひ復活して赤子山の開発にもつなげていきたいという強い要望があるということもありまして、事業、まあ、ある意味では継続的に、しかも展開をしていただいて、やがてその事業の動向いかんによっては、地域で主体的にその事業を補っていただくということも将来はあり得るだろうというふうに思っております、その一つの誘導策といいますか、そういう形で実施をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今、町長が申しましたように、地域のコミュニティが主体でやっていただくということで、今、取り組みを進めるということで考えております。

また、毎年5年間、この153万円があるかどうかということにつきましては、実際にヒアリングを、県のヒアリングを受けましたのは私どもでございませぬけども、そういう約束のもとにこの取り組みをしていくと、費目は違うんですが、私のほうで答えていかどうかはわかりませ

んが、先ほどの50万円の繁茂対策につきましては、いわゆる手上げ方式ですので、これは個人のほうにいくというふうにお聞きしておりますので、そういったものは残った場合の処理、そういったものにつきましては、私どものほうは、そこまでちょっと関知はしておりませんが、やはりそれなりの成果が上がるように取り組みをしていくものだと思っております。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 森林づくり県民税につきましては、5カ年ということで諸事業期間は決まっております。先ほどの153万円が、毎年あるかというところでございますが、これについては事業計画を毎年上げまして、その中でヒアリング等、それと県との協議によりまして金額が決まりますので必ずしも153万円とはならない部分も出てくることもあります。それは中の市町の、やはり事業の内容によって多少なりとも変動はあるというふう聞いています。

それと、繁茂竹林の対策でございますが、これについては要綱等、作成はしている途中でございますが、森林所有者からの希望で、基本的には東部森林組合に施業されたものに対して補助をしていきたいというふうに考えてます。やはりそのあたりについては、ちゃんとした施業が確認できるものということで考えてるところでございます。後、その他のことにつきましては、一応、補正予算を組むに当たりまして事業計画等の中で、執行していくような形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 答弁聞いていくつか疑問がでたんですが、森林税の計画は5年というのは、県の税の計画ですよ。今言うた5年というのは、伸ばしたときの計画のことですよ。これがやはり自動的になるように言われましたが、これが下がって金額は安定性はないということ。

それともう一つ、赤子山のところでコミュニティ協議会から森林組合に委託することもあり得ると、こういうことでした。結局これは森林組合のほとんど委託事業でのために使うっていう感じになってしまう。それが本当に地域コミュニティにつながっていくのかどうかと。

それで最後に、ちょっと総合政策課に聞いておく。どうしてこういう査定になったのか聞いてみたいんですね。ここ本来、総合政策課長から詳しくお話聞くのが一番正しかったと思うんですよ。ここで答えちゃないんですけど、ほかが答えちゃったですから。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 先ほど経済課長が申しましたように、第3期の事業ということで、今まで県主体でやっていたと、それが新しく「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」ということで、その中に中山間地域対策と、それから地域課題対策ということで、これ市町が独自に

取り組む多様な森林整備を支援ということで、153万円入ってくるよと、事業計画をいただいたわけございまして、その中でコミュニティ協議会の活性化というような話もいただきましたし、それから、いろんな観光施設であったり、ハートピアであったりですね、そういったところにも使わせて、地域における課題があるということですね、それに組みませてもらいたいという査定、ヒアリングであったわけございまして、そのように予算組みというか予算要求をさせていただいたというところございまして。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 済みません、見当違いの質問をしたら済みません。

森林税というのは、農林水産業費で組んでる県の補助金をコミュニティに総務費のほうで使うという自体、これは農家の人たちが、曾根地区は本当、道に竹が生い茂って、道路も通れないような状態を高齢者の人が竹を切っては車を走らせている状態であり、この前の台風で、竹が生い茂ってこっち生えた家がもうずえて、家のねきまで竹が来てるのでっていう、本当にあの生活するのにも困ってるような竹が家のねきまで来ているっていう人がいるにもかかわらず、赤子山の開発っていう、こういう補助金が出ましたよっていうのを住民に知らせていただいているんでしょうか。私も今ここで平岡議員の話聞いて、えっ、これっていろんな流用ができるのか、こういう使い方をするのかと思って、今、ちょっとおかしんじゃないかなっていうような私の個人的な思いですけど、これは見当違いなんですか。そこらあたりを町長さんお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） この財源は、確かに県の森林税から出てるものでありますが、こういった県の事業の中で新しいメニューとして、「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」という事業がございまして、その制度を利用して今回コミュニティ協議会によります赤子山の整備をしていこうと、あくまでも森林を整備するという建前のもとに、そういった事業が成り立っておりますので、今の竹林の繁茂につきましては、先ほどの経済課の事業の中でそういった繁茂対策ということもできますし、こちらのほうはその事業のメニューの中の一つを利用させていただいて、コミュニティづくり、まちづくりに活用していこうというものでございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 本当に私は議員に選ばれましたけども、勉強不足の部分がいっぱいありまして、知っていた人が得する、知らない人はそれかというような、あの地域づくりは本当の地域づくりにならないと思うんですね。赤子山のほうはコミュニティが進んで、こっち

はまだっていうように、それは本当にちょっと平等性を欠くかなともいうような気がいたしました。もうそこらあたりの配慮をこれからしていただきたいなと思います。

○議長（福田 洋明君） 答弁いいですね。要望でしょう。

○議員（2番 中本 敦子さん） そこらあたりは、配慮はしていただいているのでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の予算の計上につきましては、今回補正予算で初めて計上させていただくものでございますので、ここで、この議会において、議決をいただければ、それをもって初めてPRできるというふうになりますので、そういった形でPRしていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑ありませんか。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 10ページの県支出金の県補助金の9、離島の定住・交流サポート事業というのを173万8,000円出ております。これあの19ページの農林水産業の財源内訳の変更ということでこちらにきているみたいですけど。この内容を、済みません、いかにも離島の定住・交流サポート事業といたら何かなという。土地改良とどう関係があるのかなって感じもしますので教えてください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総合政策課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 10ページの総務費県補助金173万8,000円ということで予算計上させていただいております。これは、単独県事業でございます。離島の定住・交流サポート事業に当初予算で計上しております佐合島集落道整備事業交付申請をいたしまして、事業認定、交付決定を得たということでございます。事業費の2分の1部分を一般財源から県補助金に振りかえるということでございまして、集落道、赤線道をコンクリートを張ってですね、今、1メートルぐらいなんですけれど1.5メートル程度ぐらいに広げて、全長は67.5メートルあるわけでございますけれども、そのうちの17.5メートルを今年度整備するというものでございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 13ページの委託料の全国移住ナビ、これあのほかの市が既に完成したところもあると思うんですけど、私の考えだと町民の方がいろいろ出してもらえたらなと思ってるんですけども、そこら辺の考えを。あと500万円ってすごい金額だと思うんです。PR事業として。それで、ほかの市を見てると、地元出身のタレントとか呼んでみたいなんですけど、500万円かけてやるPR事業というのはどういうものなのかなと。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 13ページの地域住民生活等緊急支援事業費の中の委託料、ホームページ再構築と全国移住ナビということでございます。これは、国が進めております全国移住ナビへプロモーション動画及びそれから生活情報とかですね、観光情報を登録するための制作委託経費ということでございまして、上限、プロモーション動画については500万円という話を聞いておるところでございます。これからどういうものをつくるかということについては、いろいろ制作委託業者を公募いたしましてプレゼン等を受けてですね、決定をしていきたいというふうに思っておるわけございまして、予算の中の満額を要求したと、計上しているというところございまして、見積もり等はテレビ関係とKビジョンとかいただいておりますけれど、いろんな中身というか、これちょっといただいておるところでございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） PRビデオですね、そういう500万円もかけてやるかという、なんかこうどうなのかなという、お金かければそれなりにいいものができるのかよくわからないですけど、その地方創生ということで、大きな収入の流れの中でほかのやつで競い合うわけですよ。そういう中身について、私たち議会は、口を出す機会はあるのか、そういうところをちょっとお聞きしたい。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 今から、予算の議決いただきましたら、先ほども言いましたように公募をしてですね、委託業者を決めていくというところでございますので、その決め方についてまだいろいろ審査委員会やら設けてということになるかと思っておりますけれど、いろんな形で、御提案とか御意見とかいただく機会はあるんじゃないかというふうには思っております。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

提出議案に対する質疑は、ここまでといたします。

○議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。次の本会議は9月9日午前9時から開会いたします。

午後4時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一

平成27年 第6回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成27年9月9日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成27年9月9日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 提出議案に対する質疑

日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第3 委員会付託

出席議員(12名)

1番 長岡 浩君	2番 中本 敦子 <small>さん</small>
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 渕上 正博君	9番 細田留美子 <small>さん</small>
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子 <small>さん</small>	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 村井 泰行君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山田 健一君	副町長 …………… 吉賀 康宏君
教育長 …………… 高木 哲夫君	会計管理者 …………… 高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	羽山 敦紀君

総合政策課長	……………	藤田 衛君	町民課長	……………	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長	……………			……………	兼末 仁君
健康福祉課長	……………			……………	田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	藤山 一人君
建設課長	……………	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	……………	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長	……………			……………	角田 光弘君
社会教育課長	……………			……………	岡村 茂樹君
総合政策課財務班長	……………			……………	加世 伸彦君

午前9時00開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、岩本ひろ子議員、長岡浩議員を指名いたします。

日程第2. 提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第2、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、決算の認定についての質疑を行います。

一般会計につきましては、歳入は一括、歳出は款ごとに行います。特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入に入る前に、決算全般について質疑はありませんか。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山 宏充君） 決算全般ということでございますので、質疑をさせていただきます。これに当たっては監査委員さんの御意見に基づいてですね、ちょっとお言葉をお借りしながらお尋ねをさせていただきたいと思います。昨日の一般質問等の中で、さまざまな議員さんの質問の中から、副町長さんの報告、決算の説明の中でも、今後これをもとにですね、さらなる行財政改革を目指して運営をしていくという御決意のほどはお伺いしたわけですが、

26年度の決算を、資料が私の手元にもございますので、先ほども申し上げましたけれども監査委員さんの意見を引用させていただきながら、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、いわゆる地方公共団体の財政健全化判断比率ですよね。実質公債費比率は減少、一方、将来負担比率は大きくと言いますか、基金残高の減少が大きく影響を受けてアップしております。将来負担比率ということは、次の世代に現金が差し向きないということですから、次の世代に大きな負担を残しているという意味でも非常に危惧しているわけですが、190.1%ですか。ですから今50の、約百十何億くらい総額な借金があるんじゃないかと思います。それは、どっかのページにもこの監査委員さんの、次のページですね、110億9,500万ですか、総額で、年度末の残高合計がですね。これについてはやっぱり、いつか私一般質問でもさせていただきましたが判断比率について、国の何と言うか指標ですねいわゆる。実質公債費率が25、将来負担比率が350という一応の基準はあってその中にはありますけれども、やはり同じ土俵で県下の市町村比べるとというのが非常に大きな意義があるところではないかと思うんです。そうすると当然、この決算、議会で認定された後公表されるわけですから。そうすると当然、市町村、県下の市町村で比べられると。そうすると当然、また平生の順位が比べられると下の方にある。ひょっとするとまた、どうなのかなという気がします。まだ公表されていませんからわからないんですけど、これ財政、判断比率はやっぱり守っていかないとですね、将来に大きな負担をかけるようになります。その辺のお考えですね。それは許容範囲なんだよっっちゃう。前も聞いて大体のお考えっちゃうのはわかるんですけど、でも比較され同じ土俵の中でですね、見比べられる。そうすると、いろんな形でマスコミ等に、マスコミがどうのこうのというわけではないですが、それは事実と公表される。そうすると、住民の皆さん方のいろんな判断の材料になる。そうするとマイナス要因になる。不安感も当然住民の皆さん方にも一人一人生まれてくるんじゃないかと思うんですけども。一方では、昨日も更なる行財政改革を目指して運営していくと言うふうに述べられて毎年のように町長さん、テーマを5本の柱、「持続可能なまちづくり」というのを必ず上がっているんですけども、これ果たして本当に私たちが見比べられる指標との整合性というのはどうなのかなって非常に疑問に思うんです。その点から町長さんの決算を迎えてのですね、お言葉を是非、町長さん自身のお言葉で、この決算に対する次のステップ、PDCAサイクルという言葉も随分と聞きましたけれども、本当にPDCAサイクルは機能しているのだろうか。この決算を迎えるに当たって町長さんのお考えをお尋ねしたいと思います。監査委員さん、最後の結びにですね、実質単年度収支が3年連続の赤字というようなことで、私も非常に赤字体質が続く恐れを感じる。また、先ほども申し上げましたけれども、将来負担比率も平成22年度に次ぐ水準。非常に危惧をされていらっしゃる意見をここに述べていらっしゃると思います。それで、当面にする課題及び対策ということで監査委員さんからも提言をいただいております。

2番目にお尋ねしたいのは、これらの9項目。監査委員さんから提言があった9項目についてどのように理解をされているのか。そのことをお尋ねします。

3点目に、今後議会の議決を経て、国・県のほうへ報告を当然されると思うんですけども、その中でもう1つ、議会の議決と監査委員さんの意見、それらの要領を住民に公表するというのが自治法、定められていると思うんですけども、広報等を見ているとどうもそのような文面がない。ちょっと私が見落とししなところもあるかもしれませんが、それはどのように住民の皆さん方に議会の議決並びに監査委員さんの報告をもとにした要領というのを公表されているのか、ちょっと私もうろ覚えでよくわかりませんので、その3点を教えていただけますようお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 決算全般にかかわる問題で財政健全化判断比率にかかわる質問を今いただきました。毎年大変厳しい財政状況の中で実質的な財政運営を進めるに当たって、一番当面、我々が最大の眼目といたしますが、これについては、かなり極めて高かった実質公債費比率をなんとか、まずは逡減をさせていきたいと。これは、それなりの効果が今、具体的に数値となって表れてきていると思います。合わせて将来負担比率につきましても、逡減化に努めてまいりましたが結果的には、今御指摘がありましたように、今若干また少しふえてきたと。充当財源の当然問題もあり、それからいわゆる基金残高が逡減をしておるという状況もございまして、数字の上ではこういう形になってきております。基金残高につきましても、この前からいろいろ議論がありますように、この残高をなんとか確保していこうということで基金については今回1億6,000万程度また積み増すことができます。さらに加えて、これから来年度に向けていま改めて従来のいわゆる持続可能な行財政運営をやっていこうという目標のもとに予算編成の対応をまいりましたが、今回からもっと違う形で予算の編成に入っていきたいというふうに考えておまして、ある程度、先ほど言いましたように、基金残高の問題を中心にしっかり確保していける状況の中で来年度予算編成を組み上げていくような、これから取り組みを進めていきたいという大きなテーマを掲げてこれから臨んでいきたいというふうに考えております。

監査意見並びに監査の講評というものも先般いただきまして、直接監査委員さんから御意見等もいただきました。それぞれここにありますように、9項目含めてその他気づき等も含めて、大変真摯に御指摘いただいた点につきましてはしっかりと我々も受けとめて対応していきたいということのできるだけ次の来年度予算に反映をしていけるようにですね努力をしていきたいというふうに考えております。それから要領についてはちょっと、総合政策課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 決算の認定をいただいた後に住民の皆さん方に対する公表等については意見書は告示という形で公表いたしておりますし、それから広報等においてですね決算の状況というのはですね皆さん方にお知らせしているという状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山 宏充君） 来年度からまた違う形で予算編成する。それを見守っていきたいと思いますので。ぜひ、いつもいつも同じなんですよね。正直言って私、済みません町長大変御無礼な言葉で言うつもりはないんですけど。私の正直な、ボキャブラリー不足の中での町長さんへの思い、ええ加減にしてくださいよっちゅうことで。ええ加減にせんにゃいけないんじゃないでしょうかね。こんな同じようにやるのは、わし、ボキャブラリー不足で大変失礼かもしれませんが、ほんともうそういう時じゃないでしょうか。そのことを強く申し上げておきます。

それで決算の公表なんですけど、自治法の法律を読むと決算の状況じゃなくて、監査委員さんの意見とともにその議決を、要領を住民に公表しなければいけないというふうにあるんですけど。ですから私がメインで聞きたいのは決算の状況というのはわかります、数字の羅列。ただ監査委員さんのこの報告書、これはどのように掲載されているのでしょうかということ。これ、かつになっているんですよね、この法律上は。233条だっただと思うんですけど。議会の認定、両方を国にもやるしかつ、住民に公表しなければならないというふうになっていると思うんですけども、改めてその辺のところはどうなっているか、お尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 公表する義務がございますのは、監査委員さんの意見書ということで、それは告示という形で皆さん方にお示しをしているということでございます。中身については、住民の皆さん方に細部までは公表しておりませんが、執行機関に対するいろんな御意見ということで承っておりますのでございまして、いただいた意見は各課に振り分けましてですね、その課題を整理しておりますという状況でございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出については款ごとに質疑を行います。

まず、議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） ちょっとお尋ねします。労働費の中で貸付金219万円。これが全部不用額になっているんですね。そのまま不用額になっている。これはどういうことなのかちょっと説明をお願いします。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長（藤山 一人君） 今御質問がありました労働費の中の労働福祉対策費の貸付金でございますが、これは県労働福祉金融制度の寄託金でございます。これは中小企業労働者の生活の安定を図り、福祉推進のための生活資金の貸し付け制度でございます。26年度はその貸し付け制度の実績がなかったことで支出済み額がゼロとなっております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 中小企業の人が、早く言ったら全体の人が全員、こういう制度があるということを知ってるんでしょうか。広報等でいろいろこう、お知らせをせんとこれわからんのではないですか。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長（藤山 一人君） 今の御質問でございますが、周知について、ちょっと私が確認をしております。ちょっと確認させてもらったらと思います。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

午前9時18分休憩

.....
午前9時26分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。藤山経済課長。

○経済課長（藤山 一人君） 大変申しわけありません。周知については町としてはしておりませんが、申し込みについては中国労働金庫のほう窓口になっております。今後は連携をとりながらやっていきたいというふうに考えてます。またこれについては、貸し付け金利は年1.8%ということで他の制度に比べて金利が高く、利用等の利便性が低いということで、26年度は要望がなかったものだと思います。以上です。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成26年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成26年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平成26年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から報告第11号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の

資金不足比率の報告について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

日程第3. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第3、お諮りいたします。議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算から、議案第5号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例までの件、及び認定第1号平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号までの件及び認定第1号から認定第9号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、9月18日、午前10時から開会いたします。

午前9時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 長 岡 浩

平成27年 第6回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成27年9月18日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成27年9月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 認定第1号 平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成26年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第11 認定第5号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成26年度平生町後期高齢医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳出決算の認定について
- 日程第16 議員提出議案第1号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第17 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 特別委員会の設置について
- 日程第20 議員派遣について

日程第21 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 認定第1号 平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成26年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第11 認定第5号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成26年度平生町後期高齢医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳出決算の認定について
- 日程第16 議員提出議案第1号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第17 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 特別委員会の設置について
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

1番 長岡 浩君

2番 中本 敦子さん

3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 渕上 正博君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 村井 泰行君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			岡村 茂樹君
総合政策課財務班長			加世 伸彦君

午前10時00分開会・開議

○議長(福田 洋明君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中本敦子議員、松本武士議員を指名いたします。

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算から日程第6、議案第5号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例及び日程第7、認定第1号平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、認定第9号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を議題といたします。

これより、所管委員会における案件の審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。
河藤泰明総務厚生常任委員長。

○議員（7番 河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成27年9月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第2号、認定第6号、認定第7号及び認定第8号につきまして、9月14日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号については、全て賛成多数で「可決すべき」とし、また、認定第1号中所管事項、認定第2号、認定第6号、認定第7号及び認定第8号についても、全て賛成多数で「認定すべき」とすることにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

議案第1号では、審査に先立ち、山口県4市6町情報システム共同利用検討会議においては、共同化計画案策定に向けた検討、調達仕様書などの作成、外部コンサルタントに委託した内容の検討などを行い、負担金は各市町均等の負担となることの補足説明がありました。

歳入全般では、前年度から増加した地方交付税に関し、動向についての質問があり、今年度は人口減少などの条件不利団体への重点措置により増加しているが、今後については条件不利団体から成果を上げた団体へ措置を拡充するとの話を受けており、成果指標も反映されていく認識にあるという説明がありました。

歳出の所管事項において、総務管理費の情報通信費では、社会保障・税番号制度システム関連経費について町の持ち出しが出ないよう、引き続き全額国庫補助措置を要求していくよう要望がありました。

また、補足説明のあった4市6町情報システム共同利用検討会議の内容に関し、負担金の予算措置時期や負担割合についての質問があり、上程時期は多くの市町が9月であること、負担方法の方向づけとなる各市町の業務量算出などはこの検討会議がこれから委託する内容であり、このたびは均等負担となることの説明や、データ保管についての議論が行われました。

財務財産管理費では、財政基金の積立についての説明が求められ、実質収支の2分の1以上の積立規定、交付税確定により措置を受けた部分をあわせ、今後の財政運営を踏まえて基金への積立を前提に補正予算編成を行い、当初予算での取り崩し額は復元した認識になるとの回答がありました。

また新設の、地域住民生活等緊急支援事業費では、全国移住ナビと、ホームページ再構築についての説明が求められました。それぞれについて、移住ナビへ登録する町のプロモーション動画と生活情報・観光情報などの製作委託であること、専門知識を持つ職員に頼らず各所管でのホームページ更新を可能とするための新システム導入経費であること、そして、繰越分である地方創生先行型予算とは別枠であるという回答がありました。

討論においては、マイナンバー制度に関し、情報収集は人権侵害で、情報流出も危惧されるとした反対討論と、財政基金積立に関して積み立てる姿勢を評価した賛成討論がありました。

議案第2号、議案第3号については、質疑はありませんでした。

議案第4号では、預金口座へのマイナンバー適用についての質疑、議案第5号では、手数料負

担についての質疑が行われ、ともに、マイナンバー制度に関して議案第1号での討論と同趣旨の反対討論がありました。

認定第1号中、歳出の所管事項では、まず、企画振興費、地方バス路線維持対策費補助金で、県費が下がり町の持ち出し割合がふえたことについて質問がありました。この助成制度は、国・県分が直接事業者に入る国庫補助対象路線と、対象外路線でも県の補助要求に合致する路線とに分類がされている旨の説明があり、料金収入と対象経費についての事業者努力を促しながら、路線維持のため構成市町による助成維持を続けていきたいとのことでした。

また、一般管理費と情報通信費のマイナンバー関連経費の、町持ち出し額について確認があり、ここでも全額国庫補助措置を要求すべきとの言及がありました。

関連して、町全体でのシステム関係支出が随意契約とされていることについての議論がされ、見積もり段階での精査状況の説明や、随意契約が固定化することを危惧する意見が出されました。

戸籍住民基本台帳費に関して、前年度比で人口の社会減が大幅に少なかったことをどう分析するかとの質問があり、今後詳細分析はするが、新興住宅地への転入が主要因と見ているとのことでした。

社会福祉費、老人福祉総務費では、高齢者筋力向上トレーニング事業の参加人数の減について、成果指標をもとに委託先との十分な相談の上、事業の推進をすべきとの意見があり、PRや呼び起こしに力を入れ、利用しやすさについても検討するとのことでした。

討論においては、実質単年度収支と将来負担比率の現状、基金に頼ったままの財政運営を理由とした反対討論と、マイナンバー制度関連を含む決算であることを理由とした反対討論がありました。

認定第2号では、医療費が減少したものの、保険料改定により、実質収支が約3,000万円の黒字になったことについて説明が求められました。医療給付が大きく下がったことで、交付金を受けていた状況から拠出金を出す状況に転じるという関係から、今回の補正で過年度精算するため約2,000万円の追加返還金を計上しており、実質的には980万円の余剰金しか残らないことの説明がありました。また、繰入金増の要因は、減額拡充のための低所得者対策であるとのことでした。

討論においては、一般会計から繰り入れを受ける会計であることを理由とした反対討論がありました。

認定第6号については、質疑はありませんでした。

認定第7号では、保険料滞納者が介護サービスを受ける場合について質問がありました。滞納期間により対応は異なるが、2年以上滞納があると保険給付割合が9割から7割に変わり、3割負担となるため、納入相談など、サービスが受けられるような対策にも努めているとのことでした。

た。

討論においては、認定第2号と同様に、一般会計から繰り入れを受ける会計であることを理由とした反対討論がありました。

認定第8号については、質疑はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に松本武士産業文教常任委員長。

○議員（3番 松本 武士君） それでは産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成27年9月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、こちらも、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第9号につきまして9月15日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中歳出のうち所管事項について、全会一致で「可決すべき」となりました。認定第1号中所管事項、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第9号につきましても全会一致で「認定すべき」となりました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、農林水産業費のやまぐち森林づくり県民税関連事業費を地域コミュニティ活動に充てることに対する質問があり、今回の地域コミュニティ活動については赤子山の登山道及び赤子山山頂付近の森林整備に使用するため、地域課題対策事業補助金の目的に合致しているとの説明がありました。

また、赤子山整備の政治的位置づけ、事業対象種目、整備するルートについての質問があり、整備の方針として、赤子山の整備には以前から提起があること、町にとって大きな位置を占めていると捉えていること、この事業は草刈りには使えず、基本的に森林整備を含んだ樹木伐採、剪定となっていること、事業は上殿、沼、堅ヶ浜の3つのルートに取り組むものであるとの説明がありました。

林業総務費では、県から町に移った繁茂竹林整備事業の要件について質問があり、県での要件は厳しかったが、町では個人の竹林を含め裏山の竹でも、道路の際の竹でも、竹が生えているところを竹林とし、森林組合に作業委託されたものに対して2分の1の補助をすとの説明がありました。また、再生竹の除去は地権者の方に行っていただく考えであるとの説明がありました。

認定第1号中所管事項について、歳入では、質疑はありませんでした。

歳出については、農業費の農業委員会費で、農業委員会の申請書処理数の内容と処理について質問があり、5条申請の56件のうち47件は太陽光発電の設置であり、申請後は工事についての指導権限はないが、近隣農家や農地の所有者からクレームがあった場合には、業者や行政書士にトラブルがないよう努めてもらっているとの説明がありました。

農業振興費では、ジャンボタニシとミカンバエの防除支援対策事業の効果について質問があり、ジャンボタニシの生息地域は増加しているがスクミノンという薬剤を散布しているところでは被害が減少している、またミカンバエも薬剤散布により抑えられてきているとの説明がありました。

土地改良事業費では使用料及び賃借料の借り上げ料の内容について質問があり、バックホウの借り上げであるとの説明がありました。

水産業費の委託料で、水産物供給基盤機能保全事業の内容について質問があり、丸山地区、伊保木地区、小森地区、佐合島地区、浜田地区の一部と西魚見地区の一部の漁港施設の長寿命化を図るための点検業務であるとの説明がありました。また、漁獲量の変移と長寿命化計画の考えについて質問があり、生産量は減っているが、魚の単価を上げるため種苗放流を行っているとの説明がありました。

道路橋梁費では、太陽光発電等の工事車両により路肩が崩れたりしていると聞いているが対策はどうなっているかとの質問があり、施工業者と協議し関係者が補修しているため、町の負担はないとの説明がありました。

また、道路橋梁新設改良費の委託料と、補償、補填及び賠償金の不用額の理由について質問があり、委託料は入札減によるもの、補償、補填及び賠償金は補償物件が減少したためとの説明がありました。

港湾費では、原材料費の肥料等の内容について質問があり、ボートパークの植樹の肥料などに充てるとの説明がありました。また、不用額は穴埋めの真砂土が必要でなかったためとの説明でした。

都市計画費では、需用費の不用額について質問があり、書籍の購入をしていないためとの説明がありました。

教育費小学校管理費では、スポーツ振興センターへの負担金の内容について質問があり、独立行政法人日本スポーツ振興センターの小学校児童の保険であるとの説明がありました。委員から民間で同じようなものを比較対象して使われてはどうかとの提案がありました。

また、小学校振興費の負担金、補助及び交付金の就学援助事業の人数には生活保護世帯が含まれているのかとの質問があり、含まれていないとの説明がありました。

社会教育費では、歴史民俗資料館と阿多田交流館の、平日と土日の入館数について質問があり、どちらも平日と土日での入館数に差はないとの説明がありました。

保健体育費では、スポーツ推進委員について質問があり、スポーツ指導者の養成及び指導、スポーツ施設に関しての助言などの全体的な指導、助言を行っているとの説明がありました。

認定第3号については、下水道整備費の賠償金の中の物件移転補償について300万円程度の予算残額がある理由は何かという質問があり、下水道管の引き込み等に伴い、水道管の移設等を行うことがあるため若干の余裕をもって予算を計上していたが、26年度は補償対象物件が少なかつたためであるという説明がありました。

公債費では元金と利子の合計について、この状況が今後いつまで続くのかという質問があり、事業が終わるまで続き、現段階では償還のピークは平成33年であるとの説明がありました。

認定第4号、認定第5号及び認定第9号については、質疑はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 以上で、委員長報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず議案第1号から第3号に対する反対討論の発言を許します。
 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） 私は、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算に反対をいたします。

理由といたしまして、マイナンバー制度は国民の各種個人情報をマイナンバーによって結びつけ活用する制度です。現在はマイナンバーで管理される個人情報は、社会保障、税、災害の3分野ですが、政府は制度が実施される前から、国会に改正案を出し銀行の預貯金口座や医療情報もマイナンバーの利用を広げようとしております。これは、公的機関による人権侵害の情報収集にほかなりません。これを見ますと公的機関には大きなメリットがありますが、私たち国民には何のメリットもございません。

もう1点は、情報の流出です。政府は対策はとっているとありますが、人間がつくり運用をする以上、100%安全はあり得ません。また不正取得やカードの偽造、成り済まし犯罪などの危険は避けられません。以上の点から、私はマイナンバー法そのものに反対です。

これにより、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算、情報通信費に対して反対をいたします。議員の皆様方も、慎重にお考えの上、御同意くださいますようお願いをいたしまして、討論を終わります。

○議長（福田 洋明君） 次に、議案第1号から第3号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で、議案第1号から第3号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第4号及び第5号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、議案第4号及び第5号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で、議案第4号から第5号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から第9号に対する反対討論の発言を許します。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、認定第1号平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を、全てにおいて反対の立場から討論させていただきます。

まず、認定第1号平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の反対について、反対の立場から討論をさせていただきます。なぜ決算の認定に反対するのか、一般会計については、3点ほど理由に上げさせていただきます。

まず、1点目です。実質単年度収支が3年連続の赤字では、余りにも無計画な行財政運営が続いていると判断するからです。実質単年度収支とは、単年度収支から実質的な赤字、黒字の要素を加減したもの、当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標であります。つまり、貯金の出し入れや、ローンの繰り上げ返済がなかったものとして、実質的な収支をあらわす数値が実質単年度収支というわけです。なので、例え単年度収支が黒字であっても実質単年度収支が赤字であれば、基金を取り崩して財政運営をしていたということになります。基金が底をついてしまえば、実質収支の黒字も減少していき、やがて実質収支も赤字になってしまうこととなります。

26年度の実践テーマを「健全な財政で未来を拓くまちづくり」と掲げられていたはずであります。それでも、実質単年度収支が3年連続の赤字の財政運営では、無計画な行財政運営が続いていると言わざるを得ません。

2点目の反対の理由を申し上げます。将来負担比率が190.1%と悪化では計画性の伴った行財政運営とは言えないと判断するからです。将来負担比率は、地方債など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合としてあらわすもので、全ての地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにしようとする数値です。この比率は、平生町の場合平成19年度から減少傾

向を続けておりましたが、26年度は増大となっております。財政規模に対する負債の割合が大きくなったのでは、計画性のある財政運営とはいえないと判断いたします。

質疑の中で答弁がございました、今後の予算編成作業に当たっては、今までと違う形で臨む姿勢を強調をされました。平成28年度の作業には必ず実行され、着実に予算として反映されることをこの場をお借りして強く望むことも言い足しておきます。

また、この将来負担比率は、早期健全化基準である350%以内だと言われるでしょうが、今後県内市町の将来負担比率の数値が公表、比較をされた場合、190.1%という数字は、町民の間に町の未来に対する不安感、閉塞感を一層漂わすに十分可能性のある大の数値であるとも私は推測をいたします。

反対理由の3点目を申し上げます。意欲と積極性にはほど遠い財政運営だと判断するからです。1点目に申し上げたことと若干ダブりますが、安易に財政基金に頼る財政運営が常態化をし、町民の安心の暮らしをどう実現していくかとする意欲、並びに積極性にはほど遠い財政運営で、しかも基金の処分に関し、条例遵守がなされていないと診断するからであります。

26年度を含めて、なぜここ数年、当初予算で財政基金の一部を取り崩して繰り入れて、地方交付税が確定する9月補正で積み立てるといふ、全く基金に頼る財政運営が常態化しているのでしょうか。当初予算から基金を当てにする財政運営では、幾ら会計年度間の財源調整を図るとはいえ、行政水準の確保と維持、そして縮小、削減を取捨選択、その中で安心の暮らしをどう実現していくかという意欲と積極性にはほど遠い財政運営だと判断をいたします。このことは、監査報告書でも全事業の実施時期を含めた見直しをもう一度徹底的につくり変える必要があるという言葉でも述べられていると思います。

さらに、余りにも安易に基金を使い過ぎ、もっと基金は厳格に適用、運用すべきだと、この場をお借りして申し上げます。なぜなら、平生町基金条例によると財政基金の目的は、確かに年度間の財源調整を図り、財政の効率的執行及び健全な運営に資するためとあります。処分についても基金は、その設置の目的を達成するための財源に充てるため、処分することができる。ただし、次の各号に掲げる基金については、当該各号のいずれかに該当する場合に限るとしています。条例の中で、(1)として平生町財政基金の場合、ア、イ、ウの項目を、それぞれ規定をしております。アは、経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合において、当該不足額を補うための財源に充てる時。イとして、災害により生じた経費の財源、または災害により生じた減収を補うための財源に充てる時、ウとして、緊急に実施することが必要かつやむを得ない事由により、生じた経費の財源に充てる時としております。ア、イ、ウ3つの項目のことをもっと厳格に適用、運用すべきだとこの際進言を申し上げておきます。

つけ加えるならば、昭和39年平生町条例第10号の平生町財政基金条例は、廃止はされてお

りますが、当時の条例に携わった関係者は、今のような使い方を全く想定されていなかったのではないのでしょうか。執行機関みずから条例遵守をせずして、町民との協働のまちづくりが進められるのでしょうか。ということも、この場をお借りして申し添えておきます。

最後に、平成26年度の決算状況を審査し思うことは、ええ加減にせんにゃいけんのじゃないかという評価をいたします。平成26年度は、予算編成テーマの、「協働」で未来を拓くまちづくりとし、実践テーマを、1、参加と協働のまちづくり、2、住み良さを実感できるまちづくり、3、子どもたちの未来を育むまちづくり、4、地域資源を生かしたまちづくり、5、健全な財政で未来を拓くまちづくり、以上の5本の柱で予算編成をしたと、町長は当初予算説明で申されました。実践テーマの1つとして、健全な財政を掲げながら、26年度にどう取り組まれていたのでしょうか。結果に関しては疑問などがあります。ほんとにええ加減にせんにゃいけんのじゃないのでしょうか。

ええ加減にせんにゃいけんちゅう言葉、自戒を込めて私自身にも言い聞かせねばなりません。なぜなら、私は、平成26年度の当初予算案、6月、9月、12月、3月の各補正予算案に対し、全てを賛成してまいりましたが、決算認定に当たっては、逆の行動を選択いたします。図らずも今自分自身の勉強不足、見識不足を後悔しております。

以上、財政運営に関する計画性、意欲性と積極性の観点から反対をする理由3点、そして私の決算審査に当たっての評価を申し上げました。

次に、認定第2号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定から、認定第9号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、私は一般会計の決算認定に反対でありますので、反対する一般会計の繰り入れを受けているこれらの8決算認定については、一般会計からの繰り入れを受けている特会でございますので、全てにおいて反対の立場とさせていただきます。

以上、議員各位におかれましては、何とぞ適切なる判断の材料として御考慮いただきますようお願い申し上げます、認定第1号から認定第9号までの決算について反対の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 次に、認定第1号から、第9号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で、認定第1号から第9号に対する討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。まず、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号平成26年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認

定についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第3号平成26年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第5号平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第6号平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第7号平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第8号平成26年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第9号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

日程第16. 議員提出議案第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第16、議員提出議案第1号平生町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは、御提案をしております、議員提出議案第1号平生町議会会議規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。本議案は、ことしの5月28日に開催されました全国町村議会議長会において、標準町村議会会議規則が改正されたことに伴い、平生町議会会議規則の一部の改正を行うものであります。改正の内容は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものです。

以上、平生町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、今回6名を代表して提案いたします。議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提出議案の説明を終わります。これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号平生町議会会議規則の一部を改正する規則の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 同意第1号

○議長（福田 洋明君） 続きまして、日程第17、同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

去る9月8日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会におきまして慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そしてただ今は、予算3件、条例2件、認定9件につきまして御議決を賜りまして誠にありが

とうございます。

今後間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いまして、財政運営を含め行政の適正な執行に努めてまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましてもよろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げます案件は、人事案件2件でございます。

まず、同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての御説明を申し上げます。

10月19日をもちまして任期が満了いたしますのは、現在教育委員長を務めていただいております鳥枝達典氏でございます。鳥枝氏におかれましては、平成18年10月20日に教育委員として、任命いたしております。2期8年間、うち5年間は委員長として、教育に関する幅広い御識見により、本町の教育・文化の振興に貢献してこられました。このたびの任期を迎えられるにあたり、引き続き、教育行政にお力添えをいただきたいとの申し出をいたしました。御本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出がありまして、この任期に際し御勇退となったわけでございます。

後任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項により、このたびは錢廣義和氏を任命いたしたいと思っております。

錢廣氏の略歴は議案裏面に添付いたしておりますが、昭和45年5月23日生まれの45歳でございます。平成7年3月に第一経済大学経済学部を御卒業後、同年4月からは民間の会社の勤務を経て、平成22年1月からはみずから開業されております。

現在、中学1年生のお子さんを子育て中でありまして、平成25年4月から佐賀小学校PTA会長を2年間経験された後、27年4月からは平生中学校のPTA会長を務められております。近年、子供たちの無気力、無関心な態度が問題視される中、しっかりとコミュニケーションがとれ、力強くのびのびと育てほしいとの思いで、PTA活動に取り組まれていると伺っております。

また、児童・生徒が、将来も生まれ育った地域で活躍してほしいとの願いも強く、郷土愛を育む教育にも関心をお持ちでありまして、錢廣氏がお住まいの佐賀地域におけるまちづくり、とりわけ地域コミュニティの核としての佐賀小学校への思いは非常に強いものがございます。保護者の立場に加え、佐賀地区住民としての視点からも御意見をいただきまして、教育行政のなお一層の推進に貢献いただけるものと考えております。

以上、御説明申し上げましたように、教育委員としての識見を十分備えておられ、適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、同意第1号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足

の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

.....

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。同意第1号の件を起立により採決いたします。本案については同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第18. 諮問第1号

続きまして、日程第18、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） ただ今は、平生町教育委員会委員の任命につきまして、御同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての御説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員は3名にお願いをいたしておりますが、このうち、平成24年から1期3年間にわたりお願いをいたしております中丸和則委員の任期が平成27年12月31日をもって満了となります。中丸委員におかれましては、人権啓発、人権相談等に携わるとともに、周南人

権擁護委員協議会の広報部会副部長として活躍されております。また、再任の要件も満たしておられることから、御本人に再任の御承諾をいただいたところでございます。中丸委員につきましては、全町的に、また、学識面、経験面などの要件を踏まえ、あらゆる角度から総合的に判断をいたしました結果、中丸和則氏を再任したいと存じております。

中丸氏の略歴は議案裏面に添付いたしておりますが、昭和27年7月28日生まれの63歳でございます。昭和51年3月に福岡大学法学部を御卒業後、同年10月、山口県警察本部警察官を拝命され、平成22年3月山口県警察本部を退職されるまでの約33年間、地域住民の生命、身体及び財産を守るため、公共の安全や秩序の維持に努められたところです。また現在は、民生委員児童委員として、本町の地域福祉の増進のため、住民の生活や福祉全般に関わる相談や援助活動に積極的に取り組まれております。

以上、中丸氏の略歴について申し上げましたが、人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護と全ての権利や自由な人権思想の普及、高揚に努める使命が課せられているわけでございまして、中丸氏につきましては、人格識見高く、広く社会の実情に通じておられますので適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聞きいたすものでございます。

以上をもちまして、諮問第1号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

.....

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。諮問第1号の件を起立により採決いたします。本案については異議のない旨の回答をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案については異議のない旨を回答をする

ことに決しました。

日程第19. 特別委員会の設置について

○議長（福田 洋明君） 日程第19、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本町議会の組織運営のあり方等議会改革について、調査するため、10人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、この調査事項を付託して、閉会中の継続調査とし、調査期間を調査終了までとすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって本町議会の組織運営のあり方等、議会改革について調査するため、10人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、この調査事項を付託して、閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、荏上正博議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、村中仁司議員、松本武士議員、中本敦子議員、長岡浩議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの10名が議会改革調査特別委員会の委員に選任されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時40分からといたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時36分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。ただいま議会改革調査特別委員会委員長から、委員会を開催し、委員長に中川裕之議員、副委員長に河内山宏充議員を互選したとの申し出がありましたので、御報告いたします。

日程第20. 議員派遣について

○議長（福田 洋明君） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第21. 委員会の閉会中所管事務等の調査について

○議長（福田 洋明君） 日程第21、委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成27年第6回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 本 敦 子

署名議員 松 本 武 士